基礎編

SBI証券個人型年金プラン　確定拠出年金商品説明資料

運用関連運営管理機関　株式会社SBI証券

記録関連運営管理機関　SBIベネフィット・システムズ株式会社

E0033008

目次

— — — — 元本変動型商品 — — — —

【国内株式】
・ＤＣニッセイ日経２２５インデックスファンドＡ ・・・・ 1
・ニッセイ日経２２５インデックスファンド ・・・・ 2
・朝日ライフ　日経平均ファンド（愛称：にぃにぃＧｏ） ・・・・ 3
・日経２２５ノーロードオープン ・・・・ 4
・三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・日本株インデックスファンド ・・・・ 5
・ＭＨＡＭ　ＴＯＰＩＸオープン ・・・・ 6
・ＳＢＩ　ＴＯＰＩＸ100・インデックスファンド＜ＤＣ年金＞ ・・・・ 8
・野村ＤＣ・ＪＰＸ日経４００ファンド ・・・・ 9
・ひふみ年金 ・・・・ 10
・三井住友・バリュー株式年金ファンド ・・・・ 11
・ＤＣグッドカンパニー（社会的責任投資） ・・・・ 12
・ＳＢＩ中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ＜ＤＣ年金＞ ・・・・ 13
・フィデリティ・日本成長株・ファンド ・・・・ 14
・みのりの投信（確定拠出年金専用） ・・・・ 15
・スパークス・日本株式スチュワードシップ・ファンド（愛称：対話の力） ・・・・ 16

【国際株式】
・ＤＣニッセイ外国株式インデックス ・・・・ 17
・ＤＣ外国株式インデックスファンド ・・・・ 18
・ＥＸＥ－ｉ先進国株式ファンド ・・・・ 20
・ｉＦｒｅｅ ＮＹダウ・インデックス ・・・・ 22
・ＥＸＥ－ｉグローバル中小型株式ファンド ・・・・ 24
・インデックスファンド海外株式ヘッジあり（ＤＣ専用） ・・・・ 26
・農林中金＜パートナーズ＞米国株式長期厳選ファンド ・・・・ 27
・ラッセル・インベストメント外国株式ファンド（ＤＣ向け） ・・・・ 28
・キャピタル世界株式ファンド（ＤＣ年金用） ・・・・ 29
・朝日Nvestグローバル バリュー株オープン（愛称：Avest-E） ・・・・ 30
・三菱ＵＦＪ ＤＣ新興国株式インデックスファンド ・・・・ 31
・ＥＸＥ－ｉ新興国株式ファンド ・・・・ 32
・シュローダーＢＲＩＣｓ株式ファンド ・・・・ 34
・ハーベスト　アジア　フロンティア株式ファンド ・・・・ 35

【国内債券】
・三菱ＵＦＪ　国内債券インデックスファンド（確定拠出年金） ・・・・ 37
・野村日本債券ファンド（確定拠出年金向け） ・・・・ 38

【国際債券】
・三井住友・ＤＣ外国債券インデックスファンド ・・・・ 39
・野村外国債券インデックスファンド（確定拠出年金向け） ・・・・ 40
・ＥＸＥ－ｉ先進国債券ファンド ・・・・ 41
・インデックスファンド海外債券ヘッジあり（ＤＣ専用） ・・・・ 43
・SBI－PIMCOジャパン・ベターインカム・ファンド(愛称：ベタイン) ・・・・ 44
・グローバル・ソブリン・オープン（ＤＣ年金） ・・・・ 45
・三菱ＵＦＪ　ＤＣ新興国債券インデックスファンド ・・・・ 46

【国内REIT】
・ＤＣニッセイＪ－ＲＥＩＴインデックスファンドＡ ・・・・ 47
・ＤＣニッセイＪ－ＲＥＩＴインデックスファンド ・・・・ 48
・ＭＨＡＭ　Ｊ－ＲＥＩＴアクティブファンド＜ＤＣ年金＞ ・・・・ 49

【国際REIT】
・三井住友・ＤＣ外国リート・インデックスファンド ・・・・ 51
・野村世界ＲＥＩＴインデックスファンド(確定拠出年金向け) ・・・・ 52
・ＥＸＥ－ｉグローバルＲＥＩＴファンド ・・・・ 53

【バランス】
・ＤＣインデックスバランス（株式２０） ・・・・ 55
・ＤＣインデックスバランス（株式４０） ・・・・ 56
・ＤＣインデックスバランス（株式６０） ・・・・ 57
・ＤＣインデックスバランス（株式８０） ・・・・ 58
・ｉＦｒｅｅ ８資産バランス ・・・・ 59
・ｅＭＡＸＩＳ 最適化バランス（マイゴールキーパー） ・・・・ 62
・ｅＭＡＸＩＳ 最適化バランス（マイディフェンダー） ・・・・ 64
・ｅＭＡＸＩＳ 最適化バランス（マイミッドフィルダー） ・・・・ 66
・ｅＭＡＸＩＳ 最適化バランス（マイフォワード） ・・・・ 68
・ｅＭＡＸＩＳ 最適化バランス（マイストライカー） ・・・・ 70
・ＳＢＩ資産設計オープン（資産成長型）（愛称：スゴ６） ・・・・ 72
・ＤＣニッセイ／パトナム・グローバルバランス（債券重視型） ・・・・ 75
・野村ＤＣ運用戦略ファンド（愛称：ネクスト１０） ・・・・ 77
・セレブライフ・ストーリー　2025/2035/2045/2055 ・・・・ 78

【コモディティ】
・三菱ＵＦＪ 純金ファンド ・・・・ 80
・ダイワ／“ＲＩＣＩＲ”コモディティ・ファンド ・・・・ 81

— — — — 元本確保型商品 — — — —

【定期預金】
・あおぞらＤＣ定期（1 年） ・・・・ 83
・スルガ確定拠出年金スーパー定期（1 年） ・・・・ 84

【年金積立保険】
・スミセイの積立年金保険（5 年） ・・・・ 85
・第一のつみたて年金保険（5 年） ・・・・ 87

運営管理機関：株式会社SBI証券

DCニッセイ日経225インデックスファンドA

投資信託協会分類：追加型投信／国内／株式／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

1. 投資方針

(1)主としてニッセイ日経225インデックスマザーファンドに投資を行い、「日経平均株価（日経225）」（配当込み）（※）の動きに連動する成果を目標として運用を行います。
(2)上記マザーファンドの組入比率は原則として高位に保ちますが、追加設定・一部解約に伴う資金フローに対応するため株価指数先物等にも投資します。
(3)株式の実質投資総額と株価指数先物取引等の買建玉の実質投資総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることがあります。
(4)株式以外の資産（上記マザーファンドを通じて投資する場合は、当該マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます）への投資は、原則として信託財産総額の50％以下とします。
(5)資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
※「日経平均株価」は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」自体および「日経平均株価」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。

2. 主要投資対象

ニッセイ日経225インデックスマザーファンドを主要投資対象とします。
また、追加設定・一部解約等に伴う資金フローに対応するため株価指数先物等にも投資します。
なお直接、株式等に投資を行う場合があります。
（マザーファンドは、国内の証券取引所（※）上場株式のうち、日経平均株価（225種・東証）に採用されている銘柄を主要投資対象とします。）

3. 主な投資制限

(1)株式への実質投資割合には、制限を設けません。
(2)新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20％以下とします。
(3)投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5％以下とします。
(4)外貨建資産への投資は行いません。
(5)デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

4. ベンチマーク

「日経平均株価（日経225）」（配当込み）

5. 信託設定日

2016年10月21日

6. 信託期間

無期限

7. 償還条項

委託会社は、信託期間中において、下記の理由により、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、ファンドを終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
(1)この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき
(2)やむを得ない事情が発生したとき

8. 決算日

毎年2月15日（ただし休業日の場合は翌営業日）

9. 信託報酬

純資産総額に対して年率0.18252％（税抜0.169％）以内を乗じた額
内訳（税抜）：
委託会社　年率0.074％
受託会社　年率0.020％
販売会社　年率0.075％

10. 信託報酬以外のコスト

証券取引の手数料等、監査費用、信託事務の諸費用（信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息）、借入金の利息は、信託財産中から支払います。

11. お申込単位

1円以上1円単位

12. お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13. お申込手数料

ありません。

14. ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15. 信託財産留保額

ありません。

16. 収益分配

毎決算日に基準価額水準、市況動向等を勘案して分配を行います。
ただし、運用状況によっては、分配金額が変わる場合、或いは分配金が支払われない場合があります。分配金は、自動的に無手数料で再投資されます。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関係政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者および運用指図者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■「DCニッセイ日経225インデックスファンドA」の受益権の募集については、委託会社は金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■投資信託は、株式など値動きのある証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■日経平均株価に関する著作権、知的所有権、その他の一切の権利は日本経済新聞社に帰属します。■日本経済新聞社は、日経平均株価の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。■日本経済新聞社は本商品の運用成果等を保証するものではなく、一切の責任を負いません。

確定拠出年金向け説明資料

運営管理機関：株式会社SBI証券

DCニッセイ日経225インデックスファンドA

投資信託協会分類：追加型投信／国内／株式／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

17. お申込不可日

金融商品取引所（※）の取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断でファンドの受益権の取得および一部解約の申込みの受付けを中止することおよび既に受付けた取得申込みの受付けを取消すことがあります。また、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18. 課税関係

収益分配時の普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額に対する課税はなく、非課税となります。

19. 損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20. セーフティーネットの有無

投資信託は、保険契約、金融機関の預金とは異なり、保険契約者保護機構、預金保険の保護の対象ではありません。

21. 持分の計算方法

基準価額×保有口数
注：基準価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除して下さい。

22. 委託会社

ニッセイアセットマネジメント株式会社
（信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書の作成等を行います。）

23. 受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社
再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社
（信託財産の保管・管理・計算等を行います。）

24. 基準価額の主な変動要因等

(1)株式投資リスク
株式は国内および国際的な景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受け、また業績悪化（倒産に至る場合も含む）等により、価格が下落することがあります。

(2)流動性リスク
市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。

(3)基準価額と指数の連動性に関する留意点
ファンドは「日経平均株価（日経225）」（配当込み）に連動する投資成果をめざしますが、主に以下の理由から基準価額と当該指数との動きが完全に一致しないことがあります。
①当該指数の構成銘柄のすべてを指数の算出方法どおりに組入れられない場合があること
②ファンドは流動性確保のために現金・預金等を保有すること
③信託報酬等の管理費用負担および売買委託手数料等の取引コストを負担すること
④株価指数先物と当該指数の動きの不一致
⑤株式売買時の約定価格と基準価額の算出に使用する価格の不一致
⑥当該指数の算出に使用する価格と基準価額の算出に使用する価格の不一致
⑦当該指数の構成銘柄の入替えあるいは当該指数の算出方法の変更による影響

(4)短期金融資産の運用に関する留意点
コマーシャル・ペーパー、コール・ローン等の短期金融資産で運用する場合、発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により損失を被ることがあります。

(5)ファミリーファンド方式に関する留意点
ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。このため、マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等にともない、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

（※）金融商品取引法第2条第16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関係政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者および運用指図者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■「DCニッセイ日経225インデックスファンドA」の受益権の募集については、委託会社は金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■投資信託は、株式など値動きのある証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■日経平均株価に関する著作権、知的所有権、その他の一切の権利は日本経済新聞社に帰属します。■日本経済新聞社は、日経平均株価の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。■日本経済新聞社は本商品の運用成果等を保証するものではなく、一切の責任を負いません。

ニッセイ日経225インデックスファンド

投資信託協会分類：追加型投信／国内／株式／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

1. 投資方針

(1) 主としてニッセイ日経225インデックスマザーファンドに投資を行い、日経平均株価（225種・東証）（※）の動きに連動する成果を目標として運用を行います。
(2) 上記マザーファンドの組入比率は原則として高位に保ちますが、追加設定・一部解約に伴う資金フローに対応するため株価指数先物等にも投資します。
(3) 株式の実質投資総額と株価指数先物取引等の買建玉の実質投資総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることがあります。
(4) 株式以外の資産（上記マザーファンドを通じて投資する場合は、当該マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます）への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
(5) 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

※「日経平均株価」は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」自体および「日経平均株価」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。

2. 主要投資対象

ニッセイ日経225インデックスマザーファンドを主要投資対象とします。
また、追加設定・一部解約等に伴う資金フローに対応するため株価指数先物等にも投資します。
なお直接、株式等に投資を行う場合があります。
（マザーファンドは、国内の証券取引所（※）上場株式のうち、日経平均株価（225種・東証）に採用されている銘柄を主要投資対象とします。）

3. 主な投資制限

(1) 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
(2) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。
(3) 投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
(4) 外貨建資産への投資は行いません。
(5) デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

4. ベンチマーク

日経平均株価（225種・東証）

5. 信託設定日

2004年1月28日

6. 信託期間

無期限

7. 償還条項

委託会社は、信託期間中において、下記の理由により、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、ファンドを終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
(1) この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき
(2) やむを得ない事情が発生したとき

8. 決算日

毎年2月15日（ただし休業日の場合は翌営業日）

9. 信託報酬

純資産総額に対して年率0.27%（税抜0.25%）を乗じた額
内訳（税抜）：
委託会社　年率0.11%
受託会社　年率0.03%
販売会社　年率0.11%

10. 信託報酬以外のコスト

証券取引の手数料等、監査費用、信託事務の諸費用（信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息）、借入金の利息は、信託財産中から支払います。

11. お申込単位

1円以上1円単位

12. お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13. お申込手数料

ありません。

14. ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15. 信託財産留保額

ありません。

16. 収益分配

毎決算日に基準価額水準、市況動向等を勘案して分配を行います。
ただし、運用状況によっては、分配金額が変わる場合、或いは分配金が支払われない場合があります。分配金は、自動的に無手数料で再投資されます。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関係政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者および運用指図者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■「ニッセイ日経225インデックスファンド」の受益権の募集については、委託会社は金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■投資信託は、株式など値動きのある証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■日経平均株価に関する著作権、知的所有権、その他の一切の権利は日本経済新聞社に帰属します。■日本経済新聞社は、日経平均株価の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。■日本経済新聞社は本商品の運用成果等を保証するものではなく、一切の責任を負いません。

確定拠出年金向け説明資料

運営管理機関：株式会社SBI証券

ニッセイ日経225インデックスファンド

投資信託協会分類：追加型投信／国内／株式／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

17. お申込不可日

証券取引所（※）の取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断でファンドの受益権の取得および一部解約の申込みの受付けを中止することおよび既に受付けた取得申込みの受付けを取消すことがあります。また、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18. 課税関係

収益分配時の普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額に対する課税はなく、非課税となります。

19. 損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20. セーフティーネットの有無

投資信託は、保険契約、金融機関の預金とは異なり、保険契約者保護機構、預金保険の保護の対象ではありません。

21. 持分の計算方法

基準価額×保有口数
注：基準価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除して下さい。

22. 委託会社

ニッセイアセットマネジメント株式会社
（信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書の作成等を行います。）

23. 受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社
再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社
（信託財産の保管・管理・計算等を行います。）

24. 基準価額の主な変動要因等

(1) 株式投資リスク
株式は国内および国際的な景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受け、また業績悪化（倒産に至る場合も含む）等により、価格が下落することがあります。

(2) 流動性リスク
市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。

(3) 基準価額と指数の連動性に関する留意点
ファンドは日経平均株価（225種・東証）に連動する投資成果をめざしますが、主に以下の理由から基準価額と当該指数との動きが完全に一致しないことがあります。
①当該指数の構成銘柄のすべてを指数の算出方法どおりに組入れられない場合があること
②ファンドは流動性確保のために現金・預金等を保有すること
③信託報酬等の管理費用負担および売買委託手数料等の取引コストを負担すること
④株価指数先物と当該指数の動きの不一致
⑤株式売買時の約定価格と基準価額の算出に使用する価格の不一致
⑥当該指数の算出に使用する価格と基準価額の算出に使用する価格の不一致
⑦当該指数の構成銘柄の入替えあるいは当該指数の算出方法の変更による影響

(4) 短期金融資産の運用に関する留意点
コマーシャル・ペーパー、コール・ローン等の短期金融資産で運用する場合、発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により損失を被ることがあります。

(5) ファミリーファンド方式に関する留意点
ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。このため、マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等にともない、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

（※）金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関係政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者および運用指図者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■「ニッセイ日経225インデックスファンド」の受益権の募集については、委託会社は金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■投資信託は、株式など値動きのある証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■日経平均株価に関する著作権、知的所有権、その他の一切の権利は日本経済新聞社に帰属します。■日本経済新聞社は、日経平均株価の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。■日本経済新聞社は本商品の運用成果等を保証するものではなく、一切の責任を負いません。

運営管理機関 ：

朝日ライフ 日経平均ファンド（愛称：にいにい Go）

投資信託協会分類：追加型投信／国内／株式／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

1. 投資方針

主として、朝日ライフ 日経平均マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通して、日経平均株価の動きに連動する投資効果を目指します。

2. 主要投資対象

朝日ライフ 日経平均マザーファンド受益証券
（マザーファンドは、国内の上場株式のうち、日経平均株価に採用されている銘柄を主要投資対象とします。）

3. 主な投資制限

- 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- 外貨建資産への投資は行いません。

4. ベンチマーク

日経平均株価

5. 信託設定日

2000 年 11 月 30 日

6. 信託期間

無期限

7. 償還条項

信託期間中において、受益権の口数が当初受益権設定口数の 10 分の 1 または 5 億口を下回ることとなった場合、またはやむを得ない事情が発生したとき等は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

8. 決算日

11 月 15 日
(ただし、休業日の場合には翌営業日)

9. 信託報酬

純資産総額に対して年率 0.54%（税抜 0.5%）を乗じた額

内訳（税抜）：委託会社 0.2%
販売会社 0.2%
受託会社 0.1%

10. 信託報酬以外のコスト

- 信託財産に関する租税、信託財産に係る監査費用および監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託者が立て替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。監査費用は、毎日、純資産総額に対し、年 0.005%（税抜）※の率を乗じて得た額とします。ただし、年 40 万円（税抜）※を上限とします。監査費用は、監査法人との契約等により変更になることがあります。

  ※別途消費税等相当額がかかります。
- ファンドの組入有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。これらの費用は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

11. お申込単位

1 円以上 1 円単位

12. お申込価額

お申込み日の基準価額

13. お申込手数料

ありません。

14. ご解約価額

解約請求受付日の基準価額

15. 信託財産留保額

ありません。

16. 収益分配

毎期決算時（11 月 15 日。ただし、休業日の場合には翌営業日）に、収益分配方針に基づき収益分配を行います。分配金は、自動的に再投資されます。

17. お申込不可日等

金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込み・解約請求の受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込み・解約請求の受付を取り消すことがあります。

18. 課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「朝日ライフ 日経平均ファンド（愛称：にいにい Go）」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和 23 年法第 25 号）第 5 条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第 24 条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式・公社債など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。
※「日経」および「日経平均」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全て株式会社日本経済新聞社に帰属します。また、株式会社日本経済新聞社は、日経平均の構成銘柄、計算方法、その他日経平均の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。当ファンドは、朝日ライフ アセットマネジメント株式会社の責任のもとで運用されるものであり、株式会社日本経済新聞社および株式会社日本経済新聞デジタルメディアは、その運用および受益権の取引に関して一切の責任を負いません。

確定拠出年金向け説明資料

運営管理機関 ：

朝日ライフ 日経平均ファンド（愛称：にいにい Go）

投資信託協会分類：追加型投信／国内／株式／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

19. 損失の可能性

当ファンドは値動きのある有価証券等を投資対象としますので、組入有価証券等の値動きなどの影響により、基準価額が下落することがあります。したがって、投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、これを割り込むことがあります。ファンドは預貯金と異なります。

信託財産に生じた利益および損失はすべて購入者（受益者）のみなさまに帰属します。

当ファンドが有する主なリスクは、**「24. 基準価額の主な変動要因等」**をご覧ください。

20. セーフティネットの有無

当ファンドは、金融機関の預金または保険契約ではありませんので、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21. 持分の計算方法

解約価額×保有口数／10,000

22. 委託会社

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社
信託財産の運用指図、受益権の発行、目論見書および運用報告書の作成等を行います。

23. 受託会社

みずほ信託銀行株式会社
信託財産の保管・管理業務等を行います。
※再信託受託会社
資産管理サービス信託銀行株式会社
受託会社より委託を受け信託事務の一部を行います。

24. 基準価額の主な変動要因等

①株価変動リスク
株式の価格（株価）が発行会社の経営・財務状況の変化、国内外の政治、経済、社会情勢の変化等の影響を受け下落するリスクをいいます。株式の実質組入比率は原則として高水準を維持しますので、株価が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。ファンドが実質的に投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合、その企業の株価は大きく下落し、ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

②信用リスク
発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、債券等の利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなるリスク（債務不履行）をいいます。一般に債務不履行が生じた場合またはそれが予想される場合には、株式ならびに債券およびコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品の価格は下落し（価格がゼロになることもあります。）、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、発行体の格付変更に伴い価格が下落するリスクもあります。

③金利変動リスク
金利水準の大きな変動は株式市場に影響を及ぼす場合があり、ファンドの基準価額の変動要因となります。

④価格乖離リスク
ファンドは、日経平均株価の動きに連動する投資成果を目指して運用を行いますが、その実現が困難となる以下の要因が存在します。

ⅰ.日経平均株価の構成銘柄を全て組入れない場合があること
ⅱ.株式配当金の受取り、信託報酬およびファンドの監査費用等の控除による影響
ⅲ.運用の効率化を図るため株価指数先物取引等も活用することから、現物と先物の動きが連動していない場合の影響
ⅳ.株式または株価指数先物取引等の流動性が低下した場合における売買対応の影響
ⅴ.追加設定・解約に伴う株式の買付、売却のタイミング差による影響
ⅵ.株式売買委託手数料および先物取引等に要する費用等を負担することによる影響
ⅶ.株価指数先物取引等を含めた実質的な株式の組入比率が、ファンドの純資産総額の 100%とならない場合の影響　等

⑤繰上償還リスク
当ファンドは、受益権の口数が当初設定口数の 10 分の 1 または 5 億口を下回ることとなった場合、受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときなどには、繰上償還されることがあります。

⑥ファミリーファンド方式に起因するリスク
マザーファンドへ投資する他のベビーファンドがある場合、当該ベビーファンドの設定・解約等によりマザーファンドに資金の流出入が生じることがあります。その結果として、マザーファンドにおいて組入有価証券の売買等が生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「朝日ライフ 日経平均ファンド（愛称：にいにい Go）」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和 23 年法第 25 号）第 5 条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第 24 条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式・公社債など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。
※「日経」および「日経平均」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全て株式会社日本経済新聞社に帰属します。また、株式会社日本経済新聞社は、日経平均の構成銘柄、計算方法、その他日経平均の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。当ファンドは、朝日ライフ アセットマネジメント株式会社の責任のもとで運用されるものであり、株式会社日本経済新聞社および株式会社日本経済新聞デジタルメディアは、その運用および受益権の取引に関して一切の責任を負いません。

日経225ノーロードオープン

一般社団法人投資信託協会分類：追加型投信／国内／株式／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

1．基　本　方　針
日経平均株価（日経225）に連動する投資効果をめざして運用を行います。

2．投　資　態　度
①原則として日経225採用銘柄の中から200銘柄以上※に等株数投資を行います。
※一部信用リスクが高いと思われる銘柄等は投資対象から除外する場合があります。
②運用の効率性向上に努め、中長期的に日経平均株価との乖離を最小限に抑制することを運用目標とします。
③資金の流出入に伴って発生する取引コスト等の影響を軽減すること等のために取引コストの低い株価指数先物取引※等を積極的に活用して、日経平均株価（日経225）との連動性の向上を図ります。
※株価指数先物取引とは
株価指数先物には、日経平均株価先物（日経225先物）、TOPIX先物、日経株価指数300先物等があります。当ファンドで投資対象としている日経225先物は日経平均株価（日経225）を対象としており、わが国では大阪取引所、海外ではCME(シカゴ・マーカンタイル取引所)、SGX（シンガポール取引所）で上場・取引されています。
④株式（株価指数先物取引を含みます。）の組入比率は、高位を保ちます。
⑤当ファンドの基準価額は、株式売買時における売買委託手数料の負担や先物価格と理論価格との乖離などによる影響により、日経平均株価（日経225）との間に若干の乖離を生じることがあります。

2.主要投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

3.主な投資制限

株式への投資には、制限を設けません。

4.ベンチマーク

日経平均株価（日経225）

日経平均株価（日経225）は、東京証券取引所第1部上場銘柄のうち代表的な225銘柄の平均株価指数で、日本経済新聞社より算出、公表されています。

「日経平均株価」は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」自体および「日経平均株価」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。当ファンドは、委託会社の責任のもとで運用されるものであり、株式会社日本経済新聞社は、その運用および当ファンドの取引に関して、一切の責任を負いません。

5.信託設定日

1998/8/21

6.信託期間

無期限

7.償還条項

次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了（繰上償還）することがあります。
・受益権口数が10億口を下回ることとなった場合。
・受益者のために有利であると認めるとき。
・対象インデックスが改廃された場合。
・やむを得ない事情が発生したとき。

8.決算日

毎年8月10日（休業日の場合は翌営業日）

9.信託報酬

ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.864％（税抜0.80％）
内訳（税抜）
　　委託会社：年率0.27％
　　販売会社：年率0.45％
　　受託会社：年率0.08％

10.信託報酬以外のコスト

その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。
・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料
・信託事務の処理に要する諸費用
・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用　　等
監査費用は毎日計上され、毎年2月10日（休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等はその都度ファンドから支払われます。
※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

購入申込受付日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

換金申込受付日の基準価額

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「日経225ノーロードオープン」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、債券、株式、不動産投資信託証券（リート）など値動きのある有価証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

確定拠出年金向け説明資料　運営管理機関：株式会社SBI証券

日経225ノーロードオープン

一般社団法人投資信託協会分類：追加型投信／国内／株式／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。
※収益分配金は自動的に全額再投資されます。

17.申込不可日

金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。また、確定拠出年金制度上、購入・換金のお申込みができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金の加入者におかれましては、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

19.損失の可能性

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。
これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。

21.持分の計算

解約価額×保有口数
注：解約価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除して下さい。

22.委託会社

アセットマネジメントOne株式会社
（ファンドの運用の指図を行う者）

23.受託会社

株式会社りそな銀行
（ファンドの財産の保管および管理を行う者）

24.基準価額の主な変動要因

1．株価変動リスク
当ファンドは株式に投資をしますので、株式市場が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。

2．流動性リスク
当ファンドにおいて有価証券等を売却または取得する際に、市場規模、取引量、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることがあり、基準価額に影響をおよぼす可能性があります。

3．信用リスク
当ファンドが投資する株式の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、株式の価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下がる要因となります。

＜その他の留意点＞
○当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
○当ファンドは、日経平均株価(日経225)に連動する投資成果をめざして運用を行いますが、当該インデックス構成全銘柄を組入れない場合があること、資金流出入から組入株式の売買執行までのタイミングにずれが生じること、売買時のコストや信託報酬等の費用を負担すること等により、基準価額と日経平均株価(日経225)が乖離する場合があります。
○当ファンドの収益分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により、分配を行わないことがあります。
○資金動向、市況動向等によっては、投資態度にしたがった運用ができない場合があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「日経225ノーロードオープン」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、債券、株式、不動産投資信託証券（リート）など値動きのある有価証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

運営管理機関：株式会社SBI証券

三井住友・DCつみたてNISA・日本株インデックスファンド

投資信託協会分類：追加型投信／国内／株式／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

① 国内株式インデックス・マザーファンド（B号）受益証券への投資を通じて、主として東京証券取引所第1部に上場している株式に投資を行い、TOPIX（東証株価指数、配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

② 株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資割合は、原則として信託財産総額の50％以下とします。

③ 株価指数先物取引等を含む株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。ただし、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

2.主要投資対象

国内株式インデックス・マザーファンド（B号）受益証券
（マザーファンドは、わが国の株式を主要投資対象とします。）

3.主な投資制限

株式への実質投資割合には、制限を設けません。
外貨建資産への投資は行いません。

4.ベンチマーク

TOPIX（東証株価指数、配当込み）

5.信託設定日

2011年12月9日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

受益者にとって有利であると認めるとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、信託契約を解約し、信託を終了することができます。

8.決算日

毎年11月30日（但し休業日の場合は翌営業日）

9.信託報酬

純資産総額に対して年0.1728%（税抜き0.16%）

〈内訳〉
委託会社 年0.0756%（税抜き0.07%）
販売会社 年0.0756%（税抜き0.07%）
受託会社 年0.0216%（税抜き0.02%）

10.信託報酬以外のコスト

① 信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、原則として、計算期間を通じて毎日、純資産総額に年0.0054%（税抜き0.005%）以内の率を乗じて得た金額が信託財産の費用として計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。監査費用は、将来、監査法人との契約等により変更となることがあります。

② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。

③ 有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）は、信託財産中から支弁するものとします。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「三井住友・DCつみたてNISA・日本株インデックスファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

確定拠出年金向け説明資料

運営管理機関：株式会社SBI証券

三井住友・DCつみたてNISA・日本株インデックスファンド

投資信託協会分類：追加型投信／国内／株式／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

16.収益分配

年1回（原則として毎年11月30日。休業日の場合は翌営業日）決算を行い、分配金額を決定します。（委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。）
分配金は、自動的に再投資されます。

17.お申込不可日等

金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ファンドの取得申込・解約請求を中止等する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

解約価額×保有口数
注：解約価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除してください。

22.委託会社

三井住友アセットマネジメント株式会社
（信託財産の運用指図等を行います。）

23.受託会社

三井住友信託銀行株式会社
（信託財産の保管・管理・計算等を行います。）
再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

24.基準価額の主な変動要因等

① 株式市場リスク
内外の政治、経済、社会情勢等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、これらに対する外部的評価の変化等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。

② 信用リスク
ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

③ 市場流動性リスク
ファンドの資金流出入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

④ 指数と連動しない要因
ファンドは、TOPIX（東証株価指数、配当込み）に連動する投資成果を目指して運用を行います。ただし、有価証券売買時のコストおよび信託報酬その他のファンド運営にかかる費用、追加設定・解約に伴う組入有価証券の売買のタイミング差、インデックス構成銘柄と組入有価証券との誤差の影響、株価指数先物とインデックスの動きとの不一致等から、上記インデックスに連動しないことがあります。

⑤ ファミリーファンド方式にかかる留意点
当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「三井住友・DCつみたてNISA・日本株インデックスファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

ＭＨＡＭ　ＴＯＰＩＸオープン

投資信託協会分類：追加型投信／国内／株式／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

1. 投資方針

Ⅰ.ＴＯＰＩＸ（東証株価指数）※の動きに連動する投資成果を目指します。

※東証株価指数（ＴＯＰＩＸ＝Tokyo Stock Price Index）とは、わが国の代表的な株価指数で、東京証券取引所第一部全銘柄の基準時（1968 年 1 月 4 日終値）の時価総額を 100 として、その後の時価総額を指数化したものです。

◆東京証券取引所第一部に上場されている株式を組入対象銘柄とします。ただし、流動性に著しく欠ける銘柄や信用リスクが高いと判断される銘柄等は組み入れません。

◆現物株への投資よりＴＯＰＩＸ先物等を活用する方が有利と認められるときは、ＴＯＰＩＸ先物等を活用することがあります。

※株価指数等の先物取引を含む株式の実質投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の範囲内となるよう運用を行いますが、一時的に株式の実質投資総額と株価指数先物取引等の買建玉の実質投資総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることがあります。

◆「ＭＨＡＭ　ＴＯＰＩＸマザーファンド」をマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用を行います。

Ⅱ.運用にあたっては、当社が独自に開発した「日本株式マルチファクターモデル」を活用します。

◆「日本株式マルチファクターモデル」とは、複数のリスクファクターによって株式のリターンを分解・説明するモデルです。このモデルを活用し、ＴＯＰＩＸに連動する銘柄群を効率的に選びます。

※日本株式マルチファクターモデルは、1988 年に構築以来、随時改良を加えている、アセットマネジメント One が独自に開発したモデルです。

◆投資する銘柄群について定期的に見直しを実施することにより、ＴＯＰＩＸに対する連動性を高めます。

2. 主要投資対象

ＭＨＡＭ ＴＯＰＩＸマザーファンド受益証券

（ＭＨＡＭ ＴＯＰＩＸマザーファンドは東京証券取引所第一部に上場されている株式を主要投資対象とします。）

3. 主な投資制限

株式への実質投資割合に制限を設けません。
外貨建資産への投資は行いません。

4. ベンチマーク

東証株価指数（TOPIX）

5. 信託設定日

1998 年 10 月 22 日

6. 信託期間

無期限

7. 償還条項

信託期間中に、受益権の残存口数が５億口を下回ることとなった場合、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、または、やむを得ない事情が発生したとき等は、受託会社と合意のうえ、償還する場合があります。

8. 決算日

毎年 3 月 10 日（ただし、同日が休業日の場合は翌営業日）

9. 信託報酬

純資産総額に対して年率 0.702%（税抜 0.65%）を乗じた額

内訳（税抜）：委託会社 年率 0.300%
販売会社 年率 0.275%
受託会社 年率 0.075%

■当資料は、法令に基づく開示資料ではありません。■「ＭＨＡＭ ＴＯＰＩＸオープン」の募集については、委託会社は、法令の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第 24 条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

確定拠出年金向け説明資料

ＭＨＡＭ　ＴＯＰＩＸオープン

投資信託協会分類：追加型投信／国内／株式／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

10. 信託報酬以外のコスト

以下のような費用等が投資者の保有期間中、そのつど（監査費用は日々）かかります。
信託財産に関する租税／監査費用／信託事務の処理に要する諸費用／資金の借入れを行った際の当該借入金の利息／組入有価証券の売買時の売買委託手数料および先物・オプション取引等に要する費用　等

※その他の費用・手数料については、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるため、あらかじめ当該費用等（上限額等を含む）を表示することができません。

11. お申込み単位

1 円以上 1 円単位

※収益分配金の再投資による取得申込みに対しては、1 口単位で取得申込みに応じることができます。

12. お申込み価額

購入申込日の基準価額

13. お申込み手数料

ありません。

14. ご換金価額

換金請求受付日の基準価額

15. 信託財産留保額

ありません。

16. 収益分配

決算日に、収益分配方針に基づき収益分配を行います。収益分配金は自動的に再投資されます。

17. お申込み不可日等

金融商品取引所（証券取引所）における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込・解約請求の受付を中止等する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求のお取扱いができない場合がありますので、運営管理機関にお問い合わせください。

18. 課税関係

確定拠出年金制度上運用益は非課税となります。

19. 損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20. セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。

21. 持ち分の計算方法

解約価額×保有口数

※解約価額が 10,000 口あたりで表示されている場合は 10,000 で除して下さい。

22. 委託会社

アセットマネジメント One 株式会社
（信託財産の運用指図、受益権の発行等を行います。）

23. 受託会社

みずほ信託銀行株式会社
（再信託受託会社：資産管理サービス信託銀行株式会社）
（信託財産の保管・管理等を行います。）

24. 基準価額の主な変動要因等

以下のリスクは、主にマザーファンドを通じて当ファンドが行う有価証券等への投資により発生します。

1. 株価変動リスク

株価変動リスクとは、株式市場および投資先となっている企業の株価が下落するリスクをいいます。当ファンドが投資する企業の株価が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、当ファンドが投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合には、当該企業の株価が大きく下落することや無くなることがあり、当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

■当資料は、法令に基づく開示資料ではありません。■「ＭＨＡＭ ＴＯＰＩＸオープン」の募集については、委託会社は、法令の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第 24 条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

ＭＨＡＭ　ＴＯＰＩＸオープン

投資信託協会分類：追加型投信／国内／株式／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

なお、当ファンドでは、株式と株価指数先物取引等の合計の組入比率を原則として高位に維持するため、株式市場の動向により基準価額は大きく変動します。また、当ファンドでは、追加設定・一部解約に伴なう資金の流出入に対応することにより、株式の実質組入比率(現物株式＋株価指数先物取引等)が 100％を超える場合があります。

2. 流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売却(または購入)しようとする際に、需要(または供給)がないため、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却(または購入)することができなくなるリスクをいいます。一般に規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、流動性リスクへの留意が特に必要とされます。また、一般に市場を取り巻く外部環境の急変があった場合には、市場実勢価格での売買ができなくなる可能性が高まります。当ファンドが投資する株式等の流動性が損なわれた場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

3. 信用リスク

信用リスクとは、公社債等の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金を予め決められた条件で支払うことができなくなる(債務不履行)リスクをいいます。一般に債務不履行が生じた場合、またはその可能性が高まった場合には、当該発行体が発行する公社債および短期金融商品(コマーシャル・ペーパー等)の価格は下落します。また、当該発行体が企業の場合には、一般にその企業の株価が下落する要因となります。当ファンドが投資する株式の発行企業や、株式以外の運用で投資する公社債等の発行体がこうした状況に陥った場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

4. その他の留意点

当ファンドは、ベンチマークであるＴＯＰＩＸ（東証株価指数)の動きと連動する投資成果を目指しておりますが、追加設定・一部解約による運用資金の変動、株価指数の構成銘柄の一部を組入れない場合の影響、銘柄ごとの組入比率が株価指数における構成比率と異なる場合の影響、株価指数先物取引を利用する場合の株価指数と株価指数先物の値動きの差による影響、売買約定価格と取引所終値との差による影響、売買執行に要する費用や信託報酬等が信託財産から支払われることの影響などにより、当ファンドの基準価額の騰落率と、同じ期間におけるベンチマークの騰落率との間に乖離が生じる場合があります。

※東証株価指数（TOPIX）は、株式会社東京証券取引所（㈱東京証券取引所）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、㈱東京証券取引所が有しています。なお、当ファンドは、㈱東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、㈱東京証券取引所は、TOPIX の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断、およびファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

■当資料は、法令に基づく開示資料ではありません。■「ＭＨＡＭ ＴＯＰＩＸオープン」の募集については、委託会社は、法令の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第 24 条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

ＳＢＩ　ＴＯＰＩＸ100・インデックスファンド＜ＤＣ年金＞

（旧名称：ニュージャパン・インデックス・ファンド＜DC 年金＞）

投資信託協会分類：追加型投信／国内／株式／インデックス型

※　当ファンドは平成 21 年 4 月 2 日付で、①ベンチマークの変更
②ファンド名称の変更、③信託報酬率の引下げを行いました。

本商品は元本確保型の商品ではありません

１．投資方針

➢ 当ファンドは、ＳＢＩ　ＴＯＰＩＸ100・インデックス　マザーファンド受益証券への投資（ファミリーファンド方式）を通じて、わが国の上場株式へ投資することにより、信託財産の中・長期的な成長を目指し、積極的な運用を行います。
なお、わが国の株式に直接投資することもあります。

【当ファンドおよびマザーファンドの特徴】
①ＴＯＰＩＸ100・インデックス※の動きに連動する投資成果を目指して、運用を行います。

※ 東証株価指数（TOPIX）の構成銘柄を一定の基準で規模ごとに 6 つに細分化した時価総額加重型株価指数の一つです。TOPIX100 構成銘柄は、上場後 6 か月以上経過した東証市場第一部銘柄の中から、時価総額（浮動株比率を反映させたもの）及び流動性の高い 100 銘柄で構成される大型指数のことをいい、平成 10 年 4 月 1 日を 1000 ポイントとして算出し、東証市場第一部時価総額の約 60 パーセントをカバーしています。

② 原則としてＴＯＰＩＸ100・インデックス構成銘柄すべてを指数構成比率に従い投資します。

③ 運用の効率化を図るため、上場投資信託及び株価指数先物等を利用する場合があります。

④ 株式の組入比率はできるだけ高位に保ちます。
ただし、資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

２．主要投資対象

➢ＳＢＩ　ＴＯＰＩＸ100･インデックス　マザーファンド受益証券

（ＳＢＩ　ＴＯＰＩＸ100・インデックスマザーファンドは、わが国の証券取引所に上場されている株式を主要投資対象とします。）

３．主な投資制限

➢株式への実質投資割合には制限を設けません。
同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。
外貨建資産への投資は行いません。等

４．ベンチマーク

➢ＴＯＰＩＸ100・インデックスを当ファンドの投資収益率の参考指標とします。

５．信託設定日

➢ 2002 年 5 月 28 日

６．信託期間

➢ 無期限

７．償還条項

➢ 信託期間中に、信託契約を解約することが、受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき等は、受託者と合意のうえ、償還する場合があります。

８．決算日

➢ 毎年 5 月 27 日
（ただし、同日が休業日の場合は翌営業日）

９．信託報酬

➢ 信託財産の純資産総額に対して年率 0.2592%（税抜き 0.24%）

１０．信託報酬以外のコスト

➢ お買付時に直接ご負担いただく費用はありません。
➢ 信託報酬にかかる消費税等相当額、信託財産に関する租税、信託財産にかかる監査費用（消費税等相当額を含みます。）、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支弁します。
また、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の証券取引に伴う手数料、先物取引等に要する費用および当該費用にかかる消費税相当額は信託財産が負担するものとします。
当該手数料等の合計額については、ご投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

１１．お申込み単位

➢ １円以上１円単位
※収益分配金の再投資による取得申込みに対しては、１口単位で取得申込みに応じることができます。

１２．お申込み価額

➢ お申込み日の基準価額

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「ＳＢＩ　ＴＯＰＩＸ100・インデックスファンド＜ＤＣ年金＞」の受益権の募集については、委託会社は、法令の規定により、有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法施行規則第 20 条に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

確定拠出年金向け説明資料

ＳＢＩ　ＴＯＰＩＸ100・インデックスファンド＜ＤＣ年金＞

（旧名称：ニュージャパン・インデックス・ファンド＜DC 年金＞）

投資信託協会分類：追加型投信／国内／株式／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

１３．お申込み手数料

➢ 手数料はいただきません。

１４．ご換金価額

➢ お申込み日の基準価額
※解約手数料はありません。
※解約代金のお受取りは、解約請求受付日から起算して、原則として 4 営業日目となります。

15．信託財産留保額

➢ ありません。

16．収益分配

➢ 年 1 回の決算日（原則として 5 月 27 日）に収益分配方針に基づき収益分配を行います。
※運用実績によっては収益分配を行わないことがあります。
※収益分配金は自動的に再投資されます。

１７．お申込み不可日等

➢ 販売会社の休業日。（なお、販売会社の営業日であっても、証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断でファンドの受益証券の取得および解約の申込み受付を中止する場合があります。
また、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。）

１８．課税関係

➢ 確定拠出年金制度にかかる持ち分については、確定拠出年金制度の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

１９．損失の可能性

➢ 基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

２０．セーフティーネットの有無

➢ 投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。

２１．持ち分の計算方法

➢ 基準価額×保有口数
※基準価額が 10,000 口あたりで表示されている場合は 10,000 で除して下さい。

２２．委託会社

➢ ＳＢＩアセットマネジメント株式会社
（信託財産の運用指図、受益証券の発行等を行います。）
金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第 311 号
加入協会／一般社団法人投資信託協会、
一般社団法人日本投資顧問業協会

２３．受託会社

➢ 三井住友信託銀行株式会社
（信託財産の保管・管理業務を行い、収益分配金、一部の解約金および償還金等の交付を行います。）

２４．基準価額の主な変動要因等

【株価変動リスク】
株価変動リスクとは、株式市場が国内外の景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受け下落するリスクをいいます。　本ファンドは、ＴＯＰＩＸ100・インデックスに連動する投資成果を目指して運用を行いますので、ＴＯＰＩＸ100･インデックスが下落するとファンドの基準価額も同程度下落することになります。

【金利変動リスク】
金利変動リスクとは、金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には、債券価格は下落します。金利水準の大きな変動は株式市場に影響を及ぼす場合があり、本ファンドの基準価額の変動要因になります。

【信用リスク】
投資した企業の経営等に直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「ＳＢＩ　ＴＯＰＩＸ100・インデックスファンド＜ＤＣ年金＞」の受益権の募集については、委託会社は、法令の規定により、有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法施行規則第 20 条に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

野村DC・JPX日経400ファンド

投資信託協会分類:追加型投信／国内／株式／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

わが国の金融商品取引所に上場している株式を実質的な主要投資対象とし、JPX日経インデックス400の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。なお、上場投資信託証券に実質的に投資する場合があります。

2.主要投資対象

わが国の金融商品取引所に上場している株式を実質的な主要投資対象※とします。

※「実質的な主要投資対象」とは、「JPX日経400マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

3.主な投資制限

・株式への実質投資割合には制限を設けません。
・外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
・デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。
・上場投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

4.ベンチマーク

JPX日経インデックス400

「JPX日経インデックス400」は、株式会社日本取引所グループ及び株式会社東京証券取引所(以下総称して「JPXグループ」といいます。)並びに株式会社日本経済新聞社(以下「日経」といいます。)によって独自に開発された手法によって算出される著作物であり、「JPXグループ」及び「日経」は、「JPX日経インデックス400」自体及び「JPX日経インデックス400」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。「JPXグループ」及び「日経」は、「JPX日経インデックス400」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延又は中断に関して、責任を負いません。「野村DC・JPX日経400ファンド」は、投資信託委託業者等の責任のもとで運用されるものであり、「JPXグループ」及び「日経」は、その運用及び「野村DC・JPX日経400ファンド」の取引に関して、一切の責任を負いません。

5.信託設定日

2015年4月27日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

信託期間中において、やむを得ない事情が発生したとき等は、受託者と合意のうえ、信託契約を解約し、当該信託を終了させる場合があります。

8.決算日

原則、毎年9月6日
(ただし、9月6日が休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

純資産総額に年 0.27%(税抜年 0.25%)以内の率を乗じて得た額
2018年5月23日現在　年 0.27%(税抜年 0.25%)
内訳(税抜) : 委託会社 年 0.13%、受託会社 年 0.03%、販売会社 年 0.09%

10.信託報酬以外のコスト

・ファンドにおいて一部解約に伴なう支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合の当該借入金の利息
・ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息
・ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相当額、先物取引・オプション取引等に要する費用
・ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等相当額
※これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

原則、毎年9月6日(休業日の場合は翌営業日)に分配を行ないます。分配金は、自動的に再投資されます。分配金額は、分配対象額の範囲内で、基準価額水準等を勘案し、委託会社が決定します。委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、野村アセットマネジメント株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて運営管理機関によって作成されましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

確定拠出年金向け説明資料

運営管理機関 :株式会社SBI証券

野村DC・JPX日経400ファンド

投資信託協会分類:追加型投信／国内／株式／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

17.お申込不可日等

金融商品取引所における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込・解約請求を中止等する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので、運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は預金保険の対象ではありません。投資信託は保険ではなく、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

基準価額×保有口数
注:基準価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除してください。

22.委託会社

野村アセットマネジメント株式会社
(ファンドの運用の指図を行ないます。)

23.受託会社

野村信託銀行株式会社
(ファンドの財産の保管および管理を行ないます。)

24.基準価額の主な変動要因等

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

[株価変動リスク]
ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。
※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

≪その他の留意点≫
●ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
●資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
●ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
●有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
●ファンドの基準価額と対象インデックスは、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が対象インデックスとの連動または上回ることを保証するものではありません。
●投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴なう売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
●ファンドは、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。
投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、野村アセットマネジメント株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて運営管理機関によって作成されましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

運営管理機関 :株式会社SBI証券

ひふみ年金

投資信託協会分類:追加型投信/内外/株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針
受益者の長期的な資産形成に貢献するために、円貨での信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、ひふみ投信マザーファンドの受益証券を通じて国内外の株式に投資することにより積極運用を行ないます。

2.主要投資対象
国内外の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式(上場予定および店頭登録予定を含みます。)に投資するひふみ投信マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。

3.主な投資制限
① マザーファンドの受益証券への投資割合には制限を設けません。
② 株式(新株引受権証券、新株予約権証券、転換社債、転換社債型新株予約権付社債を含みます。)への実質投資割合には制限を設けません。
③ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
④ 投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

4.ベンチマーク
ありません。

5.信託設定日
2016年10月3日

6.信託期間
無期限

7.償還条項
信託契約の一部解約により受益権の口数が5億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することがお客様(受益者)のために有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、この信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。

8.決算日
毎年9月30日(ただし、9月30日が休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬
純資産総額に対して年0.82080%(税抜 年0.76000%)の率を乗じて得た額
内訳(税抜):
委託会社 年 0.38340%(年 0.35500%)
販売会社 年 0.38340%(年 0.35500%)
受託会社 年 0.05400%(年 0.05000%)

10.信託報酬以外のコスト
[監査費用]
信託財産の純資産総額に対して年0.0054%(税抜0.005%)の率を乗じて得た額(なお、上限を年間54万円(税抜50万円)とします。当該上限金額は契約条件の見直しにより変更となる場合があります。)。日々計算されて、毎計算期末または信託終了のときに「ひふみ年金」の信託財産から支払われます。

[その他費用・手数料]
組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料(それにかかる消費税)、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用、租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息など。これらの費用は、運用状況等により変動するものであり、予めその金額や上限額、計算方法等を具体的に記載することはできません。

11.お申込単位
1円以上1円単位

12.お申込価額
取得申込受付日の翌営業日の基準価額

13.お申込手数料
販売会社が定める料率とします。

14.ご解約価額
解約請求受付日の翌営業日の基準価額

15.信託財産留保額
ありません。

16.収益分配
年1回の毎決算時に、原則として、次の方針に基づき分配を行います。
分配金額は、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。ひふみ年金は、分配金再投資専用のため、収益分配金は自動的に再投資されます。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、レオス・キャピタルワークス株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて運営管理機関によって作成されましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

確定拠出年金向け説明資料

運営管理機関 :株式会社SBI証券

ひふみ年金

投資信託協会分類:追加型投信/内外/株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

17.お申込不可日等
金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込・解約請求を中止等する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので、運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係
確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

19.損失の可能性
当ファンドは、国内外の株式などの値動きのある証券等に投資するため、その基準価額は変動します。
したがって、お客様(受益者)の投資元本は保証されるものではなく、これを割り込むことがあります。委託会社の運用により生じるこうした基準価額の変動による損益は、すべてお客様(受益者)に帰属します。

20.セーフティーネットの有無
投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構や保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

21.持分の計算方法
基準価額×保有口数
注:基準価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除してください。

22.委託会社
レオス・キャピタルワークス株式会社
(ファンドの運用の指図を行ないます。)

23.受託会社
三井住友信託銀行株式会社
(ファンドの財産の保管および管理を行ないます。)

24.基準価額の主な変動要因等
[株価変動リスク]
○当ファンドは、国内外の株式を組み入れるため、株価変動の影響を大きく受けます。一般に株式の価格は、個々の企業の活動や業績、国内および国外の経済・政治情勢などの影響を受け変動するため、株式の価格が下落した場合には基準価額は下落し、投資元本を割り込むことがあります。

[流動性リスク]
○有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引が行なえない、または取引が不可能となる場合が生じることを流動性リスクといいます。この流動性リスクの存在により、組入銘柄を期待する価格で売却あるいは取得できない可能性があり、この場合、不測の損失を被るリスクがあります。

[信用リスク]
○有価証券等の発行者や有価証券の貸付け等における取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想される場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となることを信用リスクといいます。投資した企業等にこのような重大な危機が生じた場合には、大きな損失が生じるリスクがあります。

[為替変動リスクおよびカントリーリスク]
○外貨建資産を組み入れた場合、当該通貨と円との為替変動の影響を受け、損失を生ずることがあります。また、当該国・地域の政治・経済情勢や株式を発行している企業の業績、市場の需給等、さまざまな要因を反映して、当ファンドの基準価額が大きく変動するリスクがあります。

[資産の流出によるリスク]
○一時に多額の解約があった場合には、資金を手当てするために保有資産を大量に売却しなければならないことがあります。その際に当該売却注文が市場価格に影響を与えること等により、当ファンドの基準価額が低下し、損失を被るリスクがあります。

○投資対象とする「ひふみ投信マザーファンド」において、当ファンド以外のベビーファンドの資金変動等に伴なう売買等が生じた場合には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

≪その他の留意点≫
○市場の急変時等には、前記の投資方針にしたがった運用ができない場合があります。
○コンピューター関係の不慮の出来事に起因する市場リスクやシステム上のリスクが生じる可能性があります。
○換金性が制限される場合があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、レオス・キャピタルワークス株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて運営管理機関によって作成されましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

三井住友・バリュー株式年金ファンド

投資信託協会分類：追加型投信／国内／株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

① 主として日本株式バリュー・マザーファンド受益証券に投資を行い、中長期的に 東証株価指数（TOPIX）：配当込み を上回る投資成果を目指して運用を行います。割安なバリュエーションを有する銘柄がファンダメンタルズを織り込み割安度が見直される過程を的確に捉えることにより、市場を上回る収益を追求します。

② 日本株式バリュー・マザーファンド受益証券等への投資を通じて、実質的に次のような運用を行います。

a. 主としてわが国の株式に投資します。
b. ポートフォリオ構築にあたっては、社内のエコノミスト、アナリストによる調査・分析を活用し、リサーチを重視した運用を行います。
c. 株式の組入比率は、原則として高位を維持します。
d. 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

③ 日本株式バリュー・マザーファンド受益証券等への投資を通じた株式の実質的な運用プロセスは以下の通りです。

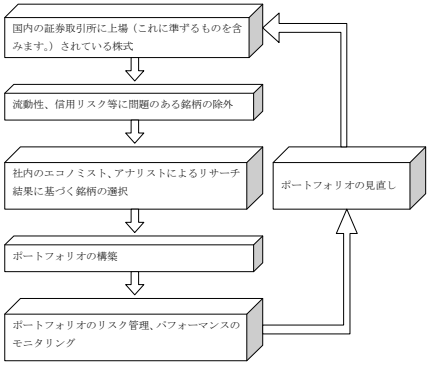

2.主要投資対象

日本株式バリュー・マザーファンド受益証券
（マザーファンドは、わが国の株式を主要投資対象とします。）

3.主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。
外貨建資産への投資は行いません。

4.ベンチマーク

東証株価指数（TOPIX）：配当込み

5.信託設定日

2000年8月22日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

信託契約の一部を解約することにより残存口数が30億口を下回ることとなった場合等には、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

8.決算日

毎年2月21日（但し休業日の場合は翌営業日）

9.信託報酬

純資産総額に対して年1.404%（税抜き年1.30%）

〈内訳〉
委託会社 年0.6696%（税抜き0.62%）
受託会社 年0.108%（税抜き0.10%）
販売会社 年0.6264%（税抜き0.58%）

10.信託報酬以外のコスト

① 信託財産に関する租税、信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料等の有価証券取引に係る手数料、税金、先物・オプション取引等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

11.お申込単位

1円以上1円単位

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「三井住友・バリュー株式年金ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

確定拠出年金向け説明資料

三井住友・バリュー株式年金ファンド

投資信託協会分類：追加型投信／国内／株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

年1回の決算時（原則として2月21日）に収益分配方針に基づき収益分配を行います。分配金は、自動的に再投資されます。

17.お申込不可日等

金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ファンドの取得申込・解約請求を中止等する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金制度上は運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

解約価額×保有口数

注：解約価額が10000口あたりで表示されている場合は10000で除して下さい。

22.委託会社

三井住友アセットマネジメント株式会社（信託財産の運用指図等を行います。）

23.受託会社

三井住友信託銀行株式会社
（信託財産の保管・管理・計算等を行います。）
再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

24.基準価額の主な変動要因等

① 株式市場リスク
内外の政治、経済、社会情勢等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、これらに対する外部的評価の変化等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。

② 信用リスク
ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。有価証券等の格付けが低い場合は、格付けの高い場合に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。

③ 市場流動性リスク
大口の解約請求があった場合、解約資金を手当てするために保有資産を大量に売却しなければならないことがあります。その際、市場動向や取引量等の状況によっては、取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされたりすることがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

④ ファミリーファンド方式にかかる
当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「三井住友・バリュー株式年金ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

運営管理機関:

DCグッドカンパニー(社会的責任投資)

投資信託協会分類:追加型投信／国内／株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

1. 投資方針

ファンドは、確定拠出年金法に基づく確定拠出年金制度のための専用ファンドとして中長期的に、ベンチマークである東証株価指数（TOPIX）を上回る投資成果を目指します。

2. 主要投資対象

「SRI マザーファンド(S)」
（マザーファンドは、わが国の株式のうち、企業の社会的責任に積極的に取り組んでいる企業に投資を行い、中長期的にベンチマークである東証株価指数（TOPIX）を上回る投資成果を目指します。）

3. 主な投資制限

1)株式への実質投資割合には、制限を設けません。
2)同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
3)外貨建資産への投資は行いません。

4. ベンチマーク

東証株価指数（TOPIX）

5. 信託設定日

2004年2月27日

6. 信託期間

無期限

7. 償還条項

信託契約の一部を解約することにより残存口数が5億口を下回ることとなった場合等には、信託契約を解約し、信託を終了させることが出来ます。

8. 決算日

毎年12月24日（但し休業日の場合は翌営業日）

9. 信託報酬

純資産総額に対して 年率 1.5336%（税抜 1.42%）

内訳：委託会社 年率 0.7776%（税抜 0.72%）
受託会社 年率 0.0864%（税抜 0.08%）
販売会社 年率 0.6696%（税抜 0.62%）

10. 信託報酬以外のコスト

監査費用、有価証券の売買・保管、信託事務に係る諸費用等をその都度(監査費用は日々)、ファンドが負担します。これらの費用は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。

11. お申込単位

1円以上1円単位

12. お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13. お申込手数料

ありません。

14. ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15. 信託財産留保額

ありません。

16. 収益分配

年1回の決算時（原則として12月24日）に収益分配方針に基づき収益分配を行います。分配金は、自動的に再投資されます。

17. 申込不可日

金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ファンドの受益権の取得申込・解約請求を中止等する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18. 課税関係

確定拠出年金制度上は運用益は非課税となります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
■「DCグッドカンパニー(社会的責任投資)」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。
■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。
■投資信託は、株式など値動きのある証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

確定拠出年金向け説明資料

運営管理機関:

DCグッドカンパニー(社会的責任投資)

投資信託協会分類:追加型投信／国内／株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

19. 損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20. セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構による保護の対象ではありません。

21. 持分の計算方法

解約価額×保有口数
注：解約価額が10000口あたりで表示されている場合は10000で除して下さい。

22. 委託会社

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
（信託財産の運用指図、受益権の発行等を行います。）

23. 受託会社

三井住友信託銀行株式会社（信託財産の保管・管理を行います。）
再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

24. 基準価額の主な変動要因等

株価変動リスク
株価は、発行者の業績、経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

信用リスク
有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、又はそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
■「DCグッドカンパニー(社会的責任投資)」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。
■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。
■投資信託は、株式など値動きのある証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

ＳＢＩ中小型割安成長株ファンド　ジェイリバイブ＜ＤＣ年金＞
愛称：jrevive＜ＤＣ年金＞

投資信託協会分類：追加型投信／国内／株式

2018年1月改定

本商品は元本確保型の商品ではありません

１．投資方針
- 中小型割安成長株・マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の金融商品取引市場に上場する中小型株式に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。
- 株価が下落して過小評価された銘柄から、財務安定性に優れ、収益の回復による株価上昇余地が高く、回復によってわが国の経済社会に貢献すると考えられる企業の株式に厳選投資します。
- 組入れ銘柄の選定は徹底した企業訪問に基づく厳選投資を基本とし、ａ．株価水準、ｂ．財務安定性、ｃ．短期業績の安定性と明確かつ妥当性のある中長期経営戦略、ｄ．企業経営者の理念・志、等を総合的に評価判断します。
- エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社より投資に関する助言を受けて運用します。

２．主要投資対象
- 中小型割安成長株・マザーファンド受益証券

（マザーファンドは、わが国の金融商品取引市場に上場する中小型株式を主要投資対象とします。）

３．主な投資制限
- マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
- 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への投資は行いません。等

４．ベンチマーク
- 該当事項はありません。

５．信託設定日
- 2016年4月21日

６．信託期間
- 無期限

７．償還条項
- ファンドの受益権の口数が 10 億口を下回ることとなった場合等には繰上償還となる場合があります。

８．決算日
- 毎年4月10日

（ただし、休業日の場合は翌営業日）

９．信託報酬
- 純資産総額に対して年1.62%（税抜：年1.5%）

＜内訳＞
委託会社　年0.9288%（税抜：年0.86%）
販売会社　年0.6372%（税抜：年0.59%）
受託会社　年0.054%（税抜：年0.05%）

１０．信託報酬以外のコスト
- 組入有価証券の売買委託手数料、立替金の利息等
  ファンドから都度支払われます。ただし、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。
- 法定書類等の作成等に要する費用、監査費用等
  ファンドの計算期間を通じて日々計上され、毎計算期間の最初の6カ月終了日及び毎計算期末または信託終了の時に支払われます。

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

１１．お申込単位
- １円以上１円単位

１２．お申込み価額
- ご購入約定日の基準価額

１３．お申込手数料
- 手数料はいただきません。

１４．ご解約価額
- ご売却約定日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額

１５．信託財産留保額
- 基準価額の0.3%

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「ＳＢＩ中小型割安成長株ファンド　ジェイリバイブ＜ＤＣ年金＞」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第５条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第２４条及び関連政省令に規定されている「運用の方法にかかる情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある 証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本 及び運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

確定拠出年金向け説明資料

ＳＢＩ中小型割安成長株ファンド　ジェイリバイブ＜ＤＣ年金＞
愛称：jrevive＜ＤＣ年金＞

投資信託協会分類：追加型投信／国内／株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

１６．収益分配
- 年１回の決算日（原則として４月10日）に収益分配方針に基づき収益分配を行います。

※運用実績によっては収益分配を行わないことがあります。

※収益分配金は自動的に再投資されます。

１７．お申込み不可日等
- 金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断でファンドの取得申込･解約申込受付を中止等する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。）

１８．課税関係
- 確定拠出年金制度にかかる持ち分については、確定拠出年金制度の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

１９．損失の可能性
- 基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

２０．セーフティーネットの有無
- 投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。

２１．持ち分の計算方法
- 解約価額×保有口数

※解約価額が 10,000 口あたりで表示されている場合は10,000で除して下さい。

２２．委託会社
- ＳＢＩアセットマネジメント株式会社

（信託財産の運用指図、受益証券の発行等を行います。）

２３．受託会社
- 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

（信託財産の保管・管理等を行います。）

２４．基準価額の主な変動要因等
- 本ファンドは、マザーファンドを通じて主に国内株式に投資を行います。株式等値動きのある証券を投資対象としているため、基準価額は変動します。特に投資する中小型株式等の価格変動は、株式市場全体の平均に比べて大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。
  信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金と異なります。

【価格変動リスク】
一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、国内外の経済・政治情勢、市場環境・需給等を反映して変動します。本ファンドは株式の価格が変動した場合、基準価額は影響を受け損失を被ることがあります。

【流動性リスク】
株式を売却あるいは取得しようとする際に、十分な流動性の下での取引を行えず、市場実勢から期待される価格で売買できない可能性があります。この場合、基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

【信用リスク】
投資した企業や取引先等の経営・財務状況が悪化するまたは悪化が予想される場合等により、株式の価格が下落した場合には基準価額は影響を受け損失を被ることがあります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「ＳＢＩ中小型割安成長株ファンド　ジェイリバイブ＜ＤＣ年金＞」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第５条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第２４条及び関連政省令に規定されている「運用の方法にかかる情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値 動きのある証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本 及び運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

フィデリティ・日本成長株・ファンド

投資信託協会分類:追加型投信／国内／株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

・わが国の取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている株式を主要な投資対象とします。
・個別企業分析により、成長企業を選定し、利益成長性等と比較して妥当と思われる株価水準で投資を行ないます。
・個別企業分析にあたっては、日本および世界主要金融拠点のアナリストによる企業調査を活かし、ポートフォリオ・マネージャーによる「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行ないます。
・株式への投資は、原則として、高位を維持し、信託財産の総額の65%超を基本とします。
・ポートフォリオ構築にあたっては、分散投資を基本としリスク分散を図ります。
・ファミリーファンド方式により運用を行ないます。
※資金動向・市況動向等によっては前記のような運用ができない場合もあります。

2.主要投資対象

フィデリティ・日本成長株・マザーファンド受益証券
(ファンドは、フィデリティ・日本成長株・マザーファンド受益証券への投資を通じて、信託財産の長期的な成長を図ることを目標に積極的な運用を行ないます。)

3.主な投資制限

株式への実質投資割合: 制限を設けません。
新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合: 取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
同一銘柄の株式への実質投資割合: 取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

4.ベンチマーク

東証株価指数(TOPIX):配当込み

5.信託設定日

1998/4/1

6.信託期間

無期限

7.償還条項

ファンドの受益権の残存口数が30億口を下回った場合等には、繰上償還となる場合があります。

8.決算日

毎年11月30日
(但し、休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

純資産総額に対して年率1.6524%(消費税等相当額抜き1.53%)
内訳:委託会社0.7884%(消費税等相当額抜き0.73%)、受託会社0.108%(消費税等相当額抜き0.10%)、販売会社0.756%(消費税等相当額抜き0.70%)

10.信託報酬以外のコスト

組入有価証券の売買委託手数料、立替金の利息等 :
ファンドからその都度支払われます。ただし、運用状況等により変動しますので、事前の料率、上限額等を表示できません。

法定書類等の作成等に要する費用、監査費用等 :
ファンドの純資産総額に対して年率0.10%(税込)を上限とする額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、毎計算期の最初の6ヶ月終了日(当該日が休業日の場合は翌営業日)および計算期末または信託終了の時に支払われます。

※当該手数料・費用等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

年1回の決算時(原則として11月30日)に収益分配方針に基づき収益分配を行います。分配金は、自動的に再投資されます。

17.お申込不可日等

取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ファンドの取得申込・解約請求を中止等する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「フィデリティ・日本成長株・ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。■当資料は、フィデリティ投信株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて作成しましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。■東証株価指数(TOPIX)は東京証券取引所が算出、公表しています。

確定拠出年金向け説明資料

運営管理機関:

フィデリティ・日本成長株・ファンド

投資信託協会分類:追加型投信／国内／株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

18.課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関は投資者保護基金等には加入しておりません。

21.持分の計算方法

解約価額×保有口数
注:解約価額が10000口あたりで表示されている場合は10000で除して下さい。

22.委託会社

フィデリティ投信株式会社(信託財産の運用指図等を行います。)

23.受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社(信託財産の保管・管理を行います。)

24.基準価額の主な変動要因等

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。

＜主な変動要因＞

価格変動リスク :
基準価額は有価証券等の市場価格の動きを反映して変動します。有価証券等の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

＜その他の留意点＞

クーリング・オフ :
ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

デリバティブ(派生商品)に関する留意点 :
ファンドは、有価証券先物、各種スワップ、差金決済取引等のデリバティブ(派生商品)を用いることがあります。デリバティブの価格は市場動向などによって変動するため、基準価額の変動に影響を与えます。デリバティブが店頭取引の場合、取引相手の倒産などにより契約が履行されず損失を被る可能性があります。

ベンチマークに関する留意点 :
ファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあり、ベンチマークとの連動を目指すものではありません。また、投資対象国または地域の市場の構造変化等によっては、ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

分配金に関する留意点 :
分配金は、預貯金の利息とは異なります。分配金の支払いは純資産から行なわれますので、分配金支払い後の純資産は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。
分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。計算期間におけるファンドの運用実績は、期中の分配金支払い前の基準価額の推移および収益率によってご判断ください。
投資者のファンドの購入価額によっては分配金はその支払いの一部、または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。
ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「フィデリティ・日本成長株・ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。■当資料は、フィデリティ投信株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて作成しましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。■東証株価指数(TOPIX)は東京証券取引所が算出、公表しています。

みのりの投信（確定拠出年金専用）

投資信託協会分類：追加型投信／内外／株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針
「みのりの投信（確定拠出年金専用）」は、お客様の資産形成のために、日本円でみた資産の着実な成長を図ることを目的とし、「みのりの投信マザーファンド」を通じて、日本および海外の株式のなかから選んだ「剛・柔・善」企業への規律ある集中投資により、“階段型”の基準価額上昇を目指します。

2.主要投資対象
みのりの投信マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、実質的に日本および海外の株式に投資します。

3.主な投資制限
【株式への投資割合】
原則として信託財産の純資産総額の50％を超えるものとします。

【外貨建資産への投資割合】
制限を設けません。

4.ベンチマーク
「みのりの投信（確定拠出年金専用）」は市場の動きに関係なく“階段型”の基準価額上昇を目指す絶対収益型の投資信託なので、ベンチマークや参考指標は設定していません。

5.信託設定日
2016年9月30日

6.信託期間
無期限（長期にわたってご利用いただけます）

7.償還条項
「みのりの投信（確定拠出年金専用）」の残存口数が30億口を下回った場合には償還する場合があります。

8.決算日
毎年3月31日（休業日の場合は翌営業日）

9.信託報酬
日々の純資産総額に以下の料率を乗じて得た額とします（年率表示。カッコ内は税抜）。
お客様が負担する費用が少なくなることを目的として、「みのりの投信（確定拠出年金専用）」の純資産総額が増えるにしたがい、信託報酬の料率が下がる仕組みになっています。

	委託会社	販売会社	受託会社	合計
300億円以下の部分	0.972%	0.648%	0.054%	**1.674%**
	(0.90%)	(0.60%)	(0.05%)	**(1.55%)**
300億円超 500億円以下の部分	0.756%	0.648%	0.054%	**1.458%**
	(0.70%)	(0.60%)	(0.05%)	**(1.35%)**
500億円超 1,000億円以下の部分	0.648%	0.648%	0.054%	**1.350%**
	(0.60%)	(0.60%)	(0.05%)	**(1.25%)**
1,000億円超の部分	0.540%	0.648%	0.054%	**1.242%**
	(0.50%)	(0.60%)	(0.05%)	**(1.15%)**

10.信託報酬以外のコスト
以下の費用・手数料が「みのりの投信（確定拠出年金専用）」から支払われます。

－ 租税、立替金および借入金の利息
－ 監査および法定手続き（書類の作成、印刷、交付等）に関する費用等（日々の純資産総額に対して年率0.108％（税抜0.1％）を上限とし、毎計算期末または信託終了のときに「みのりの投信（確定拠出年金専用）」から支払われます）
－ 組入有価証券の売買委託手数料、金銭信託等に課される手数料および外国における資産の保管等に要する費用等

これらの費用等は運用状況等により変動するので、事前に金額・計算方法を表示することができません。

11.お申込単位
販売会社が定める単位

12.お申込価額
購入申込受付日の翌営業日の基準価額

13.お申込手数料
販売会社が個別に定める率を乗じて得た額
有価証券届出日現在、お申込手数料を徴収している販売会社はありません。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

確定拠出年金向け説明資料

みのりの投信（確定拠出年金専用）

投資信託協会分類：追加型投信／内外／株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

14.ご解約価額
解約申込受付日の翌営業日の基準価額

15.信託財産留保額
ありません。

16.収益分配
【頻度】
毎年1回の決算時に委託会社（株式会社ポートフォリア）が基準価額の水準、市況動向などを勘案して分配金額を決定します。ただし、委託会社の判断において、分配を行わない場合があります。

【お支払日】
収益分配金は、原則として決算日の基準価額で「みのりの投信（確定拠出年金専用）」に再投資されます（手数料はかかりません）。

17.お申込不可日等
海外にも投資するため、国内の営業日であっても購入・換金の申込ができない日があります。
詳しくは販売会社にお問合せください。
（株式会社ポートフォリアのホームページ
http://portfolia.jp/minorino/ でもご確認いただけます）

18.課税関係
確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

19.損失の可能性
「みのりの投信（確定拠出年金専用）」は値動きのある有価証券等に投資するので、組入有価証券等の値動きなどの影響により基準価額が下落することがあります。したがって、お客様の投資元本は保証されておらず、基準価額の下落により投資元本を割り込むことがあります。
「みのりの投信（確定拠出年金専用）」は預貯金とは異なります。
信託財産に生じた利益および損失はすべてお客様に帰属します。

20.セーフティーネットの有無
セーフティーネットはありません。
「みのりの投信（確定拠出年金専用）」は預金または保険契約ではなく、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
また、登録金融機関でご購入の場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法
解約価額×保有口数
注：解約価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除して下さい。

22.委託会社
株式会社ポートフォリア
（「みのりの投信（確定拠出年金専用）」の運用の指図を行います）

23.受託会社
三井住友信託銀行株式会社
（「みのりの投信（確定拠出年金専用）」の信託財産の保管および管理を行います）
再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

24.基準価額の主な変動要因等
【株価変動リスク】
国内外の株式を組み入れるため、株価変動の影響を大きく受けます。個々の企業の業績、国内外の経済・政治情勢などの影響を受けて株価が下落した場合には基準価額は下落します。

【流動性リスク】
株式等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引が行えない、または取引が不可能となる場合があり、不測の損失を被るリスクがあります。

【信用リスク】
株式等の発行者や株式の貸付け等における取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想される場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、これらの株式等の価格が下落することやその価値がなくなることがあります。

【為替変動リスク】
外国為替相場の変動により外貨建資産の価格が変動します。一般に外国為替相場が対円で下落した場合（円高の場合）には、外貨建資産の円ベースでの価格は下落します。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

運営管理機関：株式会社 SBI 証券

スパークス・日本株式・スチュワードシップ・ファンド
（愛称　対話の力）

投資信託協会分類：追加型投信／国内／株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

1. 投資方針

① わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）している株式のうち、主として、スチュワードシップ責任に沿って、「目的を持った対話」（エンゲージメント）を行うことで、企業価値向上が図られる可能性の高い銘柄に投資を行うことを基本とします。
② ボトムアップ・リサーチによる独自の分析に基づく本質的な価値と市場価値との乖離が大きく、かつ企業価値向上の余地が大きいと認められる銘柄に、一銘柄当たりの信託財産の純資産総額に対する比率において 10%を上限として、選別投資します。
③ スチュワードシップ責任を果たすにあたり、株主の権利を適切に行使することに加え、コーポレートガバナンスの改善や収益力の向上といった視点から、企業価値向上に資する施策を、投資先企業の経営者に対して、積極的に提言することがあります。
④ 信託財産の運用成果の評価に際して、TOPIX 配当込み株価指数（以下、「参考指標」という。）を参考とします。ただし、参考指標への追従を意図した運用を行いません。
⑤ 原則として、国内株式への投資割合は高位を維持することを目標として運用を行いますが、市場環境の変化等により、上記のような運用ができない場合があります。
⑥ 株式のほか、株式に関連する投資として、新株予約権証券に対しても投資します。
⑦ 余裕資金の運用として、国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券等に実質的に投資することができます。
⑧ 有価証券先物取引等は約款の範囲で行うことがあります。

2. 主要投資対象

わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）している株式を主要投資対象とします。

3. 主な投資制限

① 原則として、株式への投資割合を信託財産総額の 50%以上とし、株式以外への資産（株式以外の株式関連投資を含みます。）への投資割合は、信託財産総額の 50%未満とします。
② 外貨建資産への投資は行いません。
③ 投資信託証券 への投資は行いません。
④ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
⑤ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
⑥ 金融商品取引法第 2 条第 20 項に定める取引（以下、「デリバティブ取引」とをいいます。）については、ヘッジ目的に限定して行うものとし、一般社団法人投資信託協会の規則の定めに従い、デリバティブ取引等（デリバティブ取引および新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）の残高に係る想定元本の合計額が、純資産総額を超えないこととします。

4. ベンチ―マーク

ベンチマークはありません。

5. 信託設定日

2014 年 12 月 2 日

6. 信託期間

2024 年 10 月 15 日まで
委託会社は、受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議の上、信託期間を延長することができます。

7. 償還条項

委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより、この信託にかかる受益権の口数が5億口を下回ったとき、またはこの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出します。

8. 決算日

毎年 10 月 15 日（ただし、休業日の場合は翌営業日）

9. 信託報酬

信託財産の純資産総額に対し、年率 1.836%（税抜 1.7%）の率を乗じて得た額　　内訳（税抜）：　委託会社　年率 0.88%
販売会社　年率 0.78%
受託会社　年率 0.04%

10. 信託報酬以外のコスト

■実績報酬：日々の基準価額からハイ・ウォーター・マークを控除して得た額に 21.6%（税抜 20%）の率を乗じて得た額
※実質報酬とは、ファンドの運用実績に応じて委託会社が受け取る運用の対価です。
■監査費用・印刷費用：監査費用、印刷費用などの諸費用は、ファンドの純資産総額に対して年率 0.108%（税抜 0.10%）を上限とする額
■その他の費用・手数料：組入有価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用等は、その都度信託財産から支払われます。
※これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。

11. お申込単位

1円以上1円単位

12. お申込価額

購入申込受付日の基準価額

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第 24 条および関係政省に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者および運用指図者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものでがありません。■「スパークス・日本株式・スチュワードシップ・ファンド」の受益権の募集については、委託会社は金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局に提出し、その届出の効力は発生しております。■投資信託は、株式など値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

確定拠出年金向け説明資料

運営管理機関：株式会社 SBI 証券

スパークス・日本株式・スチュワードシップ・ファンド
（愛称　対話の力）

投資信託協会分類：追加型投信／国内／株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

13. お申込手数料

ありません。

14. ご解約価額

解約申込受付日の基準価額から信託財産留保額を控除した額

15. 信託財産留保額

換金申込受付日の基準価額に対して 0.3%の率を乗じて得た額

16. 収益分配

毎決算日に基準価額水準、市況動向等を勘案して分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合等には分配を行わないこともあります。分配金は、自動的に無手数料で再投資されます。

17. お申込不可日

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込受付を中止することがあります。また、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問合せ下さい。

18. 課税関係

収益分配時の普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額に対する課税はなく、非課税となります。

19. 損失の可能性

当ファンドは、主として国内の株式などの値動きのある有価証券に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。従って、投資者の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

20. セーフティーネットの有無

投資信託は、保険契約、金融機関の預貯金とは異なり、保険契約者保護機構、預金保険の保護の対象ではありません。

21. 持分の計算方法

基準価額×保有口数
※基準価額が1万口当たりで表示されている場合は1万口で除して下さい。

22. 委託会社

スパークス・アセット・マネジメント株式会社
（信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書の作成等を行います。）

23. 受託会社

三菱 UFJ 信託銀行株式会社
再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社
（信託財産の保管・管理・計算等を行います。）

24. 基準価額の主な変動要因

(1)株価変動リスク
一般に株価は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況、国内および国際的な政治・経済情勢等に応じて変動します。従って、当ファンドに組入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があり、これらの価格変動または流動性に予想外の変動があった場合、重大な損失が生じる場合があります。

(2)中小型株式等への投資リスク
当ファンドは、中小型株式等へも投資します。こうした株式は、比較的新興であり、発行済株式時価総額が小さく、売買の少ない流動性の低い株式が少なくありません。その結果、こうした株式への投資はボラティリティ（価格変動率）が比較的高く、また流動性の高い株式に比べ、市況によっては大幅な安値で売却を余儀なくされる可能性があることから、より大きなリスクを伴います。

(3)少数銘柄への投資リスク
当ファンドは、投資先企業に対して、積極的に企業価値向上に資する施策の提言を行うために、ファンドの資産規模が小さい場合には 少数の銘柄に投資することとなります。そのため、市場動向にかかわらず基準価額の変動は非常に大きくなる可能性があります。

(4)信用リスク
組入れられる株式や債券等の有価証券やコマーシャル・ペーパー等短期金融商品は、発行体に債務不履行が発生あるいは懸念される場合には価格が下がることがあり、また、投資資金を回収できなくなることがあります。

＜その他の留意事項＞
●システムリスク・市場リスクなどに関する事項
証券市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により閉鎖されることがあります。このような場合、一時的に換金等ができないこともあります。また、これらにより、一時的にファンドの運用方針に基づく運用ができなくなるリスクなどもあります。

※基準価額の変動要因（投資リスク）は、上記に限定されるものではありません。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第 24 条および関係政省に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者および運用指図者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものでがありません。■「スパークス・日本株式・スチュワードシップ・ファンド」の受益権の募集については、委託会社は金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局に提出し、その届出の効力は発生しております。■投資信託は、株式など値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

運営管理機関:株式会社SBI証券

DCニッセイ外国株式インデックス

投資信託協会分類:追加型投信／海外／株式／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

1. 投資方針

(1)主として、ニッセイ外国株式インデックスマザーファンドを通じて、実質的に日本を除く世界主要先進国の株式に投資することにより、MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)に連動する投資成果をめざします。
(2)上記マザーファンドの組入比率は、原則として高位を保ちます。
(3)実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
(4)資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

2. 主要投資対象

ニッセイ外国株式インデックスマザーファンド
(マザーファンドは、日本を除く世界主要先進国の株式を主要投資対象とします。)

3. 主な投資制限

(1)株式への投資割合には、制限を設けません。
(2)同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
(3)新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。
(4)同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
(5)同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236 条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものへの投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
(6)投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
(7)外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
(8)外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。
(9)デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
(10)一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

4. ベンチマーク

MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)

5. 信託設定日

2015年3月31日

6. 信託期間

無期限

7. 償還条項

委託会社は、信託期間中において、下記の理由により、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、ファンドを終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
(1)この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき
(2)やむを得ない事情が発生したとき

8. 決算日

毎年11月20日(ただし休業日の場合は翌営業日)

9. 信託報酬

純資産総額に対して年率0.20412%(税抜0.189%)を乗じた額
内訳(税抜):
委託会社 年率0.0845%
受託会社 年率0.0200%
販売会社 年率0.0845%

10. 信託報酬以外のコスト

証券取引の手数料等、監査費用、信託事務の諸費用(信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息)、借入金の利息は、信託財産中から支払います。

11. お申込単位

1円以上1円単位

12. お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13. お申込手数料

ありません。

14. ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15. 信託財産留保額

ありません。

16. 収益分配

毎決算日に基準価額水準、市況動向等を勘案して分配を行います。ただし、運用状況によっては、分配金額が変わる場合、或いは分配金が支払われない場合があります。分配金は、自動的に無手数料で再投資されます。

17. お申込不可日

(1)ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、申込みの受付けを行いません。
(2)金融商品取引所(※)の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付けを中止することおよび既に受付けた申込みの受付けを取消すことがあります。また、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関係政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■「DCニッセイ外国株式インデックス」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

確定拠出年金向け説明資料

運営管理機関:株式会社SBI証券

DCニッセイ外国株式インデックス

投資信託協会分類:追加型投信／海外／株式／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

18. 課税関係

収益分配時の普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額に対する課税はなく、非課税となります。

19. 損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20. セーフティーネットの有無

投資信託は、保険契約、金融機関の預金とは異なり、保険契約者保護機構、預金保険の保護の対象ではありません。

21. 持分の計算方法

基準価額×保有口数
注:基準価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除して下さい。

22. 委託会社

ニッセイアセットマネジメント株式会社
(信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書の作成等を行います。)

23. 受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社
再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社
(信託財産の保管・管理・計算等を行います。)

24. 基準価額の主な変動要因等

(1)株式投資リスク
株式は国内および国際的な景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受け、また業績悪化(倒産に至る場合も含む)等により、価格が下落することがあります。

(2)為替変動リスク
原則として対円での為替ヘッジを行わないため、外貨建資産については、為替変動の影響を直接的に受けます。一般に円高局面ではファンドの資産価値が減少します。

(3)流動性リスク
市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。

(4)基準価額と指数の連動性に関する留意点
ファンドはMSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)の動きに連動する投資成果をめざしますが、当該指数の構成銘柄すべてを組入れないこと、資金の流出入と実際の銘柄等の売買のタイミングのずれ、売買時のコストや信託報酬等の費用を負担することなどから基準価額と当該指数との動きが完全に一致しないことがあります。

(5)短期金融資産の運用に関する留意点
コマーシャル・ペーパー、コール・ローン等の短期金融資産で運用する場合、発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により損失を被ることがあります。

(6)ファミリーファンド方式に関する留意点
ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。このため、マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等にともない、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

(※)金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「金融商品取引所」といいます。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関係政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■「DCニッセイ外国株式インデックス」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

運営管理機関:

DC外国株式インデックスファンド

投資信託協会分類:追加型投信／海外／株式／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

1. 投資方針

■ファンドの目的
確定拠出年金制度のための専用ファンドとして、長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

■ファンドの特色
日本を除く世界の主要国の株式に分散投資を行い、MSCIコクサイ指数(円ベース)と連動する投資成果を目標として運用を行います。

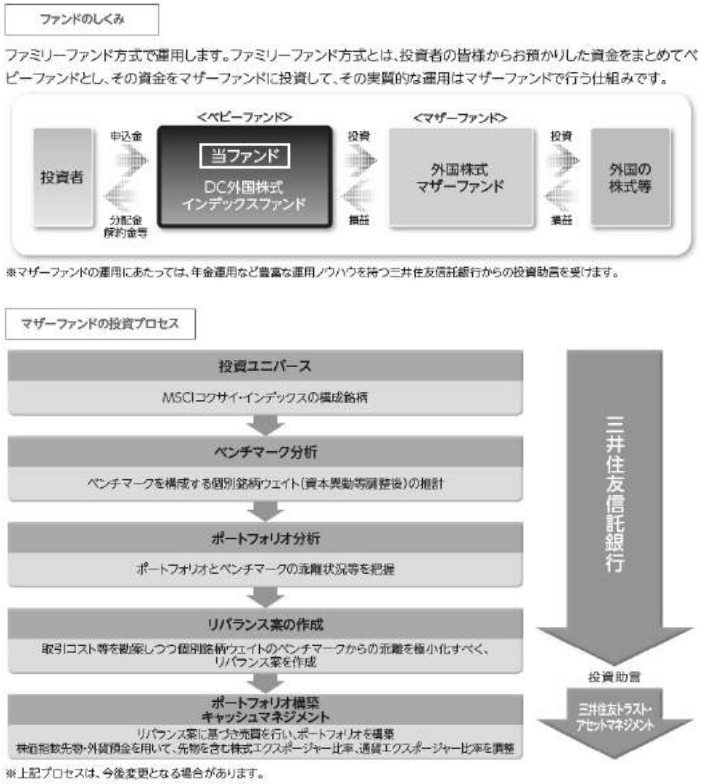

※資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、前記の運用ができない場合があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
■「DC外国株式インデックスファンド」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。
■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。
■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

確定拠出年金向け説明資料

運営管理機関:

DC外国株式インデックスファンド

投資信託協会分類:追加型投信／海外／株式／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

2. 主要投資対象

外国株式マザーファンド

3. 主な投資制限

・株式への実質投資割合には、制限を設けません。
・外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

4. ベンチマーク

MSCIコクサイ指数(円ベース)

5. 信託設定日

2002年1月25日

6. 信託期間

無期限

7. 償還条項

次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させることができます。
・受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合
・ファンドを償還することが受益者のために有利であると認める場合
・やむを得ない事情が発生した場合

8. 決算日

毎年2月7日(休業日の場合は翌営業日)

9. 信託報酬

純資産総額に対して年率0.864%(税抜0.8%)
■内訳
委託会社:年率0.4104% (税抜0.38%)
販売会社:年率0.378% (税抜0.35%)
受託会社:年率0.0756% (税抜0.07%)

10. 信託報酬以外のコスト

有価証券の売買・保管、信託事務に係る諸費用、マザーファンドの解約に伴う信託財産留保額等をその都度、ファンドが負担します。これらの費用は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。なお、監査費用は委託会社が負担します。

11. お申込単位

1円以上1円単位

12. お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13. お申込手数料

ありません。

14. ご解約価額

ご売却約定日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額

15. 信託財産留保額

ご売却約定日の基準価額に0.2%の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。

16. 収益分配

年1回、毎決算時に原則として収益分配を行う方針です。
分配金は、自動的に再投資されます。

17. 申込不可日

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は購入・換金のお申込みの受付けを中止すること、及びすでに受付けた購入のお申込みの取消しを行うことがあります。
また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18. 課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

19. 損失の可能性

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

20. セーフティーネットの有無

投資信託は預貯金や保険契約とは異なり預金保険機構および保険契約者保護機構等の保護の対象ではありません。また、証券会社以外でご購入いただいた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
■「DC外国株式インデックスファンド」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。
■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。
■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

運営管理機関:

DC外国株式インデックスファンド

投資信託協会分類:追加型投信／海外／株式／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

21. 持分の計算方法

解約価額×保有口数
注:解約価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除して下さい。

22. 委託会社

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
(信託財産の運用指図、受益権の発行等を行います。)

23. 受託会社

三井住友信託銀行株式会社
(信託財産の保管・管理を行います。)
再信託受託会社:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

24. 基準価額の主な変動要因等

■株価変動リスク
株価は、発行者の業績、経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

■為替変動リスク
為替相場は、各国の経済状況、政治情勢等の様々な要因により変動します。投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。

■信用リスク
有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、又はそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

※各インデックスに関する商標、著作権等の知的財産権、数値の算出、利用などその他一切の権利はそれぞれのインデックスの開発元もしくは公表元に帰属します。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
■「DC外国株式インデックスファンド」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。
■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。
■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

EXE－i 先進国株式ファンド

投資信託協会分類：追加型投信／海外／株式

2017 年 8 月改訂

本商品は元本確保型の商品ではありません

1. 投資方針

◆この投資信託(以下、「本ファンド」という場合があります。)は、信託財産の中長期的な成長を図ることをめざして運用を行います。

●本ファンドは先進国(日本を除く)の株式市場の値動きと同等の投資成果をめざします。参考指標は、FTSE Kaigai(カイガイ)・インデックス(円換算ベース)とします。(2015年2月変更)

＜参考指標について＞
FTSE Kaigai(カイガイ)・インデックスとは、FTSE 社が開発した指数で、日本を除く世界の主要国の株式市場全体の動きを表す指数です。
本ファンドは参考指標に対して一定の運用成果をあげることを目標とするものではなく、実際の運用成果は参考指標と乖離する場合があります。なお、参考指標は委託会社の判断により予告なく変更される場合があります。

※ FTSE Kaigai(カイガイ)・インデックス(円換算ベース)は、FTSE Kaigai(カイガイ)・インデックス(米ドルベース)をもとに、委託会社が円換算しております。FTSE Kaigai(カイガイ)・インデックスに対する著作権、知的財産権その他一切の権利は FTSE 社に帰属します。また、FTSE 社は、同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

◆本ファンドの運用にあたっては、「モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社」の投資助言を受けます。

2. 主要投資対象

◆主としてETF(上場投資信託)への投資を通じて、先進国(日本を除く)の株式へ実質的に投資します。

◆主として先進国(日本を除く)の株式市場の値動きに連動する投資対象ファンドを複数組合わせることにより、信託財産の中長期的な成長をめざします。
ポートフォリオの国・地域別構成比率(以下、構成比率)等が参考指標の構成比率に近くなるように、投資対象ファンドの基本投資割合を調整します。

☆投資対象ファンドの基本投資割合は、次の通りとします。
(1)米国の大型株式指数に連動する投資対象ファンド 60%
(2)欧州の大型株式指数に連動する投資対象ファンド 30%
(3)アジア・太平洋地域(日本を除く)の大型株式指数に連動する投資対象ファンド 10%
合 計 100%

☆市場の変動により、投資対象ファンドの組入比率が基本投資割合から乖離した場合は、原則として3ヶ月に1回、基本投資割合へ戻す調整を行います。

☆基本投資割合の見直しについては、投資対象ファンドの経費率、パフォーマンス、参考指標との連動性、流動性等を考慮して、原則として1年に1回行います。

資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

3. 主な投資制限

◆投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
◆外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
◆株式への直接投資は行いません。

4. ベンチマーク

◆ありません。

5. 信託設定日

◆2013 年 5 月 13 日

6. 信託期間

◆無期限

7. 償還条項

◆ファンドの受益権の残存口数が5億口を下回ることとなった場合、ファンドを償還させることが受益者のために有利であると認めたとき、やむを得ない事情が発生したとき等には、繰上償還となる場合があります。

○当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。○「EXE－i 先進国株式ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第 5 条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。○当資料は、確定拠出年金 法第 24 条及び関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。○投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本及び運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

確定拠出年金向け説明資料

EXE－i 先進国株式ファンド

投資信託協会分類：追加型投信／海外／株式

2017 年 8 月改訂

本商品は元本確保型の商品ではありません

8. 決算日

◆原則として、毎年 5 月 12 日(休業日の場合は翌営業日)

9. 信託報酬

◆ファンドの日々の純資産総額に年率 0.2484%(税抜:0.23%)を乗じて得た額とします。運用管理費用(信託報酬)の配分は下記の通りとします。なお、当該報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日)及び毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

運用管理費用(信託報酬)		年 0.2484%(税抜:年 0.23%)
内訳	委託会社	年 0.108%(税抜:年 0.10%)
	販売会社	年 0.108%(税抜:年 0.10%)
	受託会社	年 0.0324%(税抜:年 0.03%)
投資対象とする投資信託証券の信託報酬※1		年 0.07%
実質的な負担※2		年 0.3184%程度

投資顧問(助言)会社への報酬は委託会社報酬の中から支払われます。
※1.基本投資割合で運用された場合の信託報酬率であり、実際の信託報酬率とは異なる場合があります。なお、投資対象ファンドの変更等により、数値は変動する場合があります。
※2. 本ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加味した、投資者の皆様が実質的に負担する信託報酬率になります。

10. 信託報酬以外のコスト

◆お買付時に直接ご負担いただく費用はありません。

ファンドの監査費用、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用、保管費用等本ファンドの投信に関する費用、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用等が信託財産から差引かれます。また、ファンドの参考指標に関係する費用等が発生することになった場合には、これらの費用についても、ファンドが負担する場合があります。

※これらの費用は、監査費用を除き運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
当該費用及び手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

11. お申込み単位

◆1円以上1円単位
※年 1 回決算時に分配方針に基づき分配を行います。分配金は自動的に再投資されます。

12. お申込み価額

◆お申込み日の翌営業日の基準価額

13. お申込み手数料

◆ありません。

14. ご解約価額

◆お申込み日の翌営業日の基準価額

15. 信託財産留保額

◆ありません。

16. 収益分配

◆年1回の決算日(原則として 5 月 12 日)に収益分配方針に基づき収益分配を行います。
※運用実績によっては収益分配を行わないことがあります。
※収益分配金は自動的に再投資されます。

17. お申込み不可日等

◆次のいずれかの休業日に該当する場合は、購入・換金のお申込みの受付を行いません。
ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、
ニューヨークの商業銀行及びロンドンの商業銀行
(なお、お申し込み可能日であっても、証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断でファンドの受益証券の取得および解約の申込み受付を中止する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。)

○当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。○「EXE－i 先進国株式ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第 5 条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。○当資料は、確定拠出年金 法第 24 条及び関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。○投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本及び運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

EXE－i 先進国株式ファンド

投資信託協会分類：追加型投信／海外／株式

2017 年 8 月改訂

本商品は元本確保型の商品ではありません

18. 課税関係

◆確定拠出年金制度にかかる持ち分については、確定拠出年金制度の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

19. 損失の可能性

◆基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20. セーフティーネットの有無

◆投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。

21. 持ち分の計算方法

◆基準価額×保有口数

※基準価額が 10,000 口あたりで表示されている場合は 10,000 で除して下さい。

22. 委託会社

◆SBIアセットマネジメント株式会社

（信託財産の運用の指図等を行います。）

金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第 311 号

加入協会/一般社団法人投資信託協会、

一般社団法人日本投資顧問業協会

23. 受託会社

◆株式会社りそな銀行

（信託財産の保管・管理業務等を行います。）

24. 基準価額の主な変動要因等

本ファンドの基準価額の主な変動要因としては以下のものがあります。ただし、基準価額の変動要因は以下に限定されるものではありません。

【株価変動リスク】

一般に株価は政治・経済情勢や発行企業の業績等の影響を受け変動しますので、投資対象ファンドが組入れる株式の価格が変動し、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

【為替変動リスク】

為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

【信用リスク】

投資対象ファンドが組入れる金融商品等の発行体が経営不安や倒産等に陥った場合に資金回収ができなくなるリスクや、それが予想される場合にその金融商品等の価格下落で損失を被るリスクがあります。また、金融商品等の取引相手方にデフォルト（債務不履行）が生じた場合等、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

【流動性リスク】

投資対象ファンドが組入れる金融商品等の市場規模が小さく取引量が限られる場合などには、機動的に売買できない可能性があります。また、保有する金融商品等が期待された価格で処分できず、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

○当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。○「EXE－i 先進国株式ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第 5 条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。○当資料は、確定拠出年金 法第 24 条及び関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。○投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本及び運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

確定拠出年金向け説明資料

運営管理機関:

iFree NYダウ・インデックス

投資信託協会分類:追加型投信/海外/株式/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

イ. 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、米国の株式(DR(預託証券)を含みます。)(※)に投資し、投資成果をダウ・ジョーンズ工業株価平均(円ベース)の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。
※効率性の観点から米国株式の指数との連動をめざすETF(上場投資信託証券)に投資する場合があります。
ロ. マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。
ハ. マザーファンドにおいて、運用の効率化をはかるため、株価指数先物取引等を利用することがあります。このため、マザーファンドにおいて、株式等の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
ニ. 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

・NYダウ・インデックス・マザーファンドの投資方針
イ. 主として、米国の株式(DR(預託証券)を含みます。以下同じ。)(※)に投資し、投資成果をダウ・ジョーンズ工業株価平均(円ベース)の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。
※効率性の観点から米国株式の指数との連動をめざすETF(上場投資信託証券)に投資する場合があります。
ロ. 運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を利用することがあります。このため、株式等の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
ハ. 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

※当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

2.主要投資対象

NYダウ・インデックス・マザーファンドの受益証券
※NYダウ・インデックス・マザーファンドは、次の有価証券を主要投資対象とします。
(a) 米国の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式(上場予定および店頭登録予定を含みます。)
(b) 米国の企業のDR(預託証券)
(c) 米国株式の指数との連動をめざすETF(上場投資信託証券)

3.主な投資制限

①マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
②株式という資産全体の実質投資割合には、制限を設けません。
③外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

4.ベンチマーク

ダウ・ジョーンズ工業株価平均(円ベース)

5.信託設定日

平成28年9月8日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合、ダウ・ジョーンズ工業株価平均(円ベース)が改廃された場合、もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

8.決算日

毎年9月7日(休業日の場合翌営業日)

9.運用管理費用(信託報酬)

純資産総額に対して年率0.243%(税抜0.225%)
内訳:委託会社 0.1296%(税抜0.12%)
販売会社 0.0864%(税抜0.08%)
受託会社 0.027%(税抜0.025%)

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。
委託会社:ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価
販売会社:運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社:運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

10.運用管理費用(信託報酬)以外のコスト

① 信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。
② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
③ 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用(データ処理費用、郵送料等)は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。
④ 信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。
(※)「運用管理費用(信託報酬)以外のコスト」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、上場投資信託証券は市場価格により取引されており、費用を表示することができません。

<マザーファンドより支弁する手数料等>
信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。

■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、大和証券投資信託委託株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて、運営管理機関によって作成されましたが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■ダウ・ジョーンズ工業株価平均(以下「当インデックス」といいます。)はS&P Dow Jones Indices LLC(「SPDJI」)の商品であり、これを利用するライセンスが大和証券投信託委託株式会社に付与されています。Standard & Poor's®およびS&P®はStandard & Poor's Financial Services LLC(「S&P」)の登録商標で、Dow Jones®はDow Jones trademark Holdings LLC(「Dow Jones」)の登録商標であり、これらの商標を利用するライセンスがSPDJIに、特定目的での利用を許諾するサブライセンスが大和証券投資信託委託株式会社にそれぞれ付与されています。当ファンドは、SPDJI、Dow Jones、S&Pまたはそれぞれの関連会社によってスポンサー、保証、販売、または販売促進されているものではなく、これら関係者のいずれも、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行なわず、当インデックスの誤り、欠落、または中断に対して一切の責任も負いません。

確定拠出年金向け説明資料

運営管理機関:

iFree NYダウ・インデックス

投資信託協会分類:追加型投信/海外/株式/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

毎年9月7日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。収益分配金は、自動的に再投資されます。

17.お申込不可日等

ニューヨーク証券取引所の休業日と同じ日付の日には、受益権の取得および換金の申込みの受付けは行ないません。金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生した場合には、購入、換金の申込みの受付けを中止すること、すでに受付けた購入の申込みを取消すことがあります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求を取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金制度上は運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

解約価額×保有口数
注:解約価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除してください。

22.委託会社

大和証券投資信託委託株式会社
(信託財産の運用指図、受益権の発行等を行ないます)

23.受託会社

みずほ信託銀行(信託財産の保管・管理を行ないます)
再信託受託会社:資産管理サービス信託銀行株式会社

24.基準価額の主な変動要因等

当ファンドは、株式など値動きのある証券(外国証券には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
投資信託は預貯金とは異なります。
投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申上げます。
基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。
① 株価の変動(価格変動リスク・信用リスク)
株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります(発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。)。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
② 外国証券への投資に伴うリスク
イ. 為替リスク
外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
なお、当ファンドにおいては、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。そのため基準価額は、為替レートの変動の影響を直接受けます。
ロ. カントリー・リスク
投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。
③ その他
イ. 解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。
ロ. ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります(信用リスク)。この場合、基準価額が下落する要因となります。

■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、大和証券投資信託委託株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて、運営管理機関によって作成されましたが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■ダウ・ジョーンズ工業株価平均(以下「当インデックス」といいます。)はS&P Dow Jones Indices LLC(「SPDJI」)の商品であり、これを利用するライセンスが大和証券投信託委託株式会社に付与されています。Standard & Poor's®およびS&P®はStandard & Poor's Financial Services LLC(「S&P」)の登録商標で、Dow Jones®はDow Jones trademark Holdings LLC(「Dow Jones」)の登録商標であり、これらの商標を利用するライセンスがSPDJIに、特定目的での利用を許諾するサブライセンスが大和証券投資信託委託株式会社にそれぞれ付与されています。当ファンドは、SPDJI、Dow Jones、S&Pまたはそれぞれの関連会社によってスポンサー、保証、販売、または販売促進されているものではなく、これら関係者のいずれも、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行なわず、当インデックスの誤り、欠落、または中断に対して一切の責任も負いません。

運営管理機関:

iFree NYダウ・インデックス

投資信託協会分類:追加型投信/海外/株式/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

※基準価額の動きに関する留意点
当ファンドは、ダウ・ジョーンズ工業株価平均(円ベース)の動きに連動する投資成果をあげることをめざして運用を行ないます。ただし、主として次の理由から、基準価額の動きが指数と完全に一致するものではありません。
・指数の構成銘柄のすべてを指数の算出方法どおりに組入れない場合があること
・運用管理費用(信託報酬)、売買委託手数料等の費用負担
・株式売買時の約定価格と基準価額の算出に使用する株価の不一致
・指数の算出に使用する株価と基準価額の算出に使用する株価の不一致
・指数の算出に使用する為替レートと基準価額の算出に使用する為替レートの不一致
・株価指数先物およびETF(上場投資信託証券)と指数の動きの不一致(先物およびETF(上場投資信託証券)を利用した場合)
・株式および株価指数先物取引およびETF(上場投資信託証券)の最低取引単位の影響
・株式および株価指数先物取引およびETF(上場投資信託証券)の流動性低下時における売買対応の影響
・指数の構成銘柄の入替えおよび指数の算出方法の変更による影響

■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、大和証券投資信託委託株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて、運営管理機関によって作成されましたが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■ダウ・ジョーンズ工業株価平均(以下「当インデックス」といいます。)はS&P Dow Jones Indices LLC(「SPDJI」)の商品であり、これを利用するライセンスが大和証券投資信託委託株式会社に付与されています。Standard & Poor's®およびS&P®はStandard & Poor's Financial Services LLC(「S&P」)の登録商標で、Dow Jones®はDow Jones trademark Holdings LLC(「Dow Jones」)の登録商標であり、これらの商標を利用するライセンスがSPDJIに、特定目的での利用を許諾するサブライセンスが大和証券投資信託委託株式会社にそれぞれ付与されています。当ファンドは、SPDJI、Dow Jones、S&Pまたはそれぞれの関連会社によってスポンサー、保証、販売、または販売促進されているものではなく、これら関係者のいずれも、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行なわず、当インデックスの誤り、欠落、または中断に対して一切の責任も負いません。

EXE－i グローバル中小型株式ファンド

投資信託協会分類：追加型投信／内外／株式

2017 年 8 月改訂

本商品は元本確保型の商品ではありません

1. 投資方針

◆この投資信託(以下、「本ファンド」という場合があります。)は、信託財産の中長期的な成長を図ることをめざして運用を行います。

●本ファンドは世界（日本を含む）の中小型株式市場の値動きと同等の投資成果をめざします。参考指標は、FTSE グローバル スモール・キャップ インデックス(円換算ベース)とします。(2015 年 2 月変更)

＜参考指標について＞
FTSE グローバル スモール・キャップ インデックスとは、FTSE 社が開発した指数で世界の中小型株式市場全体の動きを表す指数です。
本ファンドは参考指標に対して一定の運用成果をあげることを目標とするものではなく、実際の運用成果は参考指標と乖離する場合があります。なお、参考指標は委託会社の判断により予告なく変更される場合があります。
※FTSE グローバル スモール・キャップ インデックス(円換算ベース)は、FTSE グローバル スモール・キャップ インデックス(米ドルベース)をもとに、委託会社が円換算しております。FTSE グローバル スモール・キャップ インデックスに対する著作権、知的財産権その他一切の権利は FTSE 社に帰属します。

◆本ファンドの運用にあたっては、「モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社」の投資助言を受けます。

2. 主要投資対象

◆主としてETF（上場投資信託）への投資を通じて、世界(日本を含む)の中小型株式へ実質的に投資します。

◆世界（日本を含む）の中小型株式市場の値動きに連動する投資対象ファンドを複数組合わせることにより、信託財産の中長期的な成長をめざします。
ポートフォリオの国・地域別構成比率（以下、構成比率）等が参考指標の構成比率に近くなるように、投資対象ファンドの基本投資割合を調整します。

☆投資対象ファンドの基本投資割合は、次の通りとします。
(2015 年 2 月変更)
(1) 米国の中小型株式指数に連動する投資対象ファンド 60%
(2) 米国を除く世界の中小型株式指数に連動する投資対象ファンド 40%
合 計 100%

☆市場の変動により、投資対象ファンドの組入比率が基本投資割合から乖離した場合は、原則として 3 ヶ月に 1 回、基本投資割合へ戻す調整を行います。
☆基本投資割合の見直しについては、投資対象ファンドの経費率、パフォーマンス、参考指標との連動性、流動性等を考慮して、原則として1年に 1 回行います。

資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

3. 主な投資制限

◆投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
◆外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
◆株式への直接投資は行いません。

4. ベンチマーク

◆ありません。

5. 信託設定日

◆2013 年 5 月 13 日

6. 信託期間

◆無期限

7. 償還条項

◆ファンドの受益権の残存口数が5億口を下回ることとなった場合、ファンドを償還させることが受益者のために有利であると認めたとき、やむを得ない事情が発生したとき等には、繰上償還となる場合があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「EXE－i グローバル中小型株式ファンド」の募集については、委託会社は、法令の規定により、有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法施行規則第 20 条に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の 勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

確定拠出年金向け説明資料

EXE－i グローバル中小型株式ファンド

投資信託協会分類：追加型投信／内外／株式

2017 年 8 月改訂

本商品は元本確保型の商品ではありません

8. 決算日

◆原則として、毎年 5 月 12 日（休業日の場合は翌営業日）

9. 信託報酬

◆ファンドの日々の純資産総額に年率 0.2484％（税抜：0.23%）を乗じて得た額とします。運用管理費用（信託報酬）の配分は下記の通りとします。なお、当該報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）及び毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

運用管理費用（信託報酬）		年 0.2484％（税抜：年 0.23%）
内訳	委託会社	年 0.108％（税抜：年 0.10%）
	販売会社	年 0.108％（税抜：年 0.10%）
	受託会社	年 0.0324％（税抜：年 0.03%）
投資対象とする投資信託証券の信託報酬※1		年 0. 082%
実質的な負担※2		年 0. 3304%程度

投資顧問（助言）会社への報酬は委託会社報酬の中から支払われます。
※1.基本投資割合で運用された場合の信託報酬率であり、実際の信託報酬率とは異なる場合があります。なお、投資対象ファンドの変更等により、数値は変動する場合があります。
※2. 本ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加味した、投資者の皆様が実質的に負担する信託報酬率になります。

10. 信託報酬以外のコスト

◆お買付時に直接ご負担いただく費用はありません。

ファンドの監査費用、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用、保管費用等本ファンドの投信に関する費用、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用等が信託財産から差引かれます。また、ファンドの参考指標に関係する費用等が発生することになった場合には、これらの費用についても、ファンドが負担する場合があります。
※ これらの費用は、監査費用を除き運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

当該費用及び手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

11. お申込み単位

◆1円以上1円単位
※年 1 回決算時に分配方針に基づき分配を行います。分配金は自動的に再投資されます。

12. お申込み価額

◆お申込み日の翌営業日の基準価額

13. お申込み手数料

◆ありません。

14. ご解約価額

◆お申込み日の翌営業日の基準価額

15. 信託財産留保額

◆ありません。

16. 収益分配

◆年1回の決算日（原則として 5 月 12 日）に収益分配方針に基づき収益分配を行います。
※運用実績によっては収益分配を行わないことがあります。
※収益分配金は自動的に再投資されます。

17. お申込み不可日等

◆ニューヨークの証券取引所及びニューヨークの商業銀行が休業となる日は、お申込できません。（なお、お申し込み可能日であっても、証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断でファンドの受益証券の取得および解約の申込み受付を中止する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。）

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「EXE－i グローバル中小型株式ファンド」の募集については、委託会社は、法令の規定により、有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法施行規則第 20 条に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の 勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

EXE－i グローバル中小型株式ファンド

投資信託協会分類：追加型投信／内外／株式

2017 年 8 月改訂

本商品は元本確保型の商品ではありません

18. 課税関係

◆確定拠出年金制度にかかる持ち分については、確定拠出年金制度の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

19. 損失の可能性

◆基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20. セーフティーネットの有無

◆投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。

21. 持ち分の計算方法

◆基準価額×保有口数

※基準価額が 10,000 口あたりで表示されている場合は 10,000 で除して下さい。

22. 委託会社

◆SBIアセットマネジメント株式会社

（信託財産の運用の指図等を行います。）

金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第 311 号

加入協会/一般社団法人投資信託協会、

一般社団法人日本投資顧問業協会

23. 受託会社

◆株式会社りそな銀行

（信託財産の保管・管理業務等を行います。）

24. 基準価額の主な変動要因等

本ファンドの基準価額の主な変動要因としては以下のものがあります。ただし、基準価額の変動要因は以下に限定されるものではありません。

【株価変動リスク】

一般に株価は政治・経済情勢や発行企業の業績等の影響を受け変動しますので、投資対象ファンドが組入れる株式の価格が変動し、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

【為替変動リスク】

為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

【信用リスク】

投資対象ファンドが組入れる金融商品等の発行体が経営不安や倒産等に陥った場合に資金回収ができなくなるリスクや、それが予想される場合にその金融商品等の価格下落で損失を被るリスクがあります。また、金融商品等の取引相手方にデフォルト（債務不履行）が生じた場合等、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

【流動性リスク】

投資対象ファンドが組入れる金融商品等の市場規模が小さく取引量が限られる場合などには、機動的に売買できない可能性があります。また、保有する金融商品等が期待された価格で処分できず、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「EXE－i グローバル中小型株式ファンド」の募集については、委託会社は、法令の規定により、有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法施行規則第 20 条に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の 勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

インデックスファンド海外株式ヘッジあり（DC専用）

投資信託協会分類：追加型投信／海外／株式／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

・主として、「海外株式インデックスMSCI－KOKUSAI（ヘッジあり）マザーファンド」受益証券に投資を行ない、MSCI-KOKUSAIインデックス（円ヘッジあり・円ベース）の動きに連動する投資成果をめざします。
・マザーファンド受益証券の組入比率は高位を保つことを原則とします。また、設定・解約動向に応じて有価証券先物取引などを活用し、組入比率を調整することがあります。
・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

＜マザーファンドの投資方針＞
・主として日本を除く世界各国の株式（DR（預託証券）およびカントリーファンドなどを含みます。）に投資し、MSCI-KOKUSAIインデックス（円ヘッジあり・円ベース）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。
・運用の効率化をはかるため、株価指数先物取引や外国為替予約取引などを活用することがあります。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引などの買建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えること、および外国為替予約取引などの売建玉の時価総額の合計額が外貨建資産の組入総額を超えることがあります。
・外貨建資産への投資にあたっては、原則として為替ヘッジを行ないます。
・ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたときなどならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

2.主要投資対象

「海外株式インデックスMSCI-KOKUSAI（ヘッジあり）マザーファンド」受益証券（マザーファンドは、日本を除く世界各国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。）

3.主な投資制限

・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には、制限を設けません。
・投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。
・外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

4.ベンチマーク

MSCI-KOKUSAIインデックス（円ヘッジあり・円ベース）

5.信託設定日

2002年12月10日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

委託者は、信託期間中において、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

8.決算日

毎年10月26日（休業日の場合は翌営業日）

9.信託報酬

純資産総額に対して年0.3024%（税抜0.28%）
内訳：委託会社0.15%、受託会社0.03%、販売会社0.10%
※内訳の率は税抜です。別途消費税がかかります。

10.信託報酬以外のコスト

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。
① 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および先物・オプション取引などに要する費用。
②信託財産の財務諸表の監査に要する費用（日々、計上されます。）。
③ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外貨建資産の保管などに要する費用、解約に伴なう支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。

＊監査費用、売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

確定拠出年金向け説明資料
運営管理機関：株式会社SBI証券
インデックスファンド海外株式ヘッジあり（DC専用）
投資信託協会分類：追加型投信／海外／株式／インデックス型
本商品は元本確保型の商品ではありません

16.収益分配

年1回の決算時（原則として10月26日）に収益分配方針に基づき収益分配を行ないます。分配金は、自動的に再投資されます。

17.お申込不可日等

金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込・解約請求を中止等する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金制度上は運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

解約価額×保有口数
注：解約価額が10,000口当たりで表示されている場合は10,000で除して下さい。

22.委託会社

日興アセットマネジメント株式会社
（信託財産の運用指図などを行ないます。）

23.受託会社

野村信託銀行株式会社
（信託財産の保管・管理・計算などを行ないます。）

24.基準価額の主な変動要因等

1.価格変動リスク
一般に株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。

2.流動性リスク
市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

3.信用リスク
・一般に投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト（債務不履行）や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があり、廃止される恐れや廃止となる場合も発行体の株式などの価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。
・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがありますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

4.為替変動リスク
外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ない、為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、為替ヘッジを行なうにあたっては、円の金利が為替ヘッジを行なう通貨の金利より低い場合、この金利差に相当するヘッジコストが発生します。為替および金利の動向によっては、為替ヘッジに伴なうヘッジコストが予想以上に発生する場合があります。

＜MSCI-KOKUSAIインデックス（円ヘッジあり・円ベース）と基準価額の主なカイ離要因＞
当ファンドは、基準価額の変動率をMSCI-KOKUSAIインデックス（円ヘッジあり・円ベース）の変動率に一致させることをめざしますが、次のような要因があるため、同指数と一致した推移をすることをお約束できるものではありません。
・MSCI-KOKUSAIインデックス（円ヘッジあり・円ベース）の採用銘柄の変更や資本異動などによってポートフォリオの調整が行なわれる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること、また、信託報酬、売買委託手数料、監査費用などの費用をファンドが負担すること。
・組入銘柄の配当金や有価証券の貸付による品貸料が発生すること。
・先物取引等のデリバティブ取引を利用した場合、当該取引の値動きとMSCI-KOKUSAIインデックス（円ヘッジあり・円ベース）の採用銘柄の一部または全部の値動きが一致しないこと。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

農林中金＜パートナーズ＞米国株式長期厳選ファンド

投資信託協会分類：追加型投信／海外／株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

1. 投資方針

ファミリーファンド方式により、米国企業価値フォーカスマザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米国の取引所に上場されている株式に投資することにより、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

なお、米国企業価値フォーカスマザーファンドの運用においては、農林中金バリューインベストメンツ株式会社より投資助言を受け、ポートフォリオを構築します。外貨建資産については、為替ヘッジを行わない方針です。

2. 主要投資対象

米国企業価値フォーカスマザーファンド受益証券

（米国企業価値フォーカスマザーファンドは、米国の取引所に上場されている株式を主要投資対象とします。）

3. 投資制限

米国企業価値フォーカスマザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

4. ベンチマーク

設定しておりません。

5. 信託設定日

2017年7月5日

6. 信託期間

無期限

7. 償還条項

委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が5億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させていただくことがあります。

8. 決算日

毎年6月20日（休業日の場合は翌営業日）

9. 信託報酬

純資産総額に対して年率0.972%（税抜0.9%）を乗じた額

なお、内訳は次のとおりとなります。

委託会社　年率0.54%（税抜0.5%）

販売会社　年率0.378%（税抜0.35%）

受託会社　年率0.054%（税抜0.05%）

10. 信託報酬以外のコスト

組入れ有価証券の売買時に発生する売買委託手数料および先物取引・オプション取引等に要する費用、投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用、外国における資産の保管時に要する費用、信託事務の諸費用（投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息）、借入金の利息は、投資信託財産から支弁します。

11. お申込単位

1円以上1円単位

12. お申込価額

お買付申込日の翌営業日の基準価額

13. お申込手数料

ありません。

14. ご解約価額

ご解約申込日の翌営業日の解約価額

15. 信託財産留保額

ありません。

16. 収益分配

毎決算時に、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。なお、分配金は、非課税で自動的に再投資されます。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者および運用指図者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。投資信託は貯金（預金）保険制度の対象ではありません。

確定拠出年金向け説明資料

農林中金＜パートナーズ＞米国株式長期厳選ファンド

投資信託協会分類：追加型投信／海外／株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

17. お申込不可日

金融商品取引所および外国金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断でファンドのお買付およびご解約の申込みを中止する場合があります。また、ニューヨーク証券取引所の休場日又はニューヨークの銀行の休業日にはお買付申込およびご解約申込はできません。

なお、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18. 課税関係

確定拠出年金制度上は非課税となります。

19. 損失の可能性

当ファンドは、実質的に株式などの値動きのある証券（外国証券には為替変動リスク等もあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、元金の保証はありません。投資した資産の価値の減少を含むリスクはすべてお客様に負っていただくことになります。

20. セーフティーネットの有無

当ファンドは、金融機関の預貯金と異なり、元金および利息の保証はありません。また、預金（貯金）保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではなく、証券会社以外の販売の場合には投資者保護基金の対象でもありません。

21. 持分の計算方法

解約価額（基準価額×保有口数）

22. 委託会社

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

（信託財産の運用指図等を行います。）

23. 受託会社

農中信託銀行株式会社

再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

（投資信託財産の保管・管理を行います。）

24. 基準価額の主な変動要因等

1. 株価変動リスク

一般に、株式は国内外の景気、政治、経済、社会情勢等の影響を受け、また、個別企業の業績や株式市場全体の動向を反映して価格が大きく変動します。ファンドに組入れられている株式の価格が大きく下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合は、その企業の株式の価格が大きく下落しあるいは無価値となるため、ファンドに重大な損失が生じることがあります。

2. 為替変動リスク

一般に、外貨建資産は当該通貨の円に対する外国為替相場の変動（円高・円安）の影響を受け、その円換算した価値も変動します。外国為替相場が外貨建資産の当該通貨に対して円高となった場合には、ファンドに組入れている外貨建資産の円換算した価値が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、外国為替相場は外国為替市場の需給、世界各国の投資環境・金利動向のほか各国政府・中央銀行の介入・通貨政策等によって短期間に大きく変動することもありますので、当該通貨に対して極端に円高が進行する場合には、ファンドの基準価額も大きく下落することがあります。

3. カントリーリスク

一般に、外国証券（債券・株式等）は当該国・地域の政治・経済・社会情勢、通貨規制、資本規制等による影響を受けます。当該国・地域の政治・経済・社会情勢の変化により金融・証券市場が混乱した場合には、ファンドに組入れている外国証券の価格が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、一般に新興経済国・発展途上国のカントリー・リスクは先進国と比べて高いものとなります。

4. 流動性リスク

市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合、有価証券等を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できず、不測の損失を被るリスクがあります。また、大口の解約申込があった場合など、解約資金を手当てするためにファンドで保有する有価証券等を大量に換金しなければならないことがあります。その際、市場動向や取引量の状況によっては、当該換金にかかる取引自体が市場実勢を押し下げ、通常よりも不利な状況での取引となり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者および運用指図者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。投資信託は貯金（預金）保険制度の対象ではありません。

ラッセル・インベストメント外国株式ファンド（DC向け）

投資信託協会分類：追加型投信／海外／株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

主としてラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券に投資します。マザーファンドでは、複数の運用スタイルに分散し、それぞれの運用スタイルにおいて優れていると判断される運用会社を採用する「マルチ・マネージャー運用」を行います。株式等の組入れにあたっては、フル・インベストメントを基本とし、ベンチマークであるMSCI KOKUSAI（配当込み）を上回ることを目標に運用を行います。

2.主要投資対象

主としてマザーファンド受益証券に投資します。なお、株式、公社債等他の有価証券または金融商品に直接投資を行う場合があります。マザーファンドは、日本を除く世界先進各国の市場において取引されている株式を主要投資対象とします。

3.主な投資制限

（1）株式への投資割合
株式への実質投資割合には制限を設けません。
（2）投資信託証券への投資割合
マザーファンド受益証券および上場不動産投資信託証券を除く投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5％以内とします。
（3）外貨建資産への投資割合
外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

4.ベンチマーク

MSCI KOKUSAI（配当込み）

5.信託設定日

2005年8月31日

6.信託期間

原則として無期限

7.償還条項

当ファンドの純資産総額が10億円を下回ることとなった場合、やむを得ない事情が発生したとき等は、繰上償還することがあります。

8.決算日

毎年4月18日（ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）

9.信託報酬

当ファンドの日々の純資産総額に対して
年率1.4364％（税抜1.33％）
内訳　委託会社：年率0.9180％（税抜0.85％）
　　販売会社：年率0.4320％（税抜0.40％）
　　受託会社：年率0.0864％（税抜0.08％）

10.信託報酬以外のコスト

組入有価証券の売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

購入申込受付日の翌営業日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご換金価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

毎年4月18日（ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、分配方針に基づいて分配を行います。ただし、分配の有無および分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託会社が決定します。
原則として、分配金は無手数料で自動的に再投資されます。
※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。■MSCI KOKUSAIインデックスに関する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他、あらゆる形態を用い、インデックスの全部または一部を複製、配付、使用することは禁じられてます。またこれらの情報は信頼のおける情報源から得たものでありますが、その確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。

確定拠出年金向け説明資料

運営管理機関：株式会社SBI証券

ラッセル・インベストメント外国株式ファンド（DC向け）

投資信託協会分類：追加型投信／海外／株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

17.お申込不可日等

ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、フランクフルト証券取引所のいずれかが休業日の場合には、お申込みができません。
また、金融商品取引所における取引の停止、その他合理的な事情等があると委託会社が判断したときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消す場合があります。
また、確定拠出年金制度上、購入・換金のお申込みができない場合がありますので、運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金制度の場合、当ファンドの分配金、換金時および償還時の差益については、非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、投資者のみなさまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構・貯金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

基準価額×保有口数
※基準価額が1万口当たりで表示されている場合は1万で除してください。

22.委託会社

ラッセル・インベストメント株式会社
（当ファンドの運用の指図を行います。）

23.受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社
（当ファンドの財産の保管および管理を行います。）
再信託受託会社：
日本マスタートラスト信託銀行株式会社

24. 基準価額の主な変動要因等

■株価変動リスク
株価は国内外の景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受けます。一般に、株価が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

■株式の発行会社の信用リスク
株式の発行会社の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、株価が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

■為替変動リスク
外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

■カントリーリスク
投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因になり、また投資方針に沿った運用ができない可能性があります。

■流動性リスク
当ファンドで短期間に相当金額の換金申込みがあった場合、組入株式を売却することで換金代金の手当てを行いますが、組入株式の市場における流動性が低いときには、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があり、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

※上記は当ファンドの基準価額に影響を及ぼす主なリスクであり、リスクは上記に限定されるものではありません。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。■MSCI KOKUSAIインデックスに関する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他、あらゆる形態を用い、インデックスの全部または一部を複製、配付、使用することは禁じられてます。またこれらの情報は信頼のおける情報源から得たものでありますが、その確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。

キャピタル世界株式ファンド（ＤＣ年金用）

投資信託協会分類：追加型投信／内外／株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

1. 投資方針

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ないます。

ファンドの特色

- キャピタル世界株式マザーファンド（以下「マザーファンド」ということがあります。）への投資を通じて、内外の投資信託証券（以下「投資対象ファンド」ということがあります。）に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を目指します。

・投資対象ファンド

➢ ルクセンブルク籍円建外国投資信託証券「キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド（ＬＵＸ）（クラスＣ）」（以下「ニューパースペクティブ・ファンド」ということがあります。）

➢ 追加型証券投資信託「日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）」

※実質的な投資割合は、ニューパースペクティブ・ファンドを高位に維持することを基本とします。

・投資形態　ファンド･オブ･ファンズ

ルクセンブルク籍円建外国投資信託証券の運用の特色は以下のとおりです。

- 世界各国の株式を主要投資対象とします。
  主として世界各国の証券取引所等で取引されている株式に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- キャピタル・グループのグローバルな運用力を活用し、徹底した企業調査に基づき投資を行ないます。
- 複数のポートフォリオ・マネジャーが運用に携わることによって、投資対象やアイデアの分散を図り、安定的かつ継続的な運用成果の獲得を目指します。

2. 主要投資対象

キャピタル世界株式マザーファンド

※マザーファンドが主要投資対象とするニューパースペクティブ・ファンドは、世界各国の株式を主要投資対象とします。

3. 主な投資制限

マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。投資信託証券への実質投資割合（マザーファンド受益証券への投資を介した投資の割合をいいます。）には、制限を設けません。株式への直接投資は、行ないません。外貨建資産への直接投資は、行ないません。デリバティブの直接利用は、行ないません。

※マザーファンドが主要投資対象とするニューパースペクティブ・ファンドは、原則として同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とする主な投資制限があります。

4. ベンチマーク

ありません。

5. 信託設定日

2016 年 4 月 21 日

6. 信託期間

無期限

7. 償還条項

受益権総口数が 50 億口または純資産総額が 50 億円を下回った場合等には、繰上償還となる場合があります。

8. 決算日

原則、毎年 8 月 20 日（休業日の場合は翌営業日）

9. 信託報酬

信託報酬の総額：計算期間を通じて毎日、純資産総額に対して年率 1.5336%（税抜 1.42%）の信託報酬率を乗じて得た額とします。

内訳：委託会社　年率 0.70%（税抜）
販売会社　年率 0.70%（税抜）
受託会社　年率 0.02%（税抜）

当ファンドは他の投資信託証券を実質的な投資対象としており、投資対象ファンドにおける所定の信託報酬を含めて受益者が実質的に負担する信託報酬の概算は、次のとおりです。なお、投資対象ファンドの実質組入比率は運用状況に応じて変動するため、受益者が実質的に負担する実際の信託報酬の率および上限額は事前に表示することができません。

実質的な負担：年率 1.5406%程度（税込）

10. 信託報酬以外のコスト

法定開示にかかる費用：監査および法定書類の作成・印刷等費用は、日々の信託財産の純資産総額に年率 0.05%（税込）の率を乗じて得た額の合計額を超えないものとします。

資産管理費用（カストディーフィー）：保管銀行との契約により適正な価格が計上されます。

資金の借入に伴う借入金の利息および有価証券の借入に伴う品借料：借入先との契約により適正な価格が計上されます。

受託会社による資金の立替に伴う利息：受託会社との交渉により適正な価格が計上されます。

有価証券等の売買委託手数料等：投資対象ファンドの運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限等を記載することができません。

ファンド・オブ・ファンズの管理費用等：投資対象ファンドの合計純資産額に対し、上限年率 0.15%

11. お申込単位

１円以上１円単位

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「キャピタル世界株式ファンド（ＤＣ年金用）」の受益権の募集については、キャピタル・インターナショナル株式会社は、金融商品取引法（昭和 23 年法第 25 号）第 5 条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第 24 条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式等の値動きのある有価証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属します。

確定拠出年金向け説明資料

キャピタル世界株式ファンド（ＤＣ年金用）

投資信託協会分類：追加型投信／内外／株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

12. お申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

13. お申込手数料

ありません。

14. ご解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額

15. 信託財産留保額

ありません。

16. 収益分配

分配金額は、毎決算時に委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。
分配金は、自動的に再投資されます。

17. お申込不可日等

ルクセンブルクの銀行の休業日を含むマザーファンドが投資する投資対象ファンドが定める非営業日に当たる日です。
また、信託財産の資金管理を円滑に行なうために 1 日 1 件 10 億円を超える換金はできない等の換金制限がある他、取引所等における取引の停止等、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込・解約請求の受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込・解約請求の受付を取消すことがあります。なお、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので、運営管理機関にお問い合わせください。

18. 課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

19. 損失の可能性

当ファンドの基準価額は、後述の基準価額の変動要因等により、下落する場合があります。従って、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属します。

20. セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関は、投資者保護基金に加入しておりません。

21. 持分の計算方法

基準価額×保有口数

※基準価額が 10,000 口当たりで表示されている場合は 10,000 で除してください。

22. 委託会社

キャピタル・インターナショナル株式会社

※信託財産の運用指図等を行ないます。

23. 受託会社

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

※信託財産の保管・管理等を行ないます。

24. 基準価額の変動要因

価格変動リスク：当ファンドが実質的に投資を行なう株式等の価格は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等を反映して変動します。実質組入株式等の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

為替変動リスク：当ファンドが実質的に投資を行なう外貨建資産の円換算価値は、当該資産における価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替相場の変動の影響を受け、損失を被る場合があります。為替相場の変動が円高に推移した場合は、当ファンドの基準価額の下落要因となります。

金利変動リスク：当ファンドが実質的に投資を行なう株式等の有価証券等の価格は市場金利の変動により変動することがあり、これに伴い基準価額が下落することがあります。

信用リスク：株式や債券等の有価証券やコマーシャルペーパー等短期金融商品の発行体が経営不安、倒産、債務不履行となるおそれがある場合、もしくは実際に債務不履行となった場合等には、当ファンドは実質的に保有する有価証券等の価格変動によって重大な損失を被ることがあります。

流動性リスク：有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行なうことができない場合または取引が不可能な状況となる場合には、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となり、基準価額の下落要因となります。

カントリーリスク：投資対象としている国や地域において、政治・経済、社会情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合等には、予想外に基準価額が下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。特に新興国や地域では、政情に起因する諸問題が有価証券や通貨に及ぼす影響が先進国と比較して大きくなることがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「キャピタル世界株式ファンド（ＤＣ年金用）」の受益権の募集については、キャピタル・インターナショナル株式会社は、金融商品取引法（昭和 23 年法第 25 号）第 5 条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第 24 条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式等の値動きのある有価証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属します。

運営管理機関 ：

朝日 Nvest グローバル バリュー株オープン（愛称：Avest-E）

投資信託協会分類：追加型投信／海外／株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

1. 投資方針

主として、朝日 Nvest バリュー型 外国株マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通して、信託財産の長期的な成長を目指します。
マザーファンドにおきましては、主として日本を除く世界各国の株式にグローバルな視点で投資します。

2. 主要投資対象

朝日 Nvest バリュー型 外国株マザーファンド受益証券
（マザーファンドは、日本を除く世界各国の株式を主要投資対象とします。）

3. 主な投資制限

株式への実質投資割合には、制限を設けません。
外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

4. ベンチマーク

ベンチマークは定めておりません。
ただし、MSCI All Country World Index ex Japan（円換算ベース）を参考指数としています。

5. 信託設定日

2000 年 3 月 24 日

6. 信託期間

無期限

7. 償還条項

信託期間中において、受益権の口数が当初設定受益権口数の 10 分の 1 または 10 億口を下回ることとなった場合、またはやむを得ない事情が発生したとき等は、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

8. 決算日

3 月 16 日（ただし、休業日の場合には翌営業日）

9. 信託報酬

純資産総額に対して年率 1.944%（税抜 1.8%）を乗じた額
内訳（税抜）：

	100 億円以下の部分	100 億円超 200 億円以下の部分	200 億円超の部分
委託会社	1.10%	1.00%	0.95%
販売会社	0.60%	0.70%	0.75%
受託会社	0.10%	0.10%	0.10%

10. 信託報酬以外のコスト

・ 信託財産に関する租税、信託財産に係る監査費用および監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託者が立て替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。監査費用は、毎日、純資産総額に対し、年 0.005%（税抜）※の率を乗じて得た額とします。ただし、年 40 万円（税抜）※を上限とします。監査費用は、監査法人との契約等により変更になることがあります。
※別途消費税等相当額がかかります。
・ ファンドの組入有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。これらの費用は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

11. お申込単位

1 円以上 1 円単位

12. お申込価額

お申込み日の翌営業日の基準価額

13. お申込手数料

ありません。

14. ご解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から 15.の信託財産留保額を控除した金額

15. 信託財産留保額

解約時の基準価額の 0.3%

16. 収益分配

毎期決算時（3 月 16 日、ただし、休業日の場合には翌営業日）に、収益分配方針に基づき収益分配を行います。分配金は、自動的に再投資されます。

17. お申込不可日等

・お申込み日がニューヨーク証券取引所の休場日の場合には、ご購入およびご解約のお申込みの受付は行いません。
・金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込み・解約請求の受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込み・解約請求の受付を取消すことがあります。

18. 課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

19. 損失の可能性

当ファンドは値動きのある有価証券等を投資対象としますので、組入有価証券等の値動きなどの影響により、基準価額が下落することがあります。したがって、投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、これを割り込むことがあります。ファンドは預貯金と異なります。
信託財産に生じた利益および損失はすべて購入者（受益者）のみなさまに帰属します。
当ファンドが有する主なリスクは、「**24. 基準価額の主な変動要因等**」をご覧ください。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「朝日 Nvest グローバル バリュー株オープン（愛称：Avest-E）」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和 23 年法第 25 号）第 5 条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第 24 条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式・公社債など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

確定拠出年金向け説明資料

運営管理機関 ：

朝日 Nvest グローバル バリュー株オープン（愛称：Avest-E）

投資信託協会分類：追加型投信／海外／株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

20. セーフティネットの有無

当ファンドは、金融機関の預金または保険契約ではありませんので、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21. 持分の計算方法

解約価額×保有口数／10,000

22. 委託会社

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社
信託財産の運用指図、受益権の発行、目論見書および運用報告書の作成等を行います。
運用委託先：ハリス・アソシエイツ・エル・ピー

23. 受託会社

みずほ信託銀行株式会社
信託財産の保管・管理業務等を行います。
※再信託受託会社
資産管理サービス信託銀行株式会社
受託会社より委託を受け信託事務の一部を行います。

24. 基準価額の主な変動要因等

①株価変動リスク
株式の価格（株価）が発行会社の経営・財務状況の変化、国内外の政治、経済、社会情勢の変化等の影響を受け下落するリスクをいいます。株式の実質組入比率は原則として高水準を維持しますので、株価が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。ファンドが実質的に投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合、その企業の株価は大きく下落し、ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

②為替変動リスク
外国為替相場の変動により外貨建資産の価格が変動するリスクをいいます。一般に外国為替相場が対円で下落した場合（円高の場合）には、円ベースの資産価格は下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。当ファンドでは、外貨建資産について原則として対円での為替ヘッジを行いませんので、日本円と日本円以外の通貨間の為替相場の変動により、基準価額が大きく変動することがあります。

③信用リスク
発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、債券等の利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなるリスク（債務不履行）をいいます。一般に債務不履行が生じた場合またはそれが予想される場合には、株式ならびに債券およびコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品の価格は下落し（価格がゼロになることもあります。）、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、発行体の格付変更に伴い価格が下落するリスクもあります。

④カントリーリスク
一般に、有価証券への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制等の要因によって影響を受けます。その結果、ファンドの投資対象有価証券の発行国の政治、経済、社会情勢等の変化により、金融市場が混乱し、資産価格が大きく変動することがあります。

⑤金利変動リスク
金利水準の大きな変動は株式市場に影響を及ぼす場合があり、ファンドの基準価額の変動要因となります。

⑥流動性リスク
有価証券を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がないために売却することができない、あるいは売り需要がないために購入することができない等のリスクをいいます。そのため保有有価証券の売却を行う場合、市況動向や流動性、あるいはファンドの解約金額によっては、保有有価証券を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが生じる場合があり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

⑦ファミリーファンド方式に起因するリスク
マザーファンドへ投資する他のベビーファンドがある場合、当該ベビーファンドの設定・解約等によりマザーファンドに資金の流出入が生じることがあります。その結果として、マザーファンドにおいて組入有価証券の売買等が生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

⑧繰上償還リスク
当ファンドは、受益権の口数が当初設定口数の 10 分の 1 または 10 億口を下回ることとなった場合、受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときなどには、繰上償還されることがあります。

⑨為替取引の相手先に関するリスク
当ファンドでは、外貨建資産について原則として対円での為替ヘッジを行いませんが、対米ドルでは日本円以外の通貨にかかる外国為替予約取引を行うことがあります。
外国為替予約取引を行う場合、これらの取引には相手先の決済不履行リスクが伴います。

⑩その他の留意点
証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変等により閉鎖されることがあります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「朝日 Nvest グローバル バリュー株オープン（愛称：Avest-E）」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和 23 年法第 25 号）第 5 条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第 24 条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式・公社債など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

三菱UFJ DC新興国株式インデックスファンド

投資信託協会分類:追加型投信／海外／株式／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

【ファンドの目的】
新興国の株式を実質的な主要投資対象とし、新興国の株式の指標であるMSCI エマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース)と連動する投資成果をめざします。
【ファンドの特色】
MSCI エマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース)(注)と連動する投資成果をめざして運用を行います。
「新興国株式インデックスマザーファンド」を通じて、新興国の株式等(DR(預託証書)※を含みます。)への投資を行います。
株式等の実質投資比率は原則として高位を維持します。ただし、対象インデックスとの連動性を維持するため、実質投資比率を引き下げる、あるいは実質投資比率を100%以上に引き上げる運用指図を行うことがあります。
原則として、為替ヘッジは行いません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

※DR(預託証書)とは、Depositary Receiptの略で、ある国の企業の株式を当該国外の市場で流通させるため、現地法に従い発行した代替証券です。株式と同様に金融商品取引所等で取引されます。

(注)MSCI エマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。MSCI エマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース)は、MSCI エマージング・マーケット・インデックス(米ドルベース)をもとに、委託会社が計算したものです。また、MSCI エマージング・マーケット・インデックスに対する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。

2.主要投資対象

運用は主に「新興国株式インデックスマザーファンド」を通じて、新興国の株式等へ実質的に投資を行います。

3.主な投資制限

・株式への実質投資割合に制限を設けません。
・同一銘柄の株式への実質投資割合に制限を設けません。
・外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
・デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。
・その他の投資制限もあります。

4.ベンチマーク

MSCI エマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース)

5.信託設定日

2009年12月11日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。(任意償還)
・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃されたときまたはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。
委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

8.決算日

毎年5月12日(休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

信託財産の純資産総額×**年率0.594%(税抜 年率0.55%)**

内訳:

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.2754%	年率0.2754%	年率0.0432%
(税抜 年率0.255%)	(税抜 年率0.255%)	(税抜 年率0.04%)

10.信託報酬以外のコスト

①信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。
②信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、マザーファンドの解約に伴う信託財産留保額、受託会社の立て替えた立替金の利息、借入金の利息および借入れに係る品借料は、受益者の負担として信託財産から支払われます。
③上記の信託事務の処理に要する諸費用には、有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等、外国での資産の保管等に要する費用等が含まれます。

(＊)「信託報酬以外のコスト」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

ご投資家のみなさまにご負担いただく手数料等の合計額については、お申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

11.購入単位

1円以上1円単位

12.購入価額

ご購入約定日の基準価額

13.購入時手数料

ありません。

14.換金価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

毎決算時に分配金額を決定します。
分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。
将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
収益分配金は、原則として再投資されます。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

確定拠出年金向け説明資料

運営管理機関:株式会社SBI証券

三菱UFJ DC新興国株式インデックスファンド

投資信託協会分類:追加型投信／海外／株式／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

17.お申込不可日等

次のいずれかに該当する日には、購入・換金はできません。
・ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行の休業日
・ロンドン証券取引所、ロンドンの銀行の休業日
・香港取引所、香港の銀行の休業日
金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。また、確定拠出年金制度上、購入・換金のお申込みができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金制度上運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

基準価額×保有口数
(注)基準価額が10,000口当たりで表示されている場合は10,000で除してください。

22.委託会社

三菱UFJ国際投信株式会社
(ファンドの運用の指図等を行います。)

23.受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社
(ファンドの財産の保管・管理等を行います。)
(再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

24.基準価額の主な変動要因等

当ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。
したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
投資信託は預貯金と異なります。
当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重に投資のご判断を行っていただく必要があります。

①価格変動リスク
一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動するため、当ファンドはその影響を受け株式の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
②為替変動リスク
実質的な主要投資対象である海外の株式は外貨建資産であり、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
③信用リスク
信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
④流動性リスク
有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている株式の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
⑤カントリーリスク
新興国への投資は、先進国への投資を行う場合に比べ、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響を受けることにより、価格変動・為替変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込む可能性が高まることがあります。

※留意事項
・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
・当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。
・当ファンドは、MSCI エマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース)の動きに連動することをめざして運用を行いますが、信託報酬、売買委託手数料等を負担すること、株価指数先物取引と当該指数の動きが連動しないこと、売買約定価格と当該指数の評価価格の差が生じること、指数構成銘柄と組入銘柄の違いおよびそれらの構成比に違いが生じること、当該指数を構成する銘柄が変更になること、為替の評価による影響、新興国特有の制度や規制等によって運用に制約が生じることによる影響等の要因によりカイ離を生じることがあります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

EXE－i 新興国株式ファンド

投資信託協会分類：追加型投信／海外／株式

2017 年 2 月改訂

本商品は元本確保型の商品ではありません

1. 投資方針

◆この投資信託(以下、「本ファンド」という場合があります。)は、信託財産の中長期的な成長を図ることをめざして運用を行います。

●本ファンドは新興国の株式市場の値動きと同等の投資成果をめざします。参考指標は、FTSE・エマージング・インデックス(円換算ベース)とします。

＜参考指標について＞
FTSE・エマージング・インデックスとは、FTSE 社が開発した指数で新興国株式市場全体の動きを表す指数です。本ファンドは参考指標に対して一定の運用成果をあげることを目標とするものではなく、実際の運用成果は参考指標と乖離する場合があります。なお、参考指標は委託会社の判断により予告なく変更される場合があります。
※ FTSE・エマージング・インデックス(円換算ベース)は、FTSE・エマージング・インデックス(米ドルベース)をもとに、委託会社が円換算しております。 FTSE・エマージング・インデックスに対する著作権、知的財産権その他一切の権利は FTSE 社に帰属します。

◆本ファンドの運用にあたっては、「モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社」の投資助言を受けます。

2. 主要投資対象

◆主としてETF(上場投資信託)への投資を通じて、新興国の株式へ実質的に投資します。

◆新興国の株式市場の値動きに連動する投資対象ファンドを複数組合わせることにより、信託財産の中長期的な成長をめざします。
ポートフォリオの国・地域別構成比率(以下、構成比率)等が参考指標の構成比率に近くなるように、投資対象ファンドの基本投資割合を調整します。

☆投資対象ファンドの基本投資割合は、次の通りとします。
(2015 年 2 月変更)
(1)新興国株式市場全体の動きに連動する投資対象ファンド 90%
(2)新興国株式市場全体(小型株式を含む)の動きに連動する投資対象ファンド 10%
合 計 100%

☆市場の変動により、投資対象ファンドの組入比率が基本投資割合から乖離した場合は、原則として3ヶ月に1回、基本投資割合へ戻す調整を行います。
☆基本投資割合の見直しについては、投資対象ファンドの経費率、パフォーマンス、参考指標との連動性、流動性等を考慮して、原則として1年に 1 回行います。

資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

3. 主な投資制限

◆投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
◆外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
◆株式への直接投資は行いません。

4. ベンチマーク

◆ありません。

5. 信託設定日

◆2013 年 5 月 13 日

6. 信託期間

◆無期限

7. 償還条項

◆ファンドの受益権の残存口数が5億口を下回ることとなった場合、ファンドを償還させることが受益者のために有利であると認めたとき、やむを得ない事情が発生したとき等には、繰上償還となる場合があります。

8. 決算日

◆原則として、毎年 5 月 12 日(休業日の場合は翌営業日)

○当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。○「EXE－i 新興国株式ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第 5 条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。○当資料は、確定拠出年金法第 24 条及び関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。○投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本及び運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

確定拠出年金向け説明資料

EXE－i 新興国株式ファンド

投資信託協会分類：追加型投信／海外／株式

2017 年 2 月改訂

本商品は元本確保型の商品ではありません

9. 信託報酬

◆ファンドの日々の純資産総額に年率 0.2484%(税抜:0.23%)を乗じて得た額とします。運用管理費用(信託報酬)の配分は下記の通りとします。なお、当該報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日)及び毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

運用管理費用(信託報酬)		年 0.2484%(税抜:年 0.23%)
内訳	委託会社	年 0.108%(税抜:年 0.10%)
	販売会社	年 0.108%(税抜:年 0.10%)
	受託会社	年 0.0324%(税抜:年 0.03%)
投資対象とする投資信託証券の信託報酬※1		年 0.131%
実質的な負担※2		年 0.3794%程度

投資顧問(助言)会社への報酬は委託会社報酬の中から支払われます。
※1.基本投資割合で運用された場合の信託報酬率であり、実際の信託報酬率とは異なる場合があります。なお、投資対象ファンドの変更等により、数値は変動する場合があります。
※2. 本ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加味した、投資者の皆様が実質的に負担する信託報酬率になります。

10. 信託報酬以外のコスト

◆お買付時に直接ご負担いただく費用はありません。

ファンドの監査費用、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用、保管費用等本ファンドの投信に関する費用、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用等が信託財産から差引かれます。また、ファンドの参考指標に関係する費用等が発生することになった場合には、これらの費用についても、ファンドが負担する場合があります。
※これらの費用は、監査費用を除き運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
当該費用及び手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

11. お申込み単位

◆1円以上1円単位
※年 1 回決算時に分配方針に基づき分配を行います。分配金は自動的に再投資されます。

12. お申込み価額

◆お申込み日の翌営業日の基準価額

13. お申込み手数料

◆ありません。

14. ご解約価額

◆お申込み日の翌営業日の基準価額

15. 信託財産留保額

◆ありません。

16. 収益分配

◆年1回の決算日(原則として 5 月 12 日)に収益分配方針に基づき収益分配を行います。
※運用実績によっては収益分配を行わないことがあります。
※収益分配金は自動的に再投資されます。

17. お申込み不可日等

◆ニューヨークの証券取引所及びニューヨークの商業銀行が休業となる日は、お申込できません。(なお、お申し込み可能日であっても、証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断でファンドの受益証券の取得および解約の申込み受付を中止する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。)

○当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。○「EXE－i 新興国株式ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第 5 条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。○当資料は、確定拠出年金法第 24 条及び関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。○投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本及び運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

EXE－i 新興国株式ファンド

投資信託協会分類：追加型投信／海外／株式

2017 年 2 月改訂

本商品は元本確保型の商品ではありません

18. 課税関係

◆確定拠出年金制度にかかる持ち分については、確定拠出年金制度の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

19. 損失の可能性

◆基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20. セーフティーネットの有無

◆投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。

21. 持ち分の計算方法

◆基準価額×保有口数

※基準価額が 10,000 口あたりで表示されている場合は 10,000 で除して下さい。

22. 委託会社

◆SBIアセットマネジメント株式会社

（信託財産の運用の指図等を行います。）

金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第 311 号
加入協会/一般社団法人投資信託協会、
一般社団法人日本投資顧問業協会

23. 受託会社

◆株式会社りそな銀行

（信託財産の保管・管理業務等を行います。）

24. 基準価額の主な変動要因等

本ファンドの基準価額の主な変動要因としては以下のものがあります。ただし、基準価額の変動要因は以下に限定されるものではありません。

【株価変動リスク】
一般に株価は政治・経済情勢や発行企業の業績等の影響を受け変動しますので、投資対象ファンドが組入れる株式の価格が変動し、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

【カントリーリスク】
投資対象ファンドが組入れる金融商品等の発行国の政治・経済・社会情勢の変化で金融・証券市場が混乱し、金融商品等の価格が大きく変動する可能性があります。一般に新興国市場は、市場規模、法制度、インフラなどが限定的なこと、価格変動性が大きいこと、決済の効率性が低いことなどから、当該リスクが高くなります。

【為替変動リスク】
為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

【信用リスク】
投資対象ファンドが組入れる金融商品等の発行体が経営不安や倒産等に陥った場合に資金回収ができなくなるリスクや、それが予想される場合にその金融商品等の価格下落で損失を被るリスクがあります。また、金融商品等の取引相手方にデフォルト（債務不履行）が生じた場合等、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

【流動性リスク】
投資対象ファンドが組入れる金融商品等の市場規模が小さく取引量が限られる場合などには、機動的に売買できない可能性があります。また、保有する金融商品等が期待された価格で処分できず、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

○当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。○「EXE－i 新興国株式ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第 5 条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。○当資料は、確定拠出年金法第 24 条及び関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。○投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本及び運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

シュローダーBRICｓ株式ファンド

投資信託協会分類：追加型投信／海外／株式／自動けいぞく投資専用

本商品は元本確保型の商品ではありません

1. 投資方針

この投資信託は、BRICｓ（ブラジル、ロシア、インド及び中国）の市場から厳選した優良銘柄に投資（注）する商品で、信託財産の長期的な成長を目標とします。トップダウン・アプローチによる国への投資判断とボトムアップ・アプローチによる個別企業への投資判断の2つの観点から規律あるリスク管理のもと投資を行います。（注）ファミリーファンド方式による運用を行い、マザーファンドを通じて投資します。

※上記は、マザーファンドの外貨建資産の運用委託先である、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドの運用体制です。
※上記の運用プロセスは、今後、変更となる場合があります。

2. 主要投資対象

主としてブラジル、ロシア、インドおよび中国の株式を投資対象とし、マザーファンドである「シュローダーBRICｓ株式マザーファンド」受益証券を通じて投資します。

3. 主な投資制限

株式及び外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

4. ベンチマーク

ファンドは、ベンチマークを設けておりませんが、MSCI BRIC指数（米ドルベース）を委託会社が独自に円換算し、参考指数としております。

5. 信託設定日

2006年1月31日

6. 信託期間

無期限

7. 繰上償還

受益権口数が25億口を下回った場合等には繰上償還となる場合があります。

8. 決算日

原則1月、4月、7月、10月の各30日
（休業日の場合は翌営業日）

9. 運用管理費用（信託報酬）*

ファンドの日々の純資産総額に対して年率2.0304%（税抜1.880%）。

配分：委託会社　年率0.9720%（税抜0.9000%）
販売会社　年率0.9720%（税抜0.9000%）
受託会社　年率0.0864%（税抜0.0800%）

10. その他の費用・手数料*

・法定書類の作成等に要する費用、監査費用等：ファンドの純資産総額に対して年率0.054%（税抜0.0500%）を上限とする額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。
・組入有価証券の売買委託手数料、外貨建資産の保管等に関する費用等：ファンドからその都度支払われます。ただし、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を示すことができません。

11. 購入単位

1円以上1円単位

12. 購入価額

購入申込日の翌営業日の基準価額。基準価額は1万口当たりとします。

13. 購入時手数料

ありません。

14. 換金価額

換金申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。

15. 信託財産留保額

換金申込日の翌営業日の基準価額に0.3%を乗じて得た額を換金時にご負担いただきます。

＊消費税率が8%となった場合を記載しております。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「シュローダーBRICs株式ファンド」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、金融機関の預貯金と異なり、元金および利息が保証されている商品ではありません。投資信託は、預金または保険契約ではなく、預金保険および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。投資信託は、銀行等登録金融機関でお申込みいただいた場合は、投資者保護基金の支払対象ではありません。

確定拠出年金向け説明資料

シュローダーBRICｓ株式ファンド

投資信託協会分類：追加型投信／海外／株式／自動けいぞく投資専用

本商品は元本確保型の商品ではありません

16. 収益分配

年4回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。収益分配金は自動的に再投資されます。

17. 購入・換金申込受付の中止及び取消し

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が生じた場合には、ファンドの購入・換金の各申込みの受付けを中止すること、あるいは、すでに受付けた各申込みの受付けを取り消すことがあります。

18. 課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

19. 損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の変動要因等により、下落する場合があります。したがって、投資者の皆様の元金および利息が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者に帰属します。

20. セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約ではありません。したがって、この投資信託は預金保険および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、証券会社以外でご購入いただいた投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。

21. 持分の計算方法

換金価額×保有口数（注）
（注）基準価額・換金価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除して下さい。

22. 委託会社

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社（信託財産の運用指図を行います。）

23. 受託会社

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
（信託財産の保管・管理等を行います。）
再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

24. 基準価額の変動要因等

・ファンドはマザーファンドへの投資を通じて、主に外国株式を投資対象としますので、組入株式の株価の下落や、組入株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドは預貯金と異なります。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。
・分配金は、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われるとその金額相当分、基準価額は下がります。また、必ず支払われるものではなく、金額も確定しているものではありません。

組入株式の価格変動リスク、信用リスク
株式の価格は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等を反映し、下落することがあります。また、株式の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合もあります。それらにより組入株式の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

為替変動リスク
実質外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

カントリーリスク
投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。
※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点
ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

リスクの管理体制
運用部門におけるリサーチや投資判断において、運用リスクの管理に重点を置くプロセスを導入しています。さらに、これら運用プロセスから独立した部門（コンプライアンス部門等）が、運用制限・ガイドラインの遵守状況を含めたファンドの運用状況について随時モニタリングを行い、運用部門に対する牽制が機能する仕組みとしており、これらの体制によりファンド運用に関するリスクを管理しています。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「シュローダーBRICs株式ファンド」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、金融機関の預貯金と異なり、元金および利息が保証されている商品ではありません。投資信託は、預金または保険契約ではなく、預金保険および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。投資信託は、銀行等登録金融機関でお申込みいただいた場合は、投資者保護基金の支払対象ではありません。

ハーベスト アジア フロンティア株式ファンド

投資信託協会分類：追加型投信／海外／株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

1. 投資方針

◆この投資信託（以下、「本ファンド」という場合があります。）は、投資信託財産の中長期的な成長を図ることをめざして運用を行います。

◆主として、アジアのフロンティア諸国の取引所に上場する株式※に投資する外国投資信託受益証券及び短期公社債等に投資する投資信託証券を投資対象とします。

※一部、上場予定の未公開株式および債券等に投資する場合があります。

◆外国投資信託受益証券の運用については、「ハーベスト グローバル インベストメント リミテッド（香港）」が行います。

◆外貨建資産への実質的な投資にあたっては、原則として為替ヘッジは行いません。

2. 主要投資対象

◆本ファンドは、外国投資信託「ハーベスト・アジア フロンティア エクイティファンド クラスJ（ケイマン籍／円建て）」受益証券への投資を通じて、主にバングラデシュ、モンゴル、カザフスタン、スリランカ、ベトナム等の企業および当該各国で主な事業展開をする企業の上場株式等に投資します。

また、香港やシンガポール等の証券取引所に上場する、流動性の高いフロンティア関連企業および今後成長が見込まれる中国西部のフロンティア地域（内モンゴル、チベット、新疆、雲南等）の株式等にも投資を行います。

3. 主な投資制限

◆投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

◆外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

◆株式への直接投資は行いません。

4. ベンチマーク

◆ありません。

5. 信託設定日

◆2011 年 10 月 28 日

6. 信託期間

◆無期限

7. 償還条項

◆ファンドの受益権の残存口数が 10 億口を下回ることとなった場合には、繰上償還となる場合があります。

8. 決算日

◆毎年 10 月 25 日（ただし、同日が休業日の場合は翌営業日）

9. 信託報酬

◆信託財産の純資産総額に対して年 1.4472%（税抜: 1.34%）を乗じて得た金額

運用管理費用（信託報酬）の配分は下記の通りとします。

なお、当該報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日及び毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。

運用管理費用（信託報酬）		年 1.4472%（税抜：年 1.34%）
内訳	委託会社	年 0.648%（税抜：年 0.60%）
	販売会社	年 0.756%（税抜：年 0.70%）
	受託会社	年 0.0432%（税抜：年 0.04%）
投資対象とする投資信託証券の信託報酬※1		年 0.65%
実質的な負担※2		年 2.0972%

（　）内は税抜

※1 本ファンドが投資対象とする投資信託証券のうち信託報酬が最大のもの（年率 0.65%）を表示しています。

※2 本ファンドが投資対象とする投資信託の信託報酬を加味した、投資者の皆様が実質的に負担する信託報酬率になります。

■本資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「ハーベスト アジア フロンティア株式ファンド」の募集については、委託会社は、法令の規定により、有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■本資料は、確定拠出年金法施行規則第 20 条に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、本商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

確定拠出年金向け説明資料

ハーベスト アジア フロンティア株式ファンド

投資信託協会分類：追加型投信／海外／株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

10. 信託報酬以外のコスト

◆ファンドの監査費用、有価証券売買時にかかる売買委託手数料、信託事務の処理等に要する諸費用、開示書類等の作成費用等（有価証券届出書、目論見書、有価証券報告書、運用報告書等の作成・印刷費用等）が信託財産から差引かれます。なお、これらの費用は、監査費用を除き、運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを示すことができません。

当該費用及び手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

11. 購入単位

◆1円以上1円単位

12. 購入価額

◆購入申込受付日の翌営業日の基準価額

13. 購入時手数料

◆ありません。

14. 換金価額

◆換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額

15. 信託財産留保額

◆換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.3%を乗じて得た額を換金時にご負担いただきます。

※信託財産留保額は、換金の際に控除され、投資信託財産に組入れられます。

16. 収益分配

◆年1回の決算日（原則として 10 月 25 日）に収益分配方針に基づき分配を行います。

※分配金は自動的に全額、無手数料で再投資されます。

17. 申込み不可日等

◆日本または香港の商業銀行の休業日には受付を行いません。（なお、お申込み可能日であっても、証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断でファンドの受益証券の取得および解約の申込み受付を中止する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。）

18. 課税関係

◆確定拠出年金制度上、運用益は非課税です。

19. 損失の可能性

◆基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20. セーフティーネットの有無

◆投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21. 持ち分の計算方法

◆換金価額×保有口数

※基準価額が 10,000 口あたりで表示されている場合は 10,000 で除して下さい。

22. 委託会社

◆SBIアセットマネジメント株式会社

（信託財産の運用の指図等を行います。）

金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第 311 号

加入協会／一般社団法人投資信託協会

一般社団法人日本投資顧問業協会

23. 受託会社

◆三井住友信託銀行株式会社

（信託財産の保管・管理業務等を行います。）

■本資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「ハーベスト アジア フロンティア株式ファンド」の募集については、委託会社は、法令の規定により、有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■本資料は、確定拠出年金法施行規則第 20 条に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、本商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

ハーベスト アジア フロンティア株式ファンド

投資信託協会分類：追加型投信／海外／株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

24. 基準価額の主な変動要因等

本ファンドの基準価額の主な変動要因としては以下のものがあります。ただし、基準価額の変動要因は以下に限定されるものではありません。

【株価変動リスク】
株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

【為替変動リスク】
外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

【カントリーリスク】
投資対象国の政治、経済情勢の変化等により、市場が混乱した場合や、組入資産の取引に関わる法制度の変更が行われた場合などには、有価証券等の価格が変動したり、投資方針に沿った運用が困難な場合があります。これらにより、ファンドの基準価額は影響を受け損失を被ることがあります。特に、本ファンドが実質的に投資するフロンティア市場には、一般に先進国の市場に比べ、規模、取引量が小さく、法制度（市場の法制度、政府の規制、税制、外国への送金規制等）やインフラストラクチャーが未発達であり、低い流動性、高い価格変動性、ならびに決済の低い効率性が考えられます。また、発行者情報の開示等の基準が先進国と異なることから、投資判断に際して正確な情報を十分確保できないことがあります。このように、フロンティア諸国への投資については、一般的に先進国への投資に比べカントリーリスクが高くなります。

【信用リスク】
投資した株式について、発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は価格下落要因のひとつであり、これによりファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。特に、フロンティア諸国の株式は、先進国の株式に比べ、相対的に信用リスクが高くなると考えられます。

【流動性リスク】
投資者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。特に、フロンティア諸国の株式は、先進国に比べ、相対的に流動性リスクが高くなると考えられます。

■本資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「ハーベスト アジア フロンティア株式ファンド」の募集については、委託会社は、法令の規定により、有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■本資料は、確定拠出年金法施行規則第20条に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、本商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

三菱UFJ 国内債券インデックスファンド（確定拠出年金）

投資信託協会分類：追加型投信／国内／債券／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

【ファンドの目的】
わが国の債券市場の値動きに連動する投資成果をめざします。
【ファンドの特色】
NOMURA－BPI総合に連動する投資成果をめざして運用を行います。
・NOMURA－BPI総合をベンチマーク※とします。
・わが国の公社債を実質的な主要投資対象とします。
・対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し公社債の実質投資比率が100％を超える場合があります。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

※ ベンチマークとは、ファンドの運用を行うにあたって運用成果の目標基準とする指標です。

NOMURA－BPI総合とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスで、国債の他、地方債、政府保証債、金融債、事業債および円建外債等で構成されており、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の各指標が日々公表されます。
NOMURA－BPI総合は野村證券株式会社の知的財産であり、ファンドの運用成果に関し、野村證券株式会社は一切関係ありません。

2.主要投資対象

運用は主に「三菱UFJ 国内債券マザーファンド」への投資を通じて、わが国の公社債へ実質的に投資を行います。

3.主な投資制限

・株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。
・デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。
・外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30％以下とします。
・その他の投資制限もあります。

4.ベンチマーク

NOMURA－BPI総合

5.信託設定日

2012年10月29日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）
・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃されたときまたはやむを得ない事情が発生したとき
このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。
委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

8.決算日

毎年2月20日（休業日の場合は翌営業日）

9.信託報酬

信託財産の純資産総額×**年率0.1296％（税抜 年率0.12％）**
内訳：

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.054％（税抜 年率0.05％）	年率0.054％（税抜 年率0.05％）	年率0.0216％（税抜 年率0.02％）

10.信託報酬以外のコスト

①信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。
②信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立て替えた立替金の利息、借入金の利息および借入れに係る品借料は、受益者の負担として信託財産から支払われます。
③上記の信託事務の処理に要する諸費用には、有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等が含まれます。

（＊）「信託報酬以外のコスト」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

ご投資家のみなさまにご負担いただく手数料等の合計額については、お申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

11.購入単位

1円以上1円単位

12.購入価額

ご購入約定日の基準価額

13.購入時手数料

ありません。

14.換金価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

毎決算時に分配金額を決定します。
分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。
将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
収益分配金は、原則として再投資されます。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

確定拠出年金向け説明資料

運営管理機関：

三菱UFJ 国内債券インデックスファンド（確定拠出年金）

投資信託協会分類：追加型投信／国内／債券／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

17.お申込不可日等

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。また、確定拠出年金制度上、購入・換金のお申込みができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金制度上運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

基準価額×保有口数
（注）基準価額が10,000口当たりで表示されている場合は10,000で除してください。

22.委託会社

三菱UFJ国際投信株式会社
（ファンドの運用の指図等を行います。）

23.受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社
（ファンドの財産の保管・管理等を行います。）
（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

24.基準価額の主な変動要因等

当ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。
したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
投資信託は預貯金と異なります。
当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重に投資のご判断を行っていただく必要があります。

①価格変動リスク
一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、当ファンドはその影響を受け公社債の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

②信用リスク
信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

③流動性リスク
有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

※留意事項
・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
・当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。
・当ファンドは、NOMURA－BPI総合の動きに連動することをめざして運用を行いますが、信託報酬、売買委託手数料等を負担すること、債券先物取引と当該指数の動きが連動しないこと、売買約定価格と当該指数の評価価格の差が生じること、指数構成銘柄と組入銘柄の違いおよびそれらの構成比に違いが生じること、当該指数を構成する銘柄が変更になること等の要因によりカイ離を生じることがあります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

野村日本債券ファンド(確定拠出年金向け)

投資信託協会分類:追加型投信/国内/債券

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

・ポートフォリオのデュレーションをNOMURA-BPI総合のデュレーション程度に原則として維持します。
・イールドカーブの形状分析、債券種別(※1)間(セクター等)のスプレッド分析や個別発行体の信用リスク分析等に基づき、割安と判断される銘柄に投資することにより、超過収益の獲得を目指します。
・投資する公社債は、主としてNOMURA-BPI総合の構成銘柄および投資適格格付公社債(※2)とします。
公社債への投資割合は原則として高位を維持します。
※1公社債の種類(国債・政府保証債・地方債・事業債・金融債・円建外債等)の区分を指します。
※2投資適格格付(BBB格相当以上)を有している公社債とし、格付のない場合には委託会社が同等の信用度を有すると判断したものを含みます。

2.主要投資対象

わが国の公社債を実質的な主要投資対象とします。「実質的な主要投資対象」とは、「日本アクティブ債券マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

3.主な投資制限

・株式への直接投資は行ないません。株式への投資は、転換社債を転換したもの等に限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の10%以内とします。
・外貨建資産への投資は行ないません。
・デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

4.ベンチマーク

NOMURA-BPI総合(NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合)

NOMURA-BPI総合は、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付債券の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された債券ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI総合の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

5.信託設定日

2002年1月25日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

信託期間中において、やむを得ない事情が発生したとき等は、受託者と合意のうえ、信託契約を解約し、当該信託を終了させる場合があります。

8.決算日

原則1月24日(ただし、1月24日が休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

純資産総額に年0.594%(税抜年0.55%)以内の率を乗じて得た額

2018年4月18日現在 年0.594%(税抜年0.55%)
〈内訳(税抜)〉

信託報酬	信託財産の純資産総額		
	500億円以下	500億円超 1,000億円以下	1,000億円超
委託会社	年 0.25%	年 0.26%	年 0.27%
販売会社	年 0.25%		
受託会社	年 0.05%	年 0.04%	年 0.03%

10.信託報酬以外のコスト

・ファンドにおいて一部解約に伴なう支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合の、当該借入金の利息
・ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息
・ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用
・ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等相当額
※これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

毎決算時(原則 1月24日)に収益分配方針に基づき収益分配を行ないます。分配金は、自動的に再投資されます。委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、野村アセットマネジメント株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて運営管理機関によって作成されましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

確定拠出年金向け説明資料

運営管理機関 :株式会社SBI証券

野村日本債券ファンド(確定拠出年金向け)

投資信託協会分類:追加型投信/国内/債券

本商品は元本確保型の商品ではありません

17.お申込不可日等

金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込・解約請求を中止等する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので、運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は預金保険の対象ではありません。投資信託は保険ではなく、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

基準価額×保有口数

注:基準価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除してください。

22.委託会社

野村アセットマネジメント株式会社
(ファンドの運用の指図を行ないます。)

23.受託会社

野村信託銀行株式会社
(ファンドの財産の保管および管理を行ないます。)

24.基準価額の主な変動要因等

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。
[債券価格変動リスク]
債券(公社債等)は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。
※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。
≪その他の留意点≫
●ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
●資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
●ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
●有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
●ファンドのベンチマークは、市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。また、ベンチマークに対して一定の投資成果をあげることを保証するものではありません。
●投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴なう売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
●ファンドは、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、野村アセットマネジメント株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて運営管理機関によって作成されましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

運営管理機関：株式会社SBI証券

三井住友・DC外国債券インデックスファンド

投資信託協会分類：追加型投信／海外／債券／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

①主として「パッシブ外国債券マザーファンド」受益証券への投資を通じて、外国の公社債への分散投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。
②FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）をベンチマークとし、これからの乖離を平均的に抑えていく運用を目指します。
③外貨建資産に対する対円での為替ヘッジは、原則として行いません。ただし、市況動向等により弾力的、機動的に対円での為替ヘッジを行う場合があります。
④対象インデックスとの連動性を維持するため、債券先物取引等を利用することがあります。
⑤資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては上記のような運用ができない場合があります。

2.主要投資対象

「パッシブ外国債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。

3.主な投資制限

・株式への実質投資割合は、転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使による取得に限り、信託財産の純資産総額の10％以下とします。

4.ベンチマーク

FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

5.信託設定日

2002年4月1日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

受益者にとって有利であると認めるとき、残存口数が30億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、信託契約を解約し、信託を終了することができます。

8.決算日

毎年3月31日（但し休業日の場合は翌営業日）

9.信託報酬

純資産総額に対して年0.2268％（税抜き0.21％）

内訳：委託会社 年0.0864％（税抜き0.08％）
受託会社 年0.0324％（税抜き0.03％）
販売会社 年0.108％（税抜き0.10％）

10.信託報酬以外のコスト

①信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、原則として、計算期間を通じて毎日、純資産総額に年0.0054％（税抜き0.005％）以内の率を乗じて得た金額が信託財産の費用として計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。監査費用は、将来、監査法人との契約等により変更となることがあります。
②信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。
③有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）等は、信託財産中から支弁するものとします。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

年1回（原則として毎年3月31日。休業日の場合は翌営業日）決算を行い、分配金額を決定します。分配金は、自動的に再投資されます。

17.お申込不可日等

ニューヨーク、ロンドンの取引所または銀行の休業日のいずれかに当たる場合には、お買付け、ご換金のお申込みはできません。金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ファンドの取得申込・解約請求を中止等する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「三井住友・DC外国債券インデックスファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

確定拠出年金向け説明資料

運営管理機関：株式会社SBI証券

三井住友・DC外国債券インデックスファンド

投資信託協会分類：追加型投信／海外／債券／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

18.課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約と異なり、預金保険、貯金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

解約価額×保有口数
注：解約価額が10,000口当たりで表示されている場合は10,000で除してください。

22.委託会社

三井住友アセットマネジメント株式会社
（信託財産の運用指図等を行います。）

23.受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社
（信託財産の保管・管理・計算等を行います。）
再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

24.基準価額の主な変動要因等

①債券市場リスク
内外の政治、経済、社会情勢等の影響により債券相場が下落（金利が上昇）した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが保有する個々の債券については、下記「信用リスク」を負うことにもなります。

②信用リスク
ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。有価証券等の格付けが低い場合は、格付けの高い場合に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。

③為替変動リスク
外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

④カントリーリスク
海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

⑤市場流動性リスク
ファンドの資金流出入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

⑥インデックスの動きに連動しない要因
ファンドは、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。ただし、有価証券売買時のコストおよび信託報酬その他のファンド運営にかかる費用、追加設定・解約に伴う組入有価証券の売買のタイミング差、インデックス構成銘柄と組入有価証券との誤差の影響等から、上記インデックスの動きに連動しないことがあります。

⑦ファミリーファンド方式にかかる留意点
当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

⑧換金制限等に関する留意点
投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受付けを中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「三井住友・DC外国債券インデックスファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

野村外国債券インデックスファンド(確定拠出年金向け)

投資信託協会分類:追加型投信/海外/債券/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

外国の公社債を実質的な主要投資対象とし、FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

2.主要投資対象

外国の公社債を実質的な主要投資対象とします。「実質的な主要投資対象」とは、「外国債券マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。なお、直接公社債等に投資する場合があります。

3.主な投資制限

・株式への直接投資は行ないません。株式への投資は、転換社債を転換したもの等に限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。
・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
・デリバティブの使用は、ヘッジ目的に限定します。

4.ベンチマーク

FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

5.信託設定日

2002年11月8日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

信託期間中において、やむを得ない事情が発生したとき等は、受託者と合意のうえ、信託契約を解約し、当該信託を終了させる場合があります。

8.決算日

原則、毎年5月10日(ただし、5月10日が休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

純資産総額に年0.2268%(税抜年0.21%)の率を乗じて得た額

内訳(税抜):委託会社 年 0.09%、受託会社 年 0.03%、販売会社 年 0.09%

10.信託報酬以外のコスト

・ファンドにおいて一部解約に伴なう支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合の、当該借入金の利息
・ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息
・ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相当額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用
・ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等相当額
※これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

原則、毎年5月10日(休業日の場合は翌営業日)に分配を行ないます。分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託会社が決定します。分配金は、自動的に再投資されます。委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、野村アセットマネジメント株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて運営管理機関によって作成されましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

確定拠出年金向け説明資料

運営管理機関 :株式会社 SBI証券

野村外国債券インデックスファンド(確定拠出年金向け)

投資信託協会分類:追加型投信/海外/債券/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

17.お申込不可日等

金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、取得申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付けを取り消す場合があります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので、運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は預金保険の対象ではありません。投資信託は保険ではなく、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

基準価額×保有口数

注:基準価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除してください。

22.委託会社

野村アセットマネジメント株式会社
(ファンドの運用の指図を行ないます。)

23.受託会社

野村信託銀行株式会社
(ファンドの財産の保管および管理を行ないます。)

24.基準価額の主な変動要因等

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。
[債券価格変動リスク]
債券(公社債等)は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。
[為替変動リスク]
ファンドは、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。
※ 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

≪その他の留意点≫
◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
◆資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
◆ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
◆有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
◆ファンドの基準価額と対象インデックスは、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が対象インデックスとの連動または上回ることを保証するものではありません。
◆投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴なう売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
◆ファンドは、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、
当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて
下落することになります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、野村アセットマネジメント株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて運営管理機関によって作成されましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

EXE－i 先進国債券ファンド

投資信託協会分類：追加型投信／内外／債券

2018 年 2 月改訂

本商品は元本確保型の商品ではありません

1. 投資方針

◆この投資信託(以下、「本ファンド」という場合があります。)は、信託財産の中長期的な成長を図ることをめざして運用を行います。

●本ファンドは先進国（日本を含む）の債券市場の値動きと同等の投資成果をめざします。参考指標は、FTSE世界BIG 債券インデックス（円換算ベース）とします。

＜参考指標について＞
FTSE世界 BIG 債券インデックスとは、FTSE社により運営され、世界の国債、政府・政府系機関債、担保付証券、社債などの総合投資利回りを時価総額で加重平均した債券指数です。
本ファンドは参考指標に対して一定の運用成果をあげることを目標とするものではなく、実際の運用成果は参考指標と乖離する場合があります。なお、参考指標は委託会社の判断により予告なく変更される場合があります。
※ FTSE 世界 BIG 債券インデックス（円換算ベース）は、FTSE 世界 BIG 債券インデックス（米ドルベース）をもとに、委託会社が円換算しております。FTSE 世界 BIG 債券インデックスに対する著作権、知的財産権その他一切の権利は FTSE 社に帰属します。

◆本ファンドの運用にあたっては、「モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社」の投資助言を受けます。

2. 主要投資対象

◆主としてETF（上場投資信託）への投資を通じて、先進国（日本を含む）の債券へ実質的に投資します。

◆先進国（日本を含む）の債券市場の値動きに連動する投資対象ファンドを複数組合わせることにより、信託財産の中長期的な成長をめざします。
ポートフォリオの国・地域別構成比率（以下、構成比率）等が参考指標の構成比率に近くなるように、投資対象ファンドの基本投資割合を調整します。

☆投資対象ファンドの基本投資割合は、次の通りとします。
(1) 米国の債券指数に連動する投資対象ファンド　60%
(2) 米国以外の債券指数に連動する投資対象ファンド　40%
合 計 100%

☆市場の変動により、投資対象ファンドの組入比率が基本投資割合から乖離した場合は、原則として3ヶ月に1回、基本投資割合へ戻す調整を行います。
☆基本投資割合の見直しについては、投資対象ファンドの経費率、パフォーマンス、参考指標との連動性、流動性等を考慮して、原則として1年に1回行います。

資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

3. 主な投資制限

◆投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
◆外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
◆株式への直接投資は行いません。

4. ベンチマーク

◆ありません。

5. 信託設定日

◆2013 年 5 月 13 日

6. 信託期間

◆無期限

7. 償還条項

◆ファンドの受益権の残存口数が5億口を下回ることとなった場合、ファンドを償還させることが受益者のために有利であると認めたとき、やむを得ない事情が発生したとき等には、繰上償還となる場合があります。

8. 決算日

◆原則として、毎年 5 月 12 日（休業日の場合は翌営業日）

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「EXE－i 先進国債券ファンド」の募集については、委託会社は、法令の規定により、有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法施行規則第 20 条に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

確定拠出年金向け説明資料

EXE－i 先進国債券ファンド
投資信託協会分類：追加型投信／内外／債券

2018 年 2 月改訂

本商品は元本確保型の商品ではありません

9. 信託報酬

◆ファンドの日々の純資産総額に年率 0.2484％（税抜：0.23％）を乗じて得た額とします。運用管理費用（信託報酬）の配分は下記の通りとします。なお、当該報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）及び毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

運用管理費用（信託報酬）		年 0.2484％（税抜：年 0.23％）
内訳	委託会社	年 0.108％（税抜：年 0.10％）
	販売会社	年 0.108％（税抜：年 0.10％）
	受託会社	年 0.0324％（税抜：年 0.03％）
投資対象とする投資信託証券の信託報酬※1		年 0.164%
実質的な負担※2		年 0.4124%程度

投資顧問（助言）会社への報酬は委託会社報酬の中から支払われます。
※1.基本投資割合で運用された場合の信託報酬率であり、実際の信託報酬率とは異なる場合があります。なお、投資対象ファンドの変更等により、数値は変動する場合があります。
※2. 本ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加味した、投資者の皆様が実質的に負担する信託報酬率になります。

10. 信託報酬以外のコスト

◆お買付時に直接ご負担いただく費用はありません。

ファンドの監査費用、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用、保管費用等本ファンドの投信に関する費用、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用等が信託財産から差引かれます。また、ファンドの参考指標に関係する費用等が発生することになった場合には、これらの費用についても、ファンドが負担する場合があります。
※これらの費用は、監査費用を除き運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

当該費用及び手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

11. お申込み単位

◆1円以上1円単位
※年 1 回決算時に分配方針に基づき分配を行います。分配金は自動的に再投資されます。

12. お申込み価額

◆お申込み日の翌営業日の基準価額

13. お申込み手数料

◆ありません。

14. ご解約価額

◆お申込み日の翌営業日の基準価額

15. 信託財産留保額

◆ありません。

16. 収益分配

◆年1回の決算日（原則として 5 月 12 日）に収益分配方針に基づき収益分配を行います。
※運用実績によっては収益分配を行わないことがあります。
※収益分配金は自動的に再投資されます。

17. お申込み不可日等

◆ニューヨークの証券取引所及びニューヨークの商業銀行が休業となる日は、お申込できません。（なお、お申し込み可能日であっても、証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断でファンドの受益証券の取得および解約の申込み受付を中止する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。）

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「EXE－i 先進国債券ファンド」の募集については、委託会社は、法令の規定により、有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法施行規則第 20 条に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

EXE－i 先進国債券ファンド

投資信託協会分類：追加型投信／内外／債券

2018 年 2 月改訂

本商品は元本確保型の商品ではありません

18. 課税関係

◆確定拠出年金制度にかかる持ち分については、確定拠出年金制度の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

19. 損失の可能性

◆基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20. セーフティーネットの有無

◆投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。

21. 持ち分の計算方法

◆基準価額×保有口数

※基準価額が 10,000 口あたりで表示されている場合は 10,000 で除して下さい。

22. 委託会社

◆SBIアセットマネジメント株式会社

（信託財産の運用の指図等を行います。）

金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第 311 号

加入協会/一般社団法人投資信託協会、

一般社団法人日本投資顧問業協会

23. 受託会社

◆株式会社りそな銀行

（信託財産の保管・管理業務等を行います。）

24. 基準価額の主な変動要因等

本ファンドの基準価額の主な変動要因としては以下のものがあります。ただし、基準価額の変動要因は以下に限定されるものではありません。

【債券価格変動リスク】

債券（公社債等）は、国内外の政治・経済情勢、市場環境・需給等を反映して価格が変動します。また、債券価格は金利変動による影響を受け、一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落します。これらの影響により債券の価格が変動した場合、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

【為替変動リスク】

為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

【信用リスク】

投資対象ファンドが組入れる金融商品等の発行体が経営不安や倒産等に陥った場合に資金回収ができなくなるリスクや、それが予想される場合にその金融商品等の価格下落で損失を被るリスクがあります。また、金融商品等の取引相手方にデフォルト（債務不履行）が生じた場合等、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

【流動性リスク】

投資対象ファンドが組入れる金融商品等の市場規模が小さく取引量が限られる場合などには、機動的に売買できない可能性があります。また、保有する金融商品等が期待された価格で処分できず、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「EXE－i 先進国債券ファンド」の募集については、委託会社は、法令の規定により、有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法施行規則第 20 条に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

インデックスファンド海外債券ヘッジあり（DC専用）

投資信託協会分類：追加型投信／海外／債券／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

・主として、「海外債券インデックス（ヘッジあり）マザーファンド」受益証券に投資を行ない、シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジあり・円ベース）の動きに連動する投資成果をめざします。
・マザーファンド受益証券の組入比率は高位に保つことを原則とします。また、設定・解約動向に応じて有価証券先物取引などを活用し、組入比率を調整することがあります。
・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

＜マザーファンドの投資方針＞
・主として世界各国の債券に投資し、シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジあり・円ベース）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。
・運用の効率化をはかるため、債券先物取引や外国為替予約取引などを活用することがあります。このため、債券の組入総額と債券先物取引などの買建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えること、および外国為替予約取引などの売建玉の時価総額が外貨建資産の組入総額を超えることがあります。
・外貨建資産への投資にあたっては、原則として為替ヘッジを行ないます。
・ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたときなどならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

2.主要投資対象

「海外債券インデックス（ヘッジあり）マザーファンド」受益証券（マザーファンドは、内外の公社債を主要投資対象とします。）

3.主な投資制限

・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資は、信託財産の総額の10％以下とします。
・外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

4.ベンチマーク

シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジあり・円ベース）

5.信託設定日

2002年12月10日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

委託者は、信託期間中において、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

8.決算日

毎年10月26日（休業日の場合は翌営業日）

9.信託報酬

純資産総額に対して年0.2808％（税抜0.26％）
内訳：委託会社0.13％、受託会社0.03％、販売会社0.10％
※内訳の率は税抜です。別途消費税がかかります。

10.信託報酬以外のコスト

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。
① 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および先物・オプション取引などに要する費用。
②信託財産の財務諸表の監査に要する費用（日々、計上されます。）。
③ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外貨建資産の保管などに要する費用、解約に伴なう支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。

＊監査費用、売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

確定拠出年金向け説明資料
運営管理機関：株式会社SBI証券

インデックスファンド海外債券ヘッジあり（DC専用）

投資信託協会分類：追加型投信／海外／債券／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

16.収益分配

年1回の決算時（原則として10月26日）に収益分配方針に基づき収益分配を行ないます。分配金は、自動的に再投資されます。

17.お申込不可日等

金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込・解約請求を中止等する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金制度上は運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

解約価額×保有口数
注：解約価額が10,000口当たりで表示されている場合は10,000で除して下さい。

22.委託会社

日興アセットマネジメント株式会社
（信託財産の運用指図等を行ないます。）

23.受託会社

野村信託銀行株式会社
（信託財産の保管・管理・計算などを行ないます。）

24.基準価額の主な変動要因等

1.価格変動リスク
一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。

2.流動性リスク
市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

3.信用リスク
・一般に公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。
・格付を有する債券については、当該格付の変更に伴ない価格が下落するリスクもあります。
・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがありますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

4.為替変動リスク
外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ない、為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、為替ヘッジを行なうにあたっては、円の金利が為替ヘッジを行なう通貨の金利より低い場合、この金利差に相当するヘッジコストが発生します。為替および金利の動向によっては、為替ヘッジに伴なうヘッジコストが予想以上に発生する場合があります。

＜シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジあり・円ベース）と基準価額の主なカイ離要因＞
当ファンドは、基準価額の変動率をシティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジあり・円ベース）の変動率に一致させることをめざしますが、次のような要因があるため、同指数と一致した推移をすることをお約束できるものではありません。
・シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジあり・円ベース）の採用銘柄の変更や構成比率の変更などによってポートフォリオの調整が行なわれる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること、また、信託報酬、売買委託手数料、監査費用などの費用をファンドが負担すること。
・有価証券の貸付による品貸料が発生すること。
・先物取引等のデリバティブ取引を利用した場合、当該取引の値動きとシティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジあり・円ベース）の採用銘柄の一部または全部の値動きが一致しないこと。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

SBI-PIMCO　ジャパン・ベターインカム・ファンド（愛称：ベタイン）

投資信託協会分類：追加型投信／内外／債券

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

①主として、別に定める投資信託証券への投資を通じ、日系企業が発行する社債等に投資します。
※日系企業とは、日本企業もしくはその子会社（海外現地法人等を含む）をいいます。
※社債等には、日本の政府機関、地方公共団体等が発行する債券および金融機関が発行する劣後債を含みます。また、外貨建てのものも含みます。
②実質の投資対象において、流動性の確保およびポートフォリオのデュレーションの調整のため、米国、ユーロ圏および日本の国債に投資することがあります。
③実質の投資対象において、クレジット・デフォルト・スワップ取引（以下、「CDS取引」といいます。）等デリバティブに投資する場合があります。
④実質組入れ外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行います。
⑤資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

2.主要投資対象

ピムコ・ジャパンクレジット・ファンド（適格機関投資家専用）
（ファンドは、ピムコ・ジャパンクレジット・ファンド（適格機関投資家専用）の受益証券への投資を通じて、安定的な配当等収益の確保および信託財産の中長期的な成長を図ることを目指して運用を行います。）

3.主な投資制限

①投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
② 外貨建資産への直接投資は行いません。
③ デリバティブの直接利用は行いません。
※一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の実質的な利用は行いません。
④株式への直接投資は行いません。
⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

4.ベンチマーク

なし

5.信託設定日

平成28年6月30日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

次の場合等には、信託期間を繰り上げて償還となる場合があります。
・ファンドの受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
・ファンドを償還させることが受益者のために有利であると認めるとき
・やむを得ない事情が発生したとき
また、ファンドが主要投資対象とする国内投資信託証券が存続しないこととなる場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させます。

8.決算日

毎年6月29日（休業日の場合は翌営業日）

9.信託報酬

運用管理費用（信託報酬）	純資産総額に対して年0.243%（税抜：年0.225%） 委託会社　年0.108%（税抜：年0.100%） 販売会社　年0.108%（税抜：年0.100%） 受託会社　年0.027%（税抜：年0.025%）
投資対象とする投資信託証券＊1	年0.329%
実質的な負担＊2	年0.572%

＊1 投資対象とする投資信託証券のうち信託報酬が最大のものを表示しています。
＊2 受益者が実質的に負担する信託報酬率（年率）は、投資対象とする投資信託証券の組み入れ比率等などにより変動します。

10.信託報酬以外のコスト

ファンドの監査費用、有価証券売買時にかかる売買委託手数料、信託事務の処理等に要する諸費用、開示書類等の作成費用等（有価証券届出書、目論見書、有価証券報告書、運用報告書等の作成・印刷費用等）が信託財産から差引かれます。なお、これらの費用は、監査費用を除き、運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを示すことができません。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「SBI－PIMCO　ジャパン・ベターインカム・ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。■当資料は、SBIボンド・インベストメント・マネジメント株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて作成しましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

確定拠出年金向け説明資料

SBI-PIMCO　ジャパン・ベターインカム・ファンド（愛称：ベタイン）

投資信託協会分類：追加型投信／内外／債券

本商品は元本確保型の商品ではありません

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

毎年6月29日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。分配金は、自動的に再投資されます。

17.お申込受付不可日等

販売会社の営業日であっても、申込日当日が、ニューヨーク証券取引所、フランクフルト証券取引所およびニューヨークの銀行のいずれかの休業日（「申込不可日」といいます。）には、原則として、買付及び換金の申込みができません。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

解約価額×保有口数
注：解約価額が10000口あたりで表示されている場合は10000で除して下さい。

22.委託会社

SBIボンド・インベストメント・マネジメント株式会社
（信託財産の運用指図等を行います。）

23.受託会社

三井住友信託銀行株式会社
（信託財産の保管・管理を行います。）

24.基準価額の主な変動要因等

当ファンドは、公社債など値動きのある証券（外貨建資産含む）を実質的な投資対象としますので、基準価額は変動します。価格変動幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等によって異なります。したがって、元本が保証されているものではありません。ファンドの運用による損益は、すべて投資家（受益者）の皆様に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。

金利変動リスク
公社債の価格は、一般に金利が上昇した場合には下落し、金利が下落した場合には上昇します。したがって、金利が上昇した場合には、基準価額の下落要因となります。

信用リスク（デフォルト・リスク）
一般に公社債および短期金融商品の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合、またはそれが予想される場合には、当該公社債等の価格が大幅に下落し、ファンドの基準価額の下落要因となります。

為替変動リスク
外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨資産について、当該外貨の為替レートが円高に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となります。なお、当ファンドは原則として為替ヘッジを行い、為替変動のリスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。また、日本円の金利が対象通貨建ての金利より低い場合、これらの金利差相当分のヘッジコストが発生します。

カントリー・リスク
投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が下落したり、更新に沿った運用が困難になることがあります。

流動性リスク
組入資産の市場規模や取引量が少ない状況において、直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、ファンドの基準価額の下落要因となります。

デリバティブ・リスク
当ファンドは実質的にデリバティブに投資することがあります。デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性を欠いてしまう可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、信託財産に属する資産の価格変リスクを回避する目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも用いられることがありますが、実際の価格変動が委託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失を被るリスクを伴います。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「SBI－PIMCO　ジャパン・ベターインカム・ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。■当資料は、SBIボンド・インベストメント・マネジメント株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて作成しましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

グローバル・ソブリン・オープン(DC年金)

投資信託協会分類:追加型投信/内外/債券

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

【ファンドの目的】
確定拠出年金法に基づく確定拠出年金制度のための専用ファンドとして、高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とともに信託財産の成長をはかることを目的として運用を行います。
【ファンドの特色】
世界主要先進国の、信用力の高いソブリン債券を主要投資対象とし、国際分散投資を行います。
安定的な利子収入の確保と、金利・為替見通しに基づく運用戦略により、収益の獲得をめざします。
◆FTSE世界国債インデックス(円ベース、日本を含む)をベンチマークとします。
◆ウエスタン・アセット・マネジメント株式会社のアドバイスを受け、運用を行います。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

※FTSE世界国債インデックス(円ベース、日本を含む)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

2.主要投資対象

主として「グローバル・ソブリン・オープン マザーファンド」を通じて、世界主要先進国の国債、政府機関債等(A格以上のもの)に実質的に投資を行います。

3.主な投資制限

・マザーファンドへの投資は、制限を設けません。
・外貨建資産への実質投資は、制限を設けません。
・その他の投資制限もあります。

4.ベンチマーク

FTSE世界国債インデックス(円ベース、日本を含む)

5.信託設定日

2002年9月30日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。(任意償還)
・受益権の総口数が30億口を下ることとなった場合
・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき
このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。
委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

8.決算日

毎年2月17日(休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

信託財産の純資産総額×**年率1.35%(税抜 年率1.25%)**
内訳:

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.648%	年率0.648%	年率0.054%
(税抜 年率0.60%)	(税抜 年率0.60%)	(税抜 年率0.05%)

10.信託報酬以外のコスト

・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
・信託財産に係る監査費用(消費税等相当額を含みます。)は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
・信託財産(投資している投資信託を含みます。)の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等(消費税等相当額を含みます。)、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

※売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

(注)信託報酬以外のコストについては、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。

11.購入単位

1円以上1円単位

12.購入価額

ご購入約定日の基準価額

13.購入時手数料

ありません。

14.換金価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

毎決算時に分配金額を決定します。
分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。
将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
収益分配金は、原則として再投資されます。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

確定拠出年金向け説明資料

運営管理機関:

グローバル・ソブリン・オープン(DC年金)

投資信託協会分類:追加型投信/内外/債券

本商品は元本確保型の商品ではありません

17.お申込不可日等

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。また、確定拠出年金制度上、購入・換金のお申込みができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金制度上運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

基準価額×保有口数
(注)基準価額が10,000口当たりで表示されている場合は10,000で除してください。

22.委託会社

三菱UFJ国際投信株式会社
(ファンドの運用の指図等を行います。)

23.受託会社

株式会社りそな銀行
(ファンドの財産の保管・管理等を行います。)
(再信託受託会社:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

24.基準価額の主な変動要因等

当ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。投資信託は預貯金と異なります。
当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。
(主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。)

① 為替変動リスク
ファンドは、主にユーロ建や米ドル建等の外貨建の有価証券に投資しています(ただし、これらに限定されるものではありません。)。投資している有価証券の発行通貨が円に対して強く(円安に)なればファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く(円高に)なればファンドの基準価額の下落要因となります。

② 金利変動リスク
投資している債券の発行通貨の金利水準が上昇(低下)した場合には、一般的に債券価格は下落(上昇)し、ファンドの基準価額の変動要因となります。また、組入債券の残存期間や利率等も価格変動に影響を与えます。例えば、金利水準の低下を見込んで残存期間が長い債券の組入比率を大きくしている場合等には、金利変動に対する債券価格の感応度が高くなり、ファンドの基準価額の変動は大きくなります。

③ 信用リスク
原則として格付けがA格以上のソブリン債券に投資しますが、投資している国の経済情勢の変化や各投資対象の格付けの変更により、債券価格が変動し、ファンドの基準価額も変動します。

④ 流動性リスク
有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいはファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合にはファンドの基準価額の下落要因となります。

⑤ ファミリーファンド方式による基準価額変動リスク
同じマザーファンドに投資する他のファンドの資金動向による影響を受け、ファンドの基準価額が変動することがあります。

⑥ カウンターパーティー・リスク(取引相手先の決済不履行リスク)
証券取引、為替取引等の相対取引においては、取引相手先の決済不履行リスクが伴います。

⑦ ベンチマークについての留意点
「FTSE世界国債インデックス(円ベース、日本を含む)」をベンチマークとしますが、ファンドがベンチマークを上回る投資成果をあげることを保証するものではありません。

⑧ その他の主な留意点
a. 収益分配金に関する留意点
・ 計算期末に、基準価額水準に応じて、別に定める分配方針により収益の分配を行いますが、委託会社の判断により、分配が行われないこともあります。
・ 投資信託(ファンド)の収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、収益分配金の有無や金額は確定したものではありません。
・ 収益分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間中のファンドの収益率を示すものではありません。
・ 受益者の個別元本によっては、収益分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
b. 受益権の総口数が30億口を下ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。
c. 法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。
d. 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

三菱UFJ DC新興国債券インデックスファンド

投資信託協会分類：追加型投信／海外／債券／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

【ファンドの目的】
新興国の債券市場の値動きに連動する投資成果をめざします。
【ファンドの特色】
JPモルガンGBI－EMグローバル・ダイバーシファイド（円換算ベース）※に連動する投資成果をめざして運用を行います。
JPモルガンGBI－EMグローバル・ダイバーシファイド（円換算ベース）をベンチマークとします。
新興国の現地通貨建ての公社債を実質的な主要投資対象とします。
新興国の現地通貨建て国際機関債、および新興国の現地通貨建て債券の騰落率に償還価額等が連動する債券に実質的に投資することがあります。
対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し公社債の実質投資比率が100％を超える場合があります。
原則として、為替ヘッジは行いません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

※JPモルガンGBI－EMグローバル・ダイバーシファイド（円換算ベース）とは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表しているJPモルガンGBI－EMグローバル・ダイバーシファイド（ドルベース）をもとに、委託会社が計算したものです。

2.主要投資対象

運用は主に「新興国債券インデックスマザーファンド」への投資を通じて、新興国の公社債へ実質的に投資を行います。

3.主な投資制限

・株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。
・外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
・デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。
・その他の投資制限もあります。

4.ベンチマーク

JPモルガンGBI－EMグローバル・ダイバーシファイド（円換算ベース）

5.信託設定日

2010年10月29日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）
・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃されたときまたはやむを得ない事情が発生したとき
このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。
委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

8.決算日

毎年1月26日（休業日の場合は翌営業日）

9.信託報酬

信託財産の純資産総額×**年率0.5616％（税抜 年率0.52％）**
内訳：

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.2592％	年率0.2592％	年率0.0432％
（税抜 年率0.24％）	（税抜 年率0.24％）	（税抜 年率0.04％）

10.信託報酬以外のコスト

①信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。
②信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、マザーファンドの解約に伴う信託財産留保額、受託会社の立て替えた立替金の利息および借入金の利息は、受益者の負担として信託財産から支払われます。
③上記の信託事務の処理に要する諸費用には、有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等、外国での資産の保管等に要する費用等が含まれます。

（＊）「信託報酬以外のコスト」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

ご投資家のみなさまにご負担いただく手数料等の合計額については、お申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

11.購入単位

1円以上1円単位

12.購入価額

ご購入約定日の基準価額

13.購入時手数料

ありません。

14.換金価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

毎決算時に分配金額を決定します。
分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。
将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
収益分配金は、原則として再投資されます。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

確定拠出年金向け説明資料

運営管理機関：

三菱UFJ DC新興国債券インデックスファンド

投資信託協会分類：追加型投信／海外／債券／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

17.お申込不可日等

次のいずれかに該当する日には、購入・換金はできません。
・ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行の休業日
・ロンドン証券取引所、ロンドンの銀行の休業日
・ニューヨークまたはロンドンにおける債券市場の取引停止日
金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。また、確定拠出年金制度上、購入・換金のお申込みができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金制度上運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

基準価額×保有口数
（注）基準価額が10,000口当たりで表示されている場合は10,000で除してください。

22.委託会社

三菱UFJ国際投信株式会社
（ファンドの運用の指図等を行います。）

23.受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社
（ファンドの財産の保管・管理等を行います。）
（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

24.基準価額の主な変動要因等

当ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。
したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
投資信託は預貯金と異なります。
当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重に投資のご判断を行っていただく必要があります。

①価格変動リスク
一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、当ファンドはその影響を受け公社債の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

②為替変動リスク
実質的な主要投資対象である海外の公社債は外貨建資産であり、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

③信用リスク
信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

④流動性リスク
有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

⑤カントリーリスク
新興国への投資は、先進国への投資を行う場合に比べ、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響を受けることにより、価格変動・為替変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込む可能性が高まることがあります。

※留意事項
・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
・当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。
・当ファンドは、JPモルガンGBI－EMグローバル・ダイバーシファイド（円換算ベース）の動きに連動することをめざして運用を行いますが、信託報酬、売買委託手数料等を負担すること、債券先物取引と当該指数の動きが連動しないこと、売買約定価格と当該指数の評価価格の差が生じること、指数構成銘柄と組入銘柄の違いおよびそれらの構成比に違いが生じること、当該指数を構成する銘柄が変更になること、為替の評価、新興国特有の制度や規制等によって運用に制約が生じることによる影響等の要因によりカイ離を生じることがあります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

DCニッセイJ-REITインデックスファンドA

投資信託協会分類:追加型投信／国内／不動産投信／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

1. 投資方針

(1)主として、ニッセイJ－REITインデックスマザーファンドへの投資を行い、東証REIT指数(配当込み)の動きに連動する成果を目標として運用を行います。
(2)上記マザーファンドの組入比率は、原則として高位を保ちます。
(3)資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

2. 主要投資対象

ニッセイJ－REITインデックスマザーファンド
(マザーファンドは、国内の証券取引所(※)に上場(これに準ずる市場で取引されているものを含みます)している不動産投資信託証券(不動産投資法人の投資証券または不動産投資信託の受益証券をいいます)を主要投資対象とします。)

3. 主な投資制限

(1)投資信託証券への実質投資割合には、制限を設けません。
(2)同一銘柄の投資信託証券への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以下とします。ただし、東証REIT指数(配当込み)における時価の構成割合が30%を超える投資信託証券がある場合には、当該投資信託証券を東証REIT指数(配当込み)における構成割合の範囲で投資することができるものとします。
(3)株式への直接投資は行いません。
(4)外貨建資産への投資は行いません。
(5)デリバティブの直接利用は行いません。

4. ベンチマーク

東証REIT指数(配当込み)

5. 信託設定日

2016年10月21日

6. 信託期間

無期限

7. 償還条項

委託会社は、信託期間中において、下記の理由により、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、ファンドを終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
(1)この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき
(2)やむを得ない事情が発生したとき

8. 決算日

毎年5月12日(ただし、休業日の場合は翌営業日)

9. 信託報酬

純資産総額に対して年率0.2700%(税抜0.25%)以内を乗じた額
内訳(税抜):
委託会社　年率0.11%
受託会社　年率0.03%
販売会社　年率0.11%

10. 信託報酬以外のコスト

証券取引の手数料等、監査費用、信託事務の諸費用(信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息)、借入金の利息は、信託財産中から支払います。

11. お申込単位

1円以上1円単位

12. お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13. お申込手数料

ありません。

14. ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15. 信託財産留保額

ありません。

16. 収益分配

毎決算日に基準価額水準、市況動向等を勘案して分配を行います。ただし、運用状況によっては、分配金額が変わる場合、或いは分配金が支払われない場合があります。分配金は自動的に無手数料で再投資されます。

17. お申込不可日

証券取引所(※)の取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付けを中止することおよび既に受付けた申込みの受付けを取消すことがあります。また、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関係政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■「DCニッセイJ-REITインデックスファンドA」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■「DCニッセイJ-REITインデックスファンドA」の受益権の価額は同ファンドに組み入れられている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用成果(損益)はすべて投資家の皆様のものとなります。したがって、投資元本および利回りの保証はありません。■東証REIT指数の指数値および商標は東京証券取引所の知的財産であり、東証REIT指数およびその商標に関するすべての権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、東証REIT指数の指数値の算出・公表の方法の変更・停止等を行うことができます。また、東京証券取引所は、東証REIT指数の指数値の正確性、完全性を保証するものではなく、その算出・公表の誤謬・遅延等に関して責任を負いません。東京証券取引所は、当商品に関する義務を持たず、当商品の運用成績に関して一切責任を有しません。

確定拠出年金向け説明資料

運営管理機関:

DCニッセイJ-REITインデックスファンドA

投資信託協会分類:追加型投信／国内／不動産投信／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

18. 課税関係

確定拠出年金制度に関する当ファンドの期中収益分配金、一部解約による収益の分配、償還による収益の分配のいずれも非課税となります。

19. 損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20. セーフティーネットの有無

投資信託は、保険契約、金融機関の預金とは異なり、保険契約者保護機構、預金保険の保護の対象ではありません。

21. 持分の計算方法

基準価額×保有口数
注:基準価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除して下さい。

22. 委託会社

ニッセイアセットマネジメント株式会社
(信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書の作成等を行います。)

23. 受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社
再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社
(信託財産の保管・管理・計算等を行います。)

24. 基準価額の主な変動要因等

(1)不動産投資信託投資リスク
①保有不動産に関するリスク
リートの価格は、リートが保有する不動産の価値および賃貸料収入の増減等、また不動産市況や景気動向等の影響を受け変動します。リートが保有する不動産の賃貸料や稼働率の低下、また自然災害等によって保有する不動産に損害等が生じた場合、リートの価格が下落することがあります。
②金利変動リスク
リートは、金利が上昇する場合、他の債券の利回り等との比較から売却され、価格が下落することがあります。また、金融機関等から借入れを行うリートは、金利上昇時には金利負担の増加により収益性が悪化し、リートの価格が下落することがあります。
③信用リスク
リートは一般の法人と同様に倒産のリスクがあり、リートの経営や財務状況が悪化した場合、リートの価格が下落することがあります。
④J－REITの税制に関するリスク
一般に、J－REITの発行者には課税の実質免除措置が適用されますが、税法上の一定の要件を満たさない場合、当該措置は適用されず、発行者の税負担が増大し、J－REITの価格が下落することおよび分配金が減少することがあります。
⑤リートおよび不動産等の法制度に関するリスク
リートおよび不動産等に関する法制度(税制・建築規制等)の変更により不動産の価値および収益性が低下する場合、リートの価格が下落することおよび分配金が減少することがあります。

(2)流動性リスク
市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。

(3)基準価額と指数の連動性に関する留意点
ファンドは東証REIT指数(配当込み)に連動する投資成果をめざしますが、主に以下の理由から基準価額と当該指数との動きが完全に一致しないことがあります。
①当該指数の構成銘柄のすべてを指数の算出方法どおりに組入れられない場合があること
②ファンドは流動性確保のために現金・預金等を保有すること
③信託報酬等の管理費用負担および売買委託手数料等の取引コストを負担すること
④有価証券売買時の約定価格と基準価額の算出に使用する価格の不一致
⑤当該指数の算出に使用する価格と基準価額の算出に使用する価格の不一致
⑥当該指数の構成銘柄の入替えあるいは当該指数の算出方法の変更による影響

(4)短期金融資産の運用に関する留意点
コマーシャル・ペーパー、コール・ローン等の短期金融資産で運用する場合、発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により損失を被ることがあります。

(5)ファミリーファンド方式に関する留意点
ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。このため、マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等にともない、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

(※)金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関係政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■「DCニッセイJ-REITインデックスファンドA」の受益権の募集については、委託会社は金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■「DCニッセイJ-REITインデックスファンドA」の受益権の価額は同ファンドに組み入れられている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用成果(損益)はすべて投資家の皆様のものとなります。したがって、投資元本および利回りの保証はありません。■東証REIT指数の指数値および商標は東京証券取引所の知的財産であり、東証REIT指数およびその商標に関するすべての権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、東証REIT指数の指数値の算出・公表の方法の変更・停止等を行うことができます。また、東京証券取引所は、東証REIT指数の指数値の正確性、完全性を保証するものではなく、その算出・公表の誤謬・遅延等に関して責任を負いません。東京証券取引所は、当商品に関する義務を持たず、当商品の運用成績に関して一切責任を有しません。

DCニッセイJ－REITインデックスファンド

投資信託協会分類：追加型投信／国内／不動産投信／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

1. 投資方針

(1) 主として、ニッセイJ－REITインデックスマザーファンドへの投資を行い、東証REIT指数（配当込み）の動きに連動する成果を目標として運用を行います。
(2) 上記マザーファンドの組入比率は、原則として高位を保ちます。
(3) 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

2. 主要投資対象

ニッセイJ－REITインデックスマザーファンド
（マザーファンドは、国内の証券取引所（※）に上場（これに準ずる市場で取引されているものを含みます）している不動産投資信託証券（不動産投資法人の投資証券または不動産投資信託の受益証券をいいます）を主要投資対象とします。）

3. 主な投資制限

(1) 投資信託証券への実質投資割合には、制限を設けません。
(2) 同一銘柄の投資信託証券への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以下とします。ただし、東証REIT指数(配当込み)における時価の構成割合が30%を超える投資信託証券がある場合には、当該投資信託証券を東証REIT指数(配当込み)における構成割合の範囲で投資することができるものとします。
(3) 株式への直接投資は行いません。
(4) 外貨建資産への投資は行いません。
(5) デリバティブの直接利用は行いません。

4. ベンチマーク

東証REIT指数（配当込み）

5. 信託設定日

2007年8月13日

6. 信託期間

無期限

7. 償還条項

委託会社は、信託期間中において、下記の理由により、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、ファンドを終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
(1) この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき
(2) やむを得ない事情が発生したとき

8. 決算日

毎年5月12日（ただし、休業日の場合は翌営業日）

9. 信託報酬

純資産総額に対して年率0.594%（税抜0.55%）を乗じた額
内訳（税抜）：
委託会社　年率0.25%
受託会社　年率0.05%
販売会社　年率0.25%

10. 信託報酬以外のコスト

証券取引の手数料等、監査費用、信託事務の諸費用（信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息）、借入金の利息は、信託財産中から支払います。

11. お申込単位

1円以上1円単位

12. お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13. お申込手数料

ありません。

14. ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15. 信託財産留保額

ありません。

16. 収益分配

毎決算日に基準価額水準、市況動向等を勘案して分配を行います。ただし、運用状況によっては、分配金額が変わる場合、或いは分配金が支払われない場合があります。分配金は自動的に無手数料で再投資されます。

17. お申込不可日

証券取引所（※）の取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付けを中止することおよび既に受付けた申込みの受付けを取消すことがあります。また、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関係政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■「DCニッセイJ－REITインデックスファンド」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■「DCニッセイJ－REITインデックスファンド」の受益権の価額は同ファンドに組み入れられている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用成果（損益）はすべて投資家の皆様のものとなります。したがって、投資元本および利回りの保証はありません。■東証REIT指数の指数値および商標は東京証券取引所の知的財産であり、東証REIT指数およびその商標に関するすべての権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、東証REIT指数の指数値の算出・公表の方法の変更・停止等を行うことができます。また、東京証券取引所は、東証REIT指数の指数値の正確性、完全性を保証するものではなく、その算出・公表の誤謬・遅延等に関して責任を負いません。東京証券取引所は、当商品に関する義務を持たず、当商品の運用成績に関して一切責任を有しません。

確定拠出年金向け説明資料

運営管理機関：株式会社SBI証券

DCニッセイJ－REITインデックスファンド

投資信託協会分類：追加型投信／国内／不動産投信／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

18. 課税関係

確定拠出年金制度に関する当ファンドの期中収益分配金、一部解約による収益の分配、償還による収益の分配のいずれも非課税となります。

19. 損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20. セーフティーネットの有無

投資信託は、保険契約、金融機関の預金とは異なり、保険契約者保護機構、預金保険の保護の対象ではありません。

21. 持分の計算方法

基準価額×保有口数
注：基準価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除して下さい。

22. 委託会社

ニッセイアセットマネジメント株式会社
（信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書の作成等を行います。）

23. 受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社
再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社
（信託財産の保管・管理・計算等を行います。）

24. 基準価額の主な変動要因等

(1) 不動産投資信託投資リスク
①保有不動産に関するリスク
リートの価格は、リートが保有する不動産の価値および賃貸料収入の増減等、また不動産市況や景気動向等の影響を受け変動します。リートが保有する不動産の賃貸料や稼働率の低下、また自然災害等によって保有する不動産に損害等が生じた場合、リートの価格が下落することがあります。
②金利変動リスク
リートは、金利が上昇する場合、他の債券の利回り等との比較から売却され、価格が下落することがあります。また、金融機関等から借入れを行うリートは、金利上昇時には金利負担の増加により収益性が悪化し、リートの価格が下落することがあります。
③信用リスク
リートは一般の法人と同様に倒産のリスクがあり、リートの経営や財務状況が悪化した場合、リートの価格が下落することがあります。
④J－REITの税制に関するリスク
一般に、J－REITの発行者には課税の実質免除措置が適用されますが、少数の出資者が過半数の議決権を有する等、税法上の一定の要件を満たさない場合、当該措置は適用されず、発行者の税負担が増大し、J－REITの価格が下落することおよび分配金が減少することがあります。
⑤リートおよび不動産等の法制度に関するリスク
リートおよび不動産等に関する法制度（税制・建築規制等）の変更により不動産の価値および収益性が低下する場合、リートの価格が下落することおよび分配金が減少することがあります。

(2) 流動性リスク
市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。

(3) 基準価額と指数の連動性に関する留意点
ファンドは東証REIT指数(配当込み)に連動する投資成果をめざしますが、主に以下の理由から基準価額と当該指数との動きが完全に一致しないことがあります。
①当該指数の構成銘柄のすべてを指数の算出方法どおりに組入れられない場合があること
②ファンドは流動性確保のために現金・預金等を保有すること
③信託報酬等の管理費用負担および売買委託手数料等の取引コストを負担すること
④有価証券売買時の約定価格と基準価額の算出に使用する価格の不一致
⑤当該指数の算出に使用する価格と基準価額の算出に使用する価格の不一致
⑥当該指数の構成銘柄の入替えあるいは当該指数の算出方法の変更による影響

(4) 短期金融資産の運用に関する留意点
コマーシャル・ペーパー、コール・ローン等の短期金融資産で運用する場合、発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により損失を被ることがあります。

(5) ファミリーファンド方式に関する留意点
ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。このため、マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等にともない、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

（※）金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関係政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■「DCニッセイJ－REITインデックスファンド」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■「DCニッセイJ－REITインデックスファンド」の受益権の価額は同ファンドに組み入れられている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用成果（損益）はすべて投資家の皆様のものとなります。したがって、投資元本および利回りの保証はありません。■東証REIT指数の指数値および商標は東京証券取引所の知的財産であり、東証REIT指数およびその商標に関するすべての権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、東証REIT指数の指数値の算出・公表の方法の変更・停止等を行うことができます。また、東京証券取引所は、東証REIT指数の指数値の正確性、完全性を保証するものではなく、その算出・公表の誤謬・遅延等に関して責任を負いません。東京証券取引所は、当商品に関する義務を持たず、当商品の運用成績に関して一切責任を有しません。

ＭＨＡＭ Ｊ－ＲＥＩＴアクティブファンド＜ＤＣ年金＞

投資信託協会分類：追加型投信／国内／不動産投信

本商品は元本確保型の商品ではありません

1. 投資方針

わが国の金融商品取引所に上場(これに準じる場合を含みます。以下同じ。）している不動産投資信託証券に投資を行い、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指します。

Ⅰ．わが国の金融商品取引所に上場している不動産投資信託証券（以下「J-REIT」ということがあります。）を主要投資対象とします。

Ⅱ．不動産市況および J-REIT 個別銘柄の調査・分析に基づく銘柄選択により、付加価値の獲得を追求します。

◆東証 REIT 指数（配当込み）を運用上のベンチマークとします。

◆J-REIT への投資比率は、原則として高位を維持します。

◆「国内リートマザーファンド」をマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用を行います。

Ⅲ．J-REIT の調査・分析においては、不動産業務に関する高度な専門性・ノウハウを有する「みずほ信託銀行」から提供される情報を活用します。

◆みずほ信託銀行と投資助言契約を締結し、同社より提供される不動産市況および J-REIT が投資する個別不動産の調査・分析情報を銘柄選択に活用します。

2. 主要投資対象

国内リートマザーファンド受益証券

(国内リートマザーファンドは、わが国の金融商品取引所に上場※1 している不動産投資信託証券※2 を主要投資対象とします。)

※1 金融商品取引所に準ずる市場を含みます。

※2 不動産等および不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等に投資する投資法人の投資証券（投資信託の受益証券を含みます。）とします。

3. 主な投資制限

株式への直接投資は行いません。

外貨建て資産への投資は行いません。

同一銘柄の投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 30%を超えないものとします。

4. ベンチマーク

東証ＲＥＩＴ指数（配当込み）

5. 信託設定日

2004 年 12 月 30 日

6. 信託期間

無期限

7. 償還条項

信託期間中に、信託契約を解約することが、受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき等は、受託会社と合意のうえ、償還する場合があります。

8. 決算日

毎年 11 月 5 日（ただし、同日が休業日の場合は翌営業日）

9. 信託報酬

純資産総額に対して年率 1.08%（税抜 1%）を乗じた額

内訳（税抜）：委託会社 年率 0.525%

販売会社 年率 0.425%

受託会社 年率 0.05%

10. 信託報酬以外のコスト

以下のような費用等が投資者の保有期間中、そのつど（監査費用は日々）かかります。

信託財産に関する租税／監査費用／信託事務の処理に要する諸費用／資金の借入れを行った際の当該借入金の利息／組入有価証券の売買時の売買委託手数料　等

※上記については、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるため、あらかじめ当該費用等（上限額等を含む）を表示することができません。

※上場投資信託（不動産投資信託証券）は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託（不動産投資信託証券）の費用は表示しておりません。

11. お申込単位

１円以上１円単位

12. お申込価額

購入申込日の基準価額

13. お申込手数料

ありません。

14. ご解約価額

換金請求受付日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額

■当資料は、法令に基づく開示資料ではありません。■「ＭＨＡＭ Ｊ－ＲＥＩＴアクティブファンド＜ＤＣ年金＞」の受益権の募集については、委託会社は、法令の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第 24 条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

確定拠出年金向け説明資料

ＭＨＡＭ Ｊ－ＲＥＩＴアクティブファンド＜ＤＣ年金＞

投資信託協会分類：追加型投信／国内／不動産投信

本商品は元本確保型の商品ではありません

15. 信託財産留保額

換金請求受付日の基準価額に対して、0.3%の率を乗じて得た額

16. 収益分配

決算日に、収益分配方針に基づき収益分配を行います。収益分配金は自動的に再投資されます。

17. お申込不可日等

信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、証券取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付けを中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付けを取り消すことがあります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求のお取扱いができない場合がありますので、運営管理機関にお問い合わせください。

18. 課税関係

確定拠出年金制度上運用益は非課税となります。

19. 損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて、購入者のみなさまに帰属します。

20. セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。

21. 持ち分の計算方法

解約価額×保有口数

※解約価額が 10,000 口あたりで表示されている場合は 10,000 で除して下さい。

22. 委託会社

アセットマネジメント One 株式会社

（信託財産の運用指図、受益権の発行等を行います。）

23. 受託会社

みずほ信託銀行株式会社

（再信託受託会社：資産管理サービス信託銀行株式会社）

（信託財産の保管・管理等を行います。）

24. 基準価額の主な変動要因等

以下のリスクは、主にマザーファンドを通じて当ファンドが行う有価証券等への投資により発生します。

1. 不動産投資信託証券の価格変動リスク

不動産投資信託証券の価格変動リスクとは、REIT の市場価格が下落するリスクをいいます。

当ファンドが投資する J-REIT の市場価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

J-REIT の市場価格は、市場における需給関係（売り注文と買い注文のバランス）により変動します。また、こうした需給関係は、経済、不動産市況、金利、J-REIT の財務状況や収益状況、J-REIT の保有不動産とその状況など様々な要因により変化します。なお、こうした要因の１つとして、自然災害や人的災害など予測不可能な事態の発生による保有不動産の滅失・損壊等も、J-REIT の市場価格を下落させる要因となり得ます。

2. 流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売却（または購入）しようとする際に、需要（または供給）がないため、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却（または購入）することができなくなるリスクをいいます。

一般に規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、流動性リスクへの留意が特に必要とされます。また、一般に市場を取り巻く外部環境の急変があった場合には、市場実勢価格での売買ができなくなる可能性が高まります。当ファンドが投資する J-REIT の流動性が損なわれた場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。なお、当ファンドが投資する J-REIT が金融商品取引所の上場廃止基準に抵触するなどして上場廃止となるような事態が生じた場合には、取引が著しく困難になることがあり、当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼす可能性があります。以上に付け加えて、当ファンドが投資する J-REIT は、上場市場を通じて売買されるため、一般に不動産に直接投資する場合に比べて流動性が高いとされていますが、これは投資家が J-REIT に投資を行う段階での流動性のことであり、J-REIT が不動産への投資を行う段階では、より高い流動性リスクを伴なう投資が行われています。

■当資料は、法令に基づく開示資料ではありません。■「ＭＨＡＭ Ｊ－ＲＥＩＴアクティブファンド＜ＤＣ年金＞」の受益権の募集については、委託会社は、法令の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第 24 条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

ＭＨＡＭ Ｊ－ＲＥＩＴアクティブファンド＜ＤＣ年金＞

投資信託協会分類：追加型投信／国内／不動産投信

本商品は元本確保型の商品ではありません

3. REIT により支払われる配当金の変動リスク

REIT により支払われる配当金の変動リスクとは、REIT から投資家に支払われる REIT の投資口１口当たりの配当金が、REIT の利益の増減などに伴ない変動するリスクをいいます。
REIT(不動産投資法人)※は、税法上の理由により、通常、不動産の賃貸料収入などの収入から費用を差し引いて残った利益の 90%超を投資家に配当しますが、保有不動産の稼働率の低下、賃貸料水準の低下、テナントによる賃貸料の支払いの不履行などにより収入が減少することや、保有不動産の修繕やリニューアル、金利上昇に伴なう借入金の利息負担の増加などにより費用が増加することがあり、その結果、REIT から支払われる１口当たりの配当金が減少することがあります。また、一定の要件を満たさない場合、課税の実質免除措置が適用されなくなり、結果として、REIT から支払われる１口当たりの配当金が減少することがあります。増資による資金調達が行われた場合において、増資による投資口数の増加により１口当たりの配当金が減少することや、増資が行われてから調達された資金が不動産に投資されて賃貸料収入が得られるようになるまでの期間、一時的に１口当たりの配当金が減少することがあり、REIT から投資家に支払われる１口当たりの配当金は一定ではありません。
※ REIT の形態には、「会社型」と「契約型」があり、会社型の REIT を「不動産投資法人」といいます。

4. 金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により保有する資産の価値が下落するリスクをいいます。
一般に REIT では、資金の借入れ（債券の発行によるものを含む。）を行った上で、当該借入金による不動産等への投資を行うことができます。当ファンドが投資する J-REIT が資金の借入れを行っている場合、金利上昇は、支払利息の増加を通じて当該 J-REIT の利益を減少させることがあり、当ファンドの基準価額を下落させる要因、あるいは当ファンドの分配金の水準を低下させる要因となる可能性があります。また、金利変動は、J-REIT・株式・債券などの各資産への投資の相対的魅力度を変化させるため、金利変動により J-REIT 市場と株式市場、あるいは J-REIT 市場と債券市場の間で資金移動が起こる場合があります。その場合、金利変動は、広く J-REIT 全般の市場価格に影響を及ぼします。

5. 信用リスク

信用リスクとは、借入金（債券の発行によるものを含む。）の利息の支払いや元金の返済が予め決められた条件で行われない（債務不履行）リスクをいいます。
一般に、企業に債務不履行が生じた場合、またはその可能性が高まった場合には、当該企業が発行する債券の価格や当該企業の株価が下落する要因となります。同様に、当ファンドが投資する J-REIT に債務不履行が生じた場合、またはその可能性が高まった場合には、一般に、当該 J-REIT の市場価格が下落し、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、REIT（不動産投資法人）には、一般の企業と同様に倒産の可能性があります。当ファンドが投資する J-REIT が法的倒産手続きを開始した場合には、その市場価格が大きく下落することや無くなることがあり、当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

※東証ＲＥＩＴ指数の指数値および商標は東京証券取引所の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など、東証ＲＥＩＴ指数およびその商標に関するすべての権利は東京証券取引所が有します。東京証券取引所は、東証ＲＥＩＴ指数の指数値の算出・公表の方法の変更、算出・公表の停止、東証ＲＥＩＴ指数の商標の変更もしくは使用の停止を行うことができます。また、東京証券取引所は、東証ＲＥＩＴ指数の指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではなく、東証ＲＥＩＴ指数の指数値の算出・公表の誤謬、遅延、中断に対し、責任を負いません。東京証券取引所は、東証ＲＥＩＴ指数の商標の使用、東証ＲＥＩＴ指数の引用に関して得られる結果について、何ら保証、言及をするものではありません。当商品は、東京証券取引所により提供、保証、販売されるものではありません。東京証券取引所は、当商品の購入者のみなさま、および公衆に対し、当商品の説明、投資のアドバイスをする義務を持たず、また、東証ＲＥＩＴ指数の指数値を算出するにあたって、当商品の委託会社および購入者のみなさまのニーズを考慮するものではありません。東京証券取引所は、当商品の発行、売買に起因するいかなる損害に対しても一切責任を有しません。

■当資料は、法令に基づく開示資料ではありません。■「ＭＨＡＭ Ｊ－ＲＥＩＴアクティブファンド＜ＤＣ年金＞」の受益権の募集については、委託会社は、法令の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

三井住友・DC外国リートインデックスファンド

投資信託協会分類:追加型投信／海外／不動産投信／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

①日本を除く世界各国において上場(準ずるものを含みます。)している不動産投資信託 (リート)に投資し、S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)に連動する投資成果を目指します。
②S&P先進国REIT指数(除く日本)採用銘柄(採用予定を含みます。)に投資します。
③実質組入外貨建て資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
④資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

2.主要投資対象

外国リート・インデックス・マザーファンド受益証券

3.主な投資制限

・投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。
・株式への投資は行いません。
・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

4.ベンチマーク

S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)

5.信託設定日

2016年9月23日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

受益者にとって有利であると認められるとき、残存口数が5億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、繰上償還されることがあります。

8.決算日

毎年2月25日(休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

ファンドの純資産総額に対して**年 0.3024%(税抜き 0.28%)を上限**として以下の率を乗じた額
＜信託報酬率およびその配分＞

純資産残高	信託報酬率	配分(税抜き)		
		委託会社	販売会社	受託会社
200 億円未満の部分	年 0.3024%(税抜き 0.28%)	年 0.14%	年 0.11%	年 0.03%
200 億円以上 500 億円未満の部分	年 0.2916%(税抜き 0.27%)	年 0.13%		
500 億円以上 1,000 億円未満の部分	年 0.2808%(税抜き 0.26%)	年 0.12%		
1,000 億円以上の部分	年 0.27%(税抜き 0.25%)	年 0.11%		

※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。

10.信託報酬以外のコスト

①ファンドが組み入れるリートの銘柄は将来にわたって固定されているものではなく、ファンドの投資者が間接的に支払う費用として、これらリートの資産から支払われる運用報酬、投資資産の取引費用等の上限額または予定額を表示することはできません。
②信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、ファンドの純資産総額に年0.00648%(税抜き0.006%)以内の率を乗じて得た金額とし、信託財産中から支弁します。監査費用は、将来、監査法人との契約等により変更となることがあります。
③信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。
④有価証券の売買時の手数料および外国における資産の保管等に要する費用等(それらにかかる消費税等相当額を含みます。)は、信託財産中から支弁します。

11.購入単位

1円以上1円単位

12.購入価額

購入申込受付日の翌営業日の基準価額

13.購入時手数料

ありません。

14.換金価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.分配方針

・年1回(原則として毎年2月25日。休業日の場合は翌営業日)決算を行い、分配金額を決定します。
・分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。
・分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
※委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
※ファンドは複利効果による信託財産の成長を優先するため、分配を極力抑制します。(基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。)

17.申込不可日

ニューヨーク、オーストラリアの取引所の休業日またはニューヨークの銀行の休業日のいずれかに当たる場合には、購入、換金の申込みを受け付けません。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「三井住友・DC外国リートインデックスファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。■ベンチマークの著作権、知的所有権、その他一切の権利は発行者、許諾者が有しています。これら発行者、許諾者は当ファンドの運営に何ら関与するものではなく、当ファンドの運用成果に対して一切の責任を負うものではありません。

確定拠出年金向け説明資料

運営管理機関:株式会社SBI証券

三井住友・DC外国リートインデックスファンド

投資信託協会分類:追加型投信／海外／不動産投信／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

18.課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約と異なり、預金保険、貯金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

解約価額×保有口数
注:解約価額が10,000口当たりで表示されている場合は10,000で除してください。

22.委託会社

三井住友アセットマネジメント株式会社
(信託財産の運用指図等を行います。)

23.受託会社

三井住友信託銀行株式会社
(信託財産の保管・管理・計算等を行います。)
再信託受託会社:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

24.基準価額の主な変動要因等

①不動産投資信託(リート)に関するリスク
リートの価格は、不動産市況や金利・景気動向、関連法制度(税制、建築規制、会計制度等)の変更等の影響を受け変動します。また、リートに組み入れられている個々の不動産等の市場価値、賃貸収入等がマーケット要因によって上下するほか、自然災害等により個々の不動産等の毀損・滅失が生じる可能性もあります。さらに個々のリートは一般の法人と同様、運営如何によっては倒産の可能性もあります。これらの影響により、ファンドが組み入れているリートの価格が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

②信用リスク
ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

③為替変動リスク
外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落(円高)する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動(円高)は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

④カントリーリスク
海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

⑤市場流動性リスク
ファンドの資金流出入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「三井住友・DC外国リートインデックスファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。■ベンチマークの著作権、知的所有権、その他一切の権利は発行者、許諾者が有しています。これら発行者、許諾者は当ファンドの運営に何ら関与するものではなく、当ファンドの運用成果に対して一切の責任を負うものではありません。

野村世界REITインデックスファンド(確定拠出年金向け)

投資信託協会分類:追加型投信/内外/不動産投信/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

世界各国のREITを実質的な主要投資対象とし、S&P先進国REIT指数(配当込み、円換算ベース)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。
REITの実質組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

2.主要投資対象

世界各国の不動産投資信託証券(REIT)を実質的な主要投資対象とします。「実質的な主要投資対象」とは、「世界REITインデックス マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

3.主な投資制限

・株式への直接投資は行ないません。
・外貨建資産への直接投資は行ないません。マザーファンドを通じて実質的に投資を行なう外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
・デリバティブの直接利用は行ないません。
・投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。

4.ベンチマーク

S&P先進国REIT指数(配当込み、円換算ベース)

S&P先進国REIT指数は、S&Pの持つグローバル・インデックスであるS&Pグローバル株価指数から、REIT及びREITと同様の制度に基づく銘柄を抽出して算出するインデックスで、先進国に上場する不動産投資信託(REIT)及び同様の制度に基づく銘柄の浮動株修正時価総額に基づいて毎日算出されます。同指数の構成国や構成銘柄等については定期的に見直しが行なわれますので、変動することがあります。
「S&P先進国REIT指数」はスタンダード&プアーズ ファイナンシャル サービシーズ エル エル シーの所有する登録商標であり、野村アセットマネジメントに対して利用許諾が与えられています。スタンダード&プアーズは本商品を推奨・支持・販売・促進等するものではなく、また本商品に対する投資適格性等に関しいかなる意思表明等を行なうものではありません。

5.信託設定日

2008年7月16日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

信託期間中において、やむを得ない事情が発生したとき等は、受託者と合意のうえ、信託契約を解約し、当該信託を終了させる場合があります。

8.決算日

原則1月20日(ただし、1月20日が休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

純資産総額に年 0.5724%(税抜 0.53%)以内の率を乗じて得た額

2018年4月12日現在年0.5724%(税抜年0.53%)
内訳(税抜):委託会社 年 0.30%、受託会社 年 0.03%、販売会社 年 0.20%

10.信託報酬以外のコスト

・ファンドにおいて一部解約に伴なう支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合の、当該借入金の利息
・ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息
・ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相当額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用
・ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等相当額
※これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

毎決算時(原則1月20日)に収益分配方針に基づき収益分配を行ないます。分配金は、自動的に再投資されます。委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、野村アセットマネジメント株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて運営管理機関によって作成されましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

確定拠出年金向け説明資料

運営管理機関 :株式会社SBI証券

野村世界REITインデックスファンド(確定拠出年金向け)

投資信託協会分類:追加型投信/内外/不動産投信/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

17.お申込不可日等

販売会社の営業日であっても、申込日当日あるいは申込日の翌営業日が、「ニューヨーク証券取引所」の休場日に該当する場合には、原則、購入、換金の各お申込ができません。金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込・解約請求を中止等する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので、運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は預金保険の対象ではありません。投資信託は保険ではなく、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

基準価額×保有口数
注:基準価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除してください。

22.委託会社

野村アセットマネジメント株式会社
(ファンドの運用の指図を行ないます。)

23.受託会社

野村信託銀行株式会社
(ファンドの財産の保管および管理を行ないます。)

24.基準価額の主な変動要因等

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。
[REITの価格変動リスク]
REITは、保有不動産の状況、市場金利の変動、不動産市況や株式市場の動向等により、価格が変動します。ファンドは実質的にREITに投資を行ないますので、これらの影響を受けます。
[為替変動リスク]
ファンドは、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を大きく受けます。
※基準価額の変動は、上記に限定されるものではありません。

≪その他の留意点≫
●ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
●資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
●ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
●有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
●ファンドの基準価額と対象インデックスは、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が対象インデックスとの連動または上回ることを保証するものではありません。
●投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴なう売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
●ファンドが実質的な投資対象とするREITの中には、流動性の低いものもあり、こうしたREITへの投資は、流動性の高い株式等に比べて制約を受けることが想定されます。
●REITに関する法律(税制度、会計制度等)、不動産を取り巻く規制が変更となった場合、REITの価格や配当に影響が及ぶことが想定されます。
●ファンドは、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、野村アセットマネジメント株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて運営管理機関によって作成されましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

EXE－i グローバルREITファンド

投資信託協会分類：追加型投信／内外／不動産投信

2017 年 8 月改訂

本商品は元本確保型の商品ではありません

1. 投資方針

◆この投資信託(以下、「本ファンド」という場合があります。)は、信託財産の中長期的な成長を図ることをめざして運用を行います。

●本ファンドは世界（日本を含む）のREIT（不動産投資信託）市場の値動きと同等の投資成果をめざします。参考指標は、S&Pグローバルリート指数（円換算ベース）とします。(2014 年 2 月変更)

＜参考指標について＞
S&P グローバルリート指数とは、S&P 社が開発した指数で先進国と新興国の REIT の動きを表す指数です。
本ファンドは参考指標に対して一定の運用成果をあげることを目標とするものではなく、実際の運用成果は参考指標と乖離する場合があります。なお、参考指標は委託会社の判断により予告なく変更される場合があります。
※ S&P グローバルリート指数（円換算ベース）は、S&P グローバルリート指数（米ドルベース）をもとに、委託会社が円換算しております。
S&P グローバルリート指数に対する著作権、知的財産権その他一切の権利は S&P 社に帰属します。

◆本ファンドの運用にあたっては、「モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社」の投資助言を受けます。

2. 主要投資対象

◆主としてETF（上場投資信託）への投資を通じて、世界（日本を含む）のREIT（不動産投資信託）へ実質的に投資します。

◆世界（日本を含む）のREIT（不動産投資信託）市場の値動きに連動する投資対象ファンドを複数組合わせることにより、信託財産の中長期的な成長をめざします。ポートフォリオの国・地域別構成比率（以下、構成比率）等が参考指標の構成比率に近くなるように、投資対象ファンドの基本投資割合を調整します。

☆投資対象ファンドの基本投資割合は、次の通りとします。
(2014 年 2 月変更)
(1) 米国のREIT（不動産投資信託）指数に連動する投資対象ファンド 60%
(2) 米国以外の不動産指数に連動する投資対象ファンド 40%
合 計 100%

☆市場の変動により、投資対象ファンドの組入比率が基本投資割合から乖離した場合は、原則として 3 ヶ月に 1 回、基本投資割合へ戻す調整を行います。
☆基本投資割合の見直しについては、投資対象ファンドの経費率、パフォーマンス、参考指標との連動性、流動性等を考慮して、原則として1年に 1 回行います。

資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

3. 主な投資制限

◆投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
◆外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
◆株式への直接投資は行いません。

4. ベンチマーク

◆ありません。

5. 信託設定日

◆2013 年 5 月 13 日

6. 信託期間

◆無期限

7. 償還条項

◆ファンドの受益権の残存口数が5億口を下回ることとなった場合、ファンドを償還させることが受益者のために有利であると認めたとき、やむを得ない事情が発生したとき等には、繰上償還となる場合があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「EXE－i グローバルREITファンド」の募集については、委託会社は、法令の規定により、有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法施行規則第 20 条に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

確定拠出年金向け説明資料

EXE－i グローバルREITファンド

投資信託協会分類：追加型投信／内外／不動産投信

2017 年 8 月改訂

本商品は元本確保型の商品ではありません

8. 決算日

◆原則として、毎年 5 月 12 日（休業日の場合は翌営業日）

9. 信託報酬

◆ファンドの日々の純資産総額に年率 0.2484％（税抜：0.23％）を乗じて得た額とします。運用管理費用（信託報酬）の配分は下記の通りとします。なお、当該報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）及び毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

運用管理費用（信託報酬）		年 0.2484％（税抜：年 0.23％）
内訳	委託会社	年 0.108％（税抜：年 0.10％）
	販売会社	年 0.108％（税抜：年 0.10％）
	受託会社	年 0.0324％（税抜：年 0.03％）
投資対象とする投資信託証券の信託報酬※1		年 0.102％
実質的な負担※2		年 0.3504%程度

投資顧問（助言）会社への報酬は委託会社報酬の中から支払われます。
※1.基本投資割合で運用された場合の信託報酬率であり、実際の信託報酬率とは異なる場合があります。なお、投資対象ファンドの変更等により、数値は変動する場合があります。
※2.本ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加味した投資者の皆様が実質的に負担する信託報酬率になります。

10. 信託報酬以外のコスト

◆お買付時に直接ご負担いただく費用はありません。

ファンドの監査費用、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用、保管費用等本ファンドの投信に関する費用、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用等が信託財産から差引かれます。また、ファンドの参考指標に関係する費用等が発生することになった場合には、これらの費用についても、ファンドが負担する場合があります。
※これらの費用は、監査費用を除き運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
当該費用及び手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

11. お申込み単位

◆1円以上1円単位
※年 1 回決算時に分配方針に基づき分配を行います。分配金は自動的に再投資されます。

12. お申込み価額

◆お申込み日の翌営業日の基準価額

13. お申込み手数料

◆ありません。

14. ご解約価額

◆お申込み日の翌営業日の基準価額

15. 信託財産留保額

◆ありません。

16. 収益分配

◆年1回の決算日（原則として 5 月 12 日）に収益分配方針に基づき収益分配を行います。
※運用実績によっては収益分配を行わないことがあります。
※収益分配金は自動的に再投資されます。

17. お申込み不可日等

◆ニューヨークの証券取引所及びニューヨークの商業銀行が休業となる日は、お申込できません。（なお、お申し込み可能日であっても、証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断でファンドの受益証券の取得および解約の申込み受付を中止する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。）

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「EXE－i グローバルREITファンド」の募集については、委託会社は、法令の規定により、有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法施行規則第 20 条に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

EXE－i グローバルREITファンド

投資信託協会分類：追加型投信／内外／不動産投信

2017 年 8 月改訂

本商品は元本確保型の商品ではありません

18. 課税関係

◆確定拠出年金制度にかかる持ち分については、確定拠出年金制度の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

19. 損失の可能性

◆基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20. セーフティーネットの有無

◆投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。

21. 持ち分の計算方法

◆基準価額×保有口数

※基準価額が 10,000 口あたりで表示されている場合は 10,000 で除して下さい。

22. 委託会社

◆SBIアセットマネジメント株式会社

（信託財産の運用の指図等を行います。）

金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第 311 号

加入協会/一般社団法人投資信託協会、

一般社団法人日本投資顧問業協会

23. 受託会社

◆株式会社りそな銀行

（信託財産の保管・管理業務等を行います。）

24. 基準価額の主な変動要因等

本ファンドの基準価額の主な変動要因としては以下のものがあります。ただし、基準価額の変動要因は以下に限定されるものではありません。

【REIT（不動産投資信託）の価格変動リスク】

一般にREIT（不動産投資信託）が投資対象とする不動産の価値及び当該不動産から得る収入は、当該国または国際的な景気、経済、社会情勢等の変化等により変動します。REIT（不動産投資信託）の価格及び分配金がその影響を受け下落した場合、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

【為替変動リスク】

為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

【信用リスク】

投資対象ファンドが組入れる金融商品等の発行体が経営不安や倒産等に陥った場合に資金回収ができなくなるリスクや、それが予想される場合にその金融商品等の価格下落で損失を被るリスクがあります。また、金融商品等の取引相手方にデフォルト（債務不履行）が生じた場合等、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

【流動性リスク】

投資対象ファンドが組入れる金融商品等の市場規模が小さく取引量が限られる場合などには、機動的に売買できない可能性があります。また、保有する金融商品等が期待された価格で処分できず、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「EXE－i グローバルREITファンド」の募集については、委託会社は、法令の規定により、有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法施行規則第 20 条に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

DCインデックスバランス（株式20）

投資信託協会分類：追加型投信／内外／資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

主として、以下に掲げる各マザーファンドの受益証券に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長をめざします。

証券投資信託「日本株式インデックスTOPIXマザーファンド」

証券投資信託「海外株式インデックスMSCI-KOKUSAI（ヘッジなし）マザーファンド」

証券投資信託「日本債券インデックスマザーファンド」

証券投資信託「海外債券インデックス（ヘッジなし）マザーファンド」

・純資産総額に対する株式ならびに公社債および短期金融資産の実質組入比率については、次の標準実質組入比率を目処として投資を行ないます。

株式の標準実質組入比率…20%

公社債および短期金融資産の標準実質組入比率…80%

・組入比率の調整にあたっては、原則としてマザーファンド受益証券への投資比率を調整することで行ないますが、市況動向などによっては内外の有価証券などへの直接投資を行なうことがあります。

・また、資金動向などによっては組入比率を引き下げることもあります。

・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

・各マザーファンドおよび短期金融資産の標準組入比率と投資方針は次の通りです。

≪日本株式インデックスTOPIXマザーファンド≫（15%）

わが国の株式市場の動きをとらえることを目標に、TOPIX（東証株価指数）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。

≪海外株式インデックスMSCI-KOKUSAI（ヘッジなし）マザーファンド≫（5%）

世界の主要国の株式市場の動きをとらえることを目標に、MSCI-KOKUSAIインデックス（円ヘッジなし・円ベース）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。

≪日本債券インデックスマザーファンド≫（65%）

わが国の債券市場の動きをとらえることを目標に、「NOMURA-BPI総合」の動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。

≪海外債券インデックス（ヘッジなし）マザーファンド≫（10%）

世界の主要国の債券市場の動きをとらえることを目標に、シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。

≪短期金融資産≫（5%）

※基本投資比率は必要に応じて変更することがあります。

・なお、上記の基本投資比率からカイ離した場合は、一定のルールに従い基本投資比率になるように調整を行ないます。

2.主要投資対象

・「日本株式インデックスTOPIXマザーファンド」

・「海外株式インデックスMSCI-KOKUSAI（ヘッジなし）マザーファンド」

・「日本債券インデックスマザーファンド」

・「海外債券インデックス（ヘッジなし）マザーファンド」

3.主な投資制限

・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の総額の30%以下とします。

・投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。

・外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の総額の50%以下とします。

4.ベンチマーク

投資対象となる各マザーファンドのベンチマークにマザーファンドの投資比率を加重して作成した指数

5.信託設定日

2002年12月10日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

委託者は、信託期間中において、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

8.決算日

毎年11月6日（休業日の場合は翌営業日）

9.信託報酬

純資産総額に対して年0.1836%（税抜0.17%）

内訳：委託会社0.04%、受託会社0.03%、販売会社0.10%

※内訳の率は税抜です。別途消費税がかかります。

10.信託報酬以外のコスト

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

① 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および先物・オプション取引などに要する費用。

② 信託財産の財務諸表の監査に要する費用（日々、計上されます。）。

③ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外貨建資産の保管などに要する費用、解約に伴なう支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。

＊監査費用、売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

確定拠出年金向け説明資料

運営管理機関：株式会社SBI証券

DCインデックスバランス（株式20）

投資信託協会分類：追加型投信／内外／資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

年1回の決算時（原則として11月6日）に収益分配方針に基づき収益分配を行ないます。分配金は、自動的に再投資されます。

17.お申込不可日等

金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込・解約請求を中止等する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金制度上は運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

解約価額×保有口数

注：解約価額が10,000口当たりで表示されている場合は10,000で除して下さい。

22.委託会社

日興アセットマネジメント株式会社

（信託財産の運用指図などを行ないます。）

23.受託会社

野村信託銀行株式会社

（信託財産の保管・管理・計算などを行ないます。）

24.基準価額の主な変動要因等

1. 価格変動リスク

・一般に株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。

・一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。

2. 流動性リスク

市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

3. 信用リスク

・一般に投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト（債務不履行）や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があり、廃止される恐れや廃止となる場合も発行体の株式などの価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。

・一般に公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。

・格付を有する債券については、当該格付の変更に伴ない価格が下落するリスクもあります。

・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがありますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

4. 為替変動リスク

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

DCインデックスバランス（株式40）

投資信託協会分類：追加型投信／内外／資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

主として、以下に掲げる各マザーファンドの受益証券に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長をめざします。
　証券投資信託「日本株式インデックスTOPIXマザーファンド」
　証券投資信託「海外株式インデックスMSCI-KOKUSAI（ヘッジなし）マザーファンド」
　証券投資信託「日本債券インデックスマザーファンド」
　証券投資信託「海外債券インデックス（ヘッジなし）マザーファンド」
・純資産総額に対する株式ならびに公社債および短期金融資産の実質組入比率については、次の標準実質組入比率を目処として投資を行ないます。
　株式の標準実質組入比率…40％
　公社債および短期金融資産の標準実質組入比率…60％
・組入比率の調整にあたっては、原則としてマザーファンド受益証券への投資比率を調整することで行ないますが、市況動向などによっては内外の有価証券などへの直接投資を行なうことがあります。
・また、資金動向などによっては組入比率を引き下げることもあります。
・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
・各マザーファンドおよび短期金融資産の標準組入比率と投資方針は次の通りです。

≪日本株式ｲﾝﾃﾞｯｸｽTOPIXﾏｻﾞｰﾌｧﾝﾄﾞ≫（30%）
わが国の株式市場の動きをとらえることを目標に、TOPIX（東証株価指数）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。

≪海外株式ｲﾝﾃﾞｯｸｽMSCI-KOKUSAI（ﾍｯｼﾞなし）ﾏｻﾞｰﾌｧﾝﾄﾞ≫（10%）
世界の主要国の株式市場の動きをとらえることを目標に、MSCI-KOKUSAIインデックス（円ヘッジなし・円ベース）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。

≪日本債券ｲﾝﾃﾞｯｸｽﾏｻﾞｰﾌｧﾝﾄﾞ≫（45%）
わが国の債券市場の動きをとらえることを目標に、「NOMURA-BPI総合」の動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。

≪海外債券ｲﾝﾃﾞｯｸｽ（ﾍｯｼﾞなし）ﾏｻﾞｰﾌｧﾝﾄﾞ≫（10%）
世界の主要国の債券市場の動きをとらえることを目標に、シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。

≪短期金融資産≫（5%）

※基本投資比率は必要に応じて変更することがあります。
・なお、上記の基本投資比率からカイ離した場合は、一定のルールに従い基本投資比率になるように調整を行ないます。

2.主要投資対象

・「日本株式ｲﾝﾃﾞｯｸｽTOPIXﾏｻﾞｰﾌｧﾝﾄﾞ」
・「海外株式ｲﾝﾃﾞｯｸｽMSCI-KOKUSAI(ﾍｯｼﾞなし)ﾏｻﾞｰﾌｧﾝﾄﾞ」
・「日本債券ｲﾝﾃﾞｯｸｽﾏｻﾞｰﾌｧﾝﾄﾞ」
・「海外債券ｲﾝﾃﾞｯｸｽ(ﾍｯｼﾞなし)ﾏｻﾞｰﾌｧﾝﾄﾞ」

3.主な投資制限

・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の総額の70%未満とします。
・投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。
・外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の総額の50％以下とします。

4.ベンチマーク

投資対象となる各マザーファンドのベンチマークにマザーファンドの投資比率を加重して作成した指数

5.信託設定日

2002年12月10日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

委託者は、信託期間中において、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

8.決算日

毎年11月6日（休業日の場合は翌営業日）

9.信託報酬

純資産総額に対して年0.1944％（税抜0.18％）
内訳：委託会社0.05％、受託会社0.03％、販売会社0.10％
※内訳の率は税抜です。別途消費税がかかります。

10.信託報酬以外のコスト

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。
① 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および先物・オプション取引などに要する費用。
② 信託財産の財務諸表の監査に要する費用（日々、計上されます。）。
③ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外貨建資産の保管などに要する費用、解約に伴なう支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。

＊監査費用、売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

確定拠出年金向け説明資料
運営管理機関：株式会社SBI証券

DCインデックスバランス（株式40）

投資信託協会分類：追加型投信／内外／資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

年1回の決算時（原則として11月6日）に収益分配方針に基づき収益分配を行ないます。分配金は、自動的に再投資されます。

17.お申込不可日等

金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込・解約請求を中止等する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金制度上は運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

解約価額×保有口数
注：解約価額が10,000口当たりで表示されている場合は10,000で除して下さい。

22.委託会社

日興アセットマネジメント株式会社
（信託財産の運用指図などを行ないます。）

23.受託会社

野村信託銀行株式会社
（信託財産の保管・管理・計算などを行ないます。）

24.基準価額の主な変動要因等

1. 価格変動リスク
・一般に株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。
・一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。

2. 流動性リスク
市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

3. 信用リスク
・一般に投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト（債務不履行）や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があり、廃止される恐れや廃止となる場合も発行体の株式などの価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。
・一般に公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。
・格付を有する債券については、当該格付の変更に伴ない価格が下落するリスクもあります。
・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがありますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

4. 為替変動リスク
外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

DCインデックスバランス（株式60）

投資信託協会分類：追加型投信／内外／資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

主として、以下に掲げる各マザーファンドの受益証券に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長をめざします。

証券投資信託「日本株式インデックスTOPIXマザーファンド」

証券投資信託「海外株式インデックスMSCI-KOKUSAI（ヘッジなし）マザーファンド」

証券投資信託「日本債券インデックスマザーファンド」

証券投資信託「海外債券インデックス（ヘッジなし）マザーファンド」

・純資産総額に対する株式ならびに公社債および短期金融資産の実質組入比率については、次の標準実質組入比率を目処として投資を行ないます。

株式の標準実質組入比率…60％

公社債および短期金融資産の標準実質組入比率…40％

・組入比率の調整にあたっては、原則としてマザーファンド受益証券への投資比率を調整することで行ないますが、市況動向などによっては内外の有価証券などへの直接投資を行なうことがあります。

・また、資金動向などによっては組入比率を引き下げることもあります。

・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

・各マザーファンドおよび短期金融資産の標準組入比率と投資方針は次の通りです。

≪日本株式ｲﾝﾃﾞｯｸｽTOPIXﾏｻﾞｰﾌｧﾝﾄﾞ≫（45%）

わが国の株式市場の動きをとらえることを目標に、TOPIX（東証株価指数）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。

≪海外株式ｲﾝﾃﾞｯｸｽMSCI-KOKUSAI（ﾍｯｼﾞなし）ﾏｻﾞｰﾌｧﾝﾄﾞ≫（15%）

世界の主要国の株式市場の動きをとらえることを目標に、MSCI-KOKUSAIインデックス（円ヘッジなし・円ベース）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。

≪日本債券ｲﾝﾃﾞｯｸｽﾏｻﾞｰﾌｧﾝﾄﾞ≫（25%）

わが国の債券市場の動きをとらえることを目標に、「NOMURA-BPI総合」の動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。

≪海外債券ｲﾝﾃﾞｯｸｽ（ﾍｯｼﾞなし）ﾏｻﾞｰﾌｧﾝﾄﾞ≫（10%）

世界の主要国の債券市場の動きをとらえることを目標に、シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。

≪短期金融資産≫（5%）

※基本投資比率は必要に応じて変更することがあります。

・なお、上記の基本投資比率からカイ離した場合は、一定のルールに従い基本投資比率になるように調整を行ないます。

2.主要投資対象

・「日本株式ｲﾝﾃﾞｯｸｽTOPIXﾏｻﾞｰﾌｧﾝﾄﾞ」

・「海外株式ｲﾝﾃﾞｯｸｽMSCI-KOKUSAI(ﾍｯｼﾞなし)ﾏｻﾞｰﾌｧﾝﾄﾞ」

・「日本債券ｲﾝﾃﾞｯｸｽﾏｻﾞｰﾌｧﾝﾄﾞ」

・「海外債券ｲﾝﾃﾞｯｸｽ(ﾍｯｼﾞなし)ﾏｻﾞｰﾌｧﾝﾄﾞ」

3.主な投資制限

・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の総額の70%未満とします。

・投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。

・外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の総額の50％以下とします。

4.ベンチマーク

投資対象となる各マザーファンドのベンチマークにマザーファンドの投資比率を加重して作成した指数

5.信託設定日

2002年12月10日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

委託者は、信託期間中において、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

8.決算日

毎年11月6日（休業日の場合は翌営業日）

9.信託報酬

純資産総額に対して年0.2052％（税抜0.19％）

内訳：委託会社0.06％、受託会社0.03％、販売会社0.10％

※内訳の率は税抜です。別途消費税がかかります。

10.信託報酬以外のコスト

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

① 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および先物・オプション取引などに要する費用。

② 信託財産の財務諸表の監査に要する費用（日々、計上されます。）。

③ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外貨建資産の保管などに要する費用、解約に伴なう支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。

＊監査費用、売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

確定拠出年金向け説明資料

運営管理機関：株式会社SBI証券

DCインデックスバランス（株式60）

投資信託協会分類：追加型投信／内外／資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

年1回の決算時（原則として11月6日）に収益分配方針に基づき収益分配を行ないます。分配金は、自動的に再投資されます。

17.お申込不可日等

金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込・解約請求を中止等する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金制度上は運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

解約価額×保有口数

注：解約価額が10,000口当たりで表示されている場合は10,000で除して下さい。

22.委託会社

日興アセットマネジメント株式会社

（信託財産の運用指図などを行ないます。）

23.受託会社

野村信託銀行株式会社

（信託財産の保管・管理・計算などを行ないます。）

24.基準価額の主な変動要因等

1. 価格変動リスク

・一般に株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。

・一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。

2. 流動性リスク

市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

3. 信用リスク

・一般に投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト（債務不履行）や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があり、廃止される恐れや廃止となる場合も発行体の株式などの価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。

・一般に公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。

・格付を有する債券については、当該格付の変更に伴ない価格が下落するリスクもあります。

・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがありますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

4. 為替変動リスク

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

DCインデックスバランス（株式80）

投資信託協会分類：追加型投信／内外／資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

主として、以下に掲げる各マザーファンドの受益証券に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長をめざします。

証券投資信託「日本株式インデックスTOPIXマザーファンド」

証券投資信託「海外株式インデックスMSCI-KOKUSAI（ヘッジなし）マザーファンド」

証券投資信託「日本債券インデックスマザーファンド」

証券投資信託「海外債券インデックス（ヘッジなし）マザーファンド」

・純資産総額に対する株式ならびに公社債および短期金融資産の実質組入比率については、次の標準実質組入比率を目処として投資を行ないます。

株式の標準実質組入比率…80％

公社債および短期金融資産の標準実質組入比率…20％

・組入比率の調整にあたっては、原則としてマザーファンド受益証券への投資比率を調整することで行ないますが、市況動向などによっては内外の有価証券などへの直接投資を行なうことがあります。

・また、資金動向などによっては組入比率を引き下げることもあります。

・株式以外の資産への実質投資割合（マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした割合を含みます。）は、原則として、信託財産の総額の50％以下とします。

・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

・各マザーファンドおよび短期金融資産の標準組入比率と投資方針は次の通りです。

≪日本株式ｲﾝﾃﾞｯｸｽTOPIXﾏｻﾞｰﾌｧﾝﾄﾞ≫（60％）

わが国の株式市場の動きをとらえることを目標に、TOPIX（東証株価指数）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。

≪海外株式ｲﾝﾃﾞｯｸｽMSCI-KOKUSAI（ﾍｯｼﾞなし）ﾏｻﾞｰﾌｧﾝﾄﾞ≫（20％）

世界の主要国の株式市場の動きをとらえることを目標に、MSCI-KOKUSAIインデックス（円ヘッジなし・円ベース）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。

≪日本債券ｲﾝﾃﾞｯｸｽﾏｻﾞｰﾌｧﾝﾄﾞ≫（5％）

わが国の債券市場の動きをとらえることを目標に、「NOMURA-BPI総合」の動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。

≪海外債券ｲﾝﾃﾞｯｸｽ（ﾍｯｼﾞなし）ﾏｻﾞｰﾌｧﾝﾄﾞ≫（10％）

世界の主要国の債券市場の動きをとらえることを目標に、シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。

≪短期金融資産≫（5％）

※基本投資比率は必要に応じて変更することがあります。

・なお、上記の基本投資比率からカイ離した場合は、一定のルールに従い基本投資比率になるように調整を行ないます。

2.主要投資対象

・「日本株式ｲﾝﾃﾞｯｸｽTOPIXﾏｻﾞｰﾌｧﾝﾄﾞ」

・「海外株式ｲﾝﾃﾞｯｸｽMSCI-KOKUSAI(ﾍｯｼﾞなし)ﾏｻﾞｰﾌｧﾝﾄﾞ」

・「日本債券ｲﾝﾃﾞｯｸｽﾏｻﾞｰﾌｧﾝﾄﾞ」

・「海外債券ｲﾝﾃﾞｯｸｽ(ﾍｯｼﾞなし)ﾏｻﾞｰﾌｧﾝﾄﾞ」

3.主な投資制限

・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には、制限を設けません。

・投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の総額の5％以下とします。

・外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の総額の50％以下とします。

4.ベンチマーク

投資対象となる各マザーファンドのベンチマークにマザーファンドの投資比率を加重して作成した指数

5.信託設定日

2002年12月10日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

委託者は、信託期間中において、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

8.決算日

毎年11月6日（休業日の場合は翌営業日）

9.信託報酬

純資産総額に対して年0.216％（税抜0.20％）

内訳：委託会社0.07％、受託会社0.03％、販売会社0.10％

※内訳の率は税抜です。別途消費税がかかります。

10.信託報酬以外のコスト

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

① 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および先物・オプション取引などに要する費用。

② 信託財産の財務諸表の監査に要する費用（日々、計上されます。）。

③ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外貨建資産の保管などに要する費用、解約に伴なう支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。

＊監査費用、売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

確定拠出年金向け説明資料

運営管理機関：株式会社SBI証券

DCインデックスバランス（株式80）

投資信託協会分類：追加型投信／内外／資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

年1回の決算時（原則として11月6日）に収益分配方針に基づき収益分配を行ないます。分配金は、自動的に再投資されます。

17.お申込不可日等

金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込・解約請求を中止等する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金制度上は運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

解約価額×保有口数

注：解約価額が10,000口当たりで表示されている場合は10,000で除して下さい。

22.委託会社

日興アセットマネジメント株式会社

（信託財産の運用指図などを行ないます。）

23.受託会社

野村信託銀行株式会社

（信託財産の保管・管理・計算などを行ないます。）

24.基準価額の主な変動要因等

1. 価格変動リスク

・一般に株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。

・一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。

2. 流動性リスク

市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

3. 信用リスク

・一般に投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト（債務不履行）や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があり、廃止される恐れや廃止となる場合も発行体の株式などの価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。

・一般に公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。

・格付を有する債券については、当該格付の変更に伴ない価格が下落するリスクもあります。

・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがありますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

4. 為替変動リスク

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

iFree 8資産バランス

投資信託協会分類：追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

イ. 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、次の資産クラスに投資を行ない、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。
1. 国内株式 2. 先進国株式 3. 新興国株式 4. 国内債券
5. 先進国債券 6. 新興国債券 7. 国内リート 8. 海外リート
ロ. 各資産クラスの配分比率については、均等とすることを目標とします。
ハ. 各資産クラスの配分比率の合計は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。
ニ. 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。
ホ. 安定した収益の確保および効率的な運用を行なうためのものとして定める次の目的により投資する場合を除き、法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引にかかる権利に対する投資として運用を行ないません。
(a) 投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的
(b) 信託財産の資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益または損失の増加または減少の生じるおそれをいいます。）を減じる目的
(c) 法人税法施行規則第27条の7第1項第6号に規定する先物外国為替取引により、信託財産の資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的
ヘ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

①トピックス・インデックス・マザーファンドの投資方針
投資成果を東証株価指数の動きにできるだけ連動させるため、次のポートフォリオ管理を行ないます。
イ. 上記投資対象銘柄のうちの200銘柄以上に、原則として、分散投資を行ないます。
ロ. ポートフォリオは、東証株価指数における業種別、銘柄別時価構成比率等を参考に、東証株価指数との連動性を維持するよう構築します。
ハ. 株式の組入比率は、高位を保ちます。

②外国株式インデックスマザーファンドの投資方針
イ. 主として外国の株式（預託証書を含みます。）に投資し、投資成果をMSCIコクサイ指数（円ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行なうことを基本とします。
ロ. 保有外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、配当金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。
ハ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

③ダイワ新興国株式ファンダメンタル・インデックス・マザーファンドの投資方針
イ. 主として、新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。以下同じ。）（※）に投資し、投資成果をFTSE RAFI エマージング インデックス（円換算）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。
※ 効率性の観点からFTSE RAFI エマージング インデックスとの連動をめざすETF（上場投資信託証券）に投資する場合があります。
ロ. 株式およびETF（上場投資信託証券）の組入比率の合計は、通常の状態で信託財産の純資産総額の80%程度以上に維持することを基本とします。
ハ. 運用の効率化をはかるため、株価指数先物取引等や外国為替予約取引等を利用することがあります。このため、株式の組入総額ならびに株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。また、外貨建資産の組入総額ならびに外国為替予約取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
ニ. 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。
ホ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

④ダイワ日本債券インデックスマザーファンド（BPI）の投資方針
イ. 主としてわが国の公社債等（各種の債権や資産を担保・裏付けとして発行された証券を含みます。）に投資しベンチマーク（NOMURA－BPI総合指数）の動きに連動する投資成果をめざします。
ロ. 運用の効率化を図るため、債券先物取引等を利用することがあります。このため、公社債の組入総額ならびに債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
ハ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が生じたとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

⑤外国債券インデックスマザーファンドの投資方針
イ. 主として外国の公社債に投資し、投資成果をFTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行なうことを基本とします。
ロ. 保有外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。
ハ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

⑥ダイワ新興国債券インデックス・マザーファンドの投資方針
イ. 主として、新興国通貨建ての債券に投資し、投資成果をJPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ グローバル ダイバーシファイド（円換算）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。
ロ. 運用の効率化をはかるため、債券先物取引等や外国為替予約取引等を利用することがあります。このため、債券の組入総額ならびに債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。また、外貨建資産の組入総額ならびに外国為替予約取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
ハ. 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。
ニ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、大和証券投資信託委託株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて、運営管理機関によって作成されましたが、その正確性・完全性を保証するものではありません。

確定拠出年金向け説明資料
運営管理機関：株式会社SBI証券
iFree 8資産バランス
投資信託協会分類：追加型投信/内外/資産複合
本商品は元本確保型の商品ではありません

⑦ダイワJ－REITマザーファンドの投資方針
イ. 東京証券取引所が算出・公表する「東証REIT指数」に連動する投資成果をめざして運用を行ないます。
ロ. 投資成果を「東証REIT指数」の動きにできるだけ連動させるため、組入銘柄は「東証REIT指数」の構成銘柄（採用予定を含みます。）とし、組入比率を高位に保ちます。
ハ. 運用の効率化を図るため、不動産投信指数先物取引を利用することがあります。このため、不動産投資信託証券の組入総額と不動産投信指数先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
ニ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が生じたとき、「東証REIT指数」が改廃されたとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

⑧ダイワ・グローバルREITインデックス・マザーファンドの投資方針
イ. 主として海外の金融商品取引所上場および店頭登録の不動産投資信託証券に投資し、ベンチマーク（S＆P先進国REIT指数（除く日本）（円ベース）をいいます。以下同じ。）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。
ロ. 組入銘柄はベンチマーク構成銘柄とし、不動産投資信託証券の組入比率を高位に保ちます。
ハ. 運用の効率化を図るため、不動産投信指数先物取引を利用することがあります。このため、不動産投資信託証券の組入総額と不動産投信指数先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
ニ. 保有外貨建資産の為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。
ホ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が生じたとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

2.主要投資対象

下記の各マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。
※ 各マザーファンドは、それぞれかっこ内に掲げる指数に採用されている資産に投資を行ない、投資成果を当該指数の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。

①トピックス・インデックス・マザーファンドの受益証券（東証株価指数）
※トピックス・インデックス・マザーファンドは東京証券取引所第一部上場株式（上場予定を含みます。）を投資対象とします。
②外国株式インデックスマザーファンドの受益証券（MSCIコクサイ指数（円ベース））
※外国株式インデックスマザーファンドは外国の株式（預託証書を含みます。）を主要投資対象とします。
③ダイワ新興国株式ファンダメンタル・インデックス・マザーファンドの受益証券（FTSE RAFI エマージング インデックス（円換算））
※ダイワ新興国株式ファンダメンタル・インデックス・マザーファンドは次の有価証券を主要投資対象とします。
イ. 新興国の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式（上場予定および店頭登録予定を含みます。）
ロ. 新興国の企業のDR（預託証券）
ハ. FTSE RAFI エマージング インデックスとの連動をめざすETF（上場投資信託証券）
④ダイワ日本債券インデックスマザーファンド（BPI）の受益証券（NOMURA－BPI総合指数）
※ダイワ日本債券インデックスマザーファンド（BPI）は内外の公社債等（各種の債権や資産を担保・裏付けとして発行された証券を含みます。）を主要投資対象とします。
⑤外国債券インデックスマザーファンドの受益証券（FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース））
※外国債券インデックスマザーファンドは外国の公社債を主要投資対象とします。
⑥ダイワ新興国債券インデックス・マザーファンドの受益証券（JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ グローバル ダイバーシファイド（円換算））
※ダイワ新興国債券インデックス・マザーファンドは新興国通貨建ての債券を主要投資対象とします。
⑦ダイワJ－REITマザーファンドの受益証券（東証REIT指数（配当込み））
※ダイワJ－REITマザーファンドはわが国の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。）の不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を主要投資対象とします。
⑧ダイワ・グローバルREITインデックス・マザーファンドの受益証券（S＆P先進国REIT指数（除く日本）（円ベース））
※ダイワ・グローバルREITインデックス・マザーファンドは海外の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。）および店頭登録（登録予定を含みます。）の不動産投資信託の受益証券または不動産投資法人の投資証券を主要投資対象とします。

3.主な投資制限

①株式への直接投資は、行ないません。
②外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

4.ベンチマーク

当ファンドにはベンチマークはありません。

5.信託設定日

2016年9月8日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

8.決算日

毎年9月7日（休業日の場合翌営業日）

■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、大和証券投資信託委託株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて、運営管理機関によって作成されましたが、その正確性・完全性を保証するものではありません。

iFree 8資産バランス

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

9.運用管理費用(信託報酬)

純資産総額に対して年率0.2376%(税抜0.22%)
内訳: 委託会社 年率0.108%(税抜0.10%)
販売会社 年率0.108%(税抜0.10%)
受託会社 年率0.0216%(税抜0.02%)
信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。
委託会社:ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価
販売会社:運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社:運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

10.運用管理費用(信託報酬)以外のコスト

① 信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。
② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
③ 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用(データ処理費用、郵送料等)は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。
④ 信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

(※)運用管理費用(信託報酬)以外のコストについては、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、上場不動産投資信託は市場価格により取引されており、費用を表示することができません。
<マザーファンドより支弁する手数料等>
各マザーファンドの投資対象等に応じて、信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

毎年9月7日(休場日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。収益分配金は、自動的に再投資されます。

17.お申込不可日等

ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行のいずれかの休業日と同じ日付の日を申込受付日とする受益権の取得および換金の申込みの受付けは行ないません。
金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等)が発生した場合には、購入、換金の申込みの受付けを中止すること、すでに受付けた購入の申込みを取消すことがあります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求を取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金制度上は運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

解約価額×保有口数
注:解約価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除してください。

22.委託会社

大和証券投資信託委託株式会社
(信託財産の運用指図、受益権の発行等を行ないます)

23.受託会社

三井住友信託銀行株式会社
(信託財産の保管・管理を行ないます)
再信託受託会社:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、大和証券投資信託委託株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて、運営管理機関によって作成されましたが、その正確性・完全性を保証するものではありません。

確定拠出年金向け説明資料
運営管理機関:株式会社SBI証券
iFree 8資産バランス
投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合
本商品は元本確保型の商品ではありません

24.基準価額の主な変動要因等

<価額変動リスク>
当ファンドは、株式、公社債、不動産投資信託証券など値動きのある証券(外国証券には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
投資信託は預貯金とは異なります。
投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申上げます。
基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

① 株価の変動(価格変動リスク・信用リスク)
株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります(発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。)。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
新興国の証券市場は、先進国の証券市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向が考えられます。

② 公社債の価格変動(価格変動リスク・信用リスク)
公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します(値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。)。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合(債務不履行)、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します(利息および償還金が支払われないこともあります。)。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
新興国の公社債は、先進国の公社債と比較して価格変動が大きく、債務不履行が生じるリスクが より高いものになると考えられます。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

③ リート(不動産投資信託)への投資に伴うリスク
イ. リートは、株式と同様に金融商品取引所等で売買され、その価格は、不動産市況に対する見通しや市場における需給等、さまざまな要因で変動します。
・リートには資産規模が小さく、流動性が低いものもあります。このようなリートへの投資は、流動性の高い株式等に比べ、より制約を受けることが考えられます。
・金利の上昇局面においては、他の、より利回りの高い債券等との比較でリートに対する投資価値が相対的に低下し、価格が下落することも想定されます。
ロ. リートの価格や配当は、リートの収益や財務内容の変動の影響を受けます。
・リートの収益は、所有する不動産から得られる賃料収入がその大半を占めます。したがって、賃料水準や入居率の低下等により賃料収入が減少した場合には、リートの収益が悪化し、価格や配当が下落することが考えられます。
・リートの資産価値は、所有する不動産の評価等により変動します。市況の悪化、不動産の老朽化等によってリートの資産価値が低下した場合には、価格が下落することがあります。なお、実物資産である不動産には、人的災害、自然災害等に伴って大きな損害が発生する可能性もあり、このような場合、リートの価格が大幅に下落することも想定されます。
・リートでは、投資資金を調達するために金融機関等から借入れを行なうことがあります。したがって、金利上昇局面において金利負担等が増加し、収益の悪化要因となることが考えられます。
・法人形態のリートでは、経営陣の運営如何によっては収益や財務内容が著しく悪化する可能性があります。リートが倒産等に陥り、投資資金が回収できなくなることもあります。
ハ. リートに関する法制度(税制、会計制度等)が変更となった場合、リートの価格や配当に影響を与えることが想定されます。
・その他、不動産を取巻く規制(建築規制、環境規制等)に変更があった場合も、リートの価格や配当が影響を受けることが考えられます。
・金融商品取引所が定める基準に抵触する等の理由から、リートが上場廃止になることもあります。
ニ. 組入リートの市場価格が下落した場合、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

④ 外国証券への投資に伴うリスク
イ. 為替リスク
外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。
当ファンドにおいては、保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。そのため、外貨建資産を実質的に組入れた部分は、為替レートの変動の影響を直接受けます。

ロ. カントリー・リスク
投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。
新興国の経済状況は、先進国経済に比較して脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化、また、政治不安や社会不安あるいは他国との外交関係の悪化などが市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制など数々の規制が緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により証券市場が著しい悪影響を被る可能性もあります。
新興国においては、先進国と比較して、証券の決済、保管等にかかる制度やインフラストラクチャーが未発達であったり、証券の売買を行なう当該国の仲介業者等の固有の事由等により、決済の遅延、不能等が発生する可能性も想定されます。そのような場合、ファンドの基準価額に悪影響が生じる可能性があります。
実質的な投資対象である証券が上場または取引されている新興国の税制は先進国と異なる面がある場合があります。また、税制が変更されたり、あるいは新たな税制が適用されることにより、基準価額が影響を受ける可能性があります。

■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、大和証券投資信託委託株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて、運営管理機関によって作成されましたが、その正確性・完全性を保証するものではありません。

iFree 8資産バランス

投資信託協会分類：追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

⑤ その他
イ. 解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。
ロ. ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります(信用リスク)。この場合、基準価額が下落する要因となります。

■特定の指数について■

・東証株価指数(TOPIX)
TOPIXの指数値及びTOPIXの商標は、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利、ノウハウ及びTOPIXの商標に関するすべての権利は株式会社東京証券取引所が有しています。株式会社東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出若しくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出若しくは公表の停止又はTOPIXの商標の変更若しくは使用の停止を行なうことができます。

・MSCIコクサイ指数
MSCIコクサイ指数は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界主要国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。MSCIコクサイ指数(円ベース)は、MSCIコクサイ指数(ヘッジなし・米ドルベース)をもとに、MSCI Inc.の承諾を得て大和証券投資信託委託株式会社が計算したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

・FTSE RAFI エマージング インデックス
FTSE RAFI エマージング インデックス(円換算)は、FTSE RAFI エマージング インデックス(米ドルベース)をもとに、FTSE International Limitedの承諾を得て委託会社が計算したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE International LimitedとResearch Affiliates LLCに帰属します。また、FTSE International Limitedは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

・NOMURA－BPI総合指数
「NOMURA-BPI」とは、野村證券株式会社によって計算され、公表される国内発行公募固定利付債の流通市場動向を表す指標です。「NOMURA-BPI」は、野村證券株式会社が公表している指数で、野村證券株式会社の知的財産です。野村證券株式会社は当ファンドの運用成果等に関し、一切責任を負うものではありません。

・FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)
FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

・JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ グローバル ダイバーシファイド(円換算)
JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス—エマージング・マーケッツ グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J. P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J. P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016, J. P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

・東証REIT指数(配当込み)
東証REIT指数(配当込み)に係る知的財産権は、株式会社東京証券取引所(東証)に帰属します。なお、本商品は東証により提供、保証又は販売されるものではなく、本商品に係る損害等について東証は責任を有しません。

・S&P先進国REIT指数
S&P先進国REIT指数(除く日本)(「当インデックス」)はS&P Dow Jones Indices LLC(「SPDJI」)の商品であり、これを利用するライセンスが大和証券投資信託委託株式会社に付与されています。Standard & Poor's®およびS&P®はStandard & Poor's Financial Services LLC(「S&P」)の登録商標で、Dow Jones®はDow Jones Trademark Holdings LLC(「Dow Jones」)の登録商標であり、これらの商標を利用するライセンスがSPDJIに、特定目的での利用を許諾するサブライセンスが大和証券投資信託委託株式会社にそれぞれ付与されています。当該ファンドは、SPDJI、Dow Jones、S&Pまたはそれぞれの関連会社によってスポンサー、保証、販売、または販売促進されているものではなく、これら関係者のいずれも、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行なわず、S&P先進国REIT指数(除く日本)の誤り、欠落、または中断に対して一切の責任も負いません。

■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、大和証券投資信託委託株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて、運営管理機関によって作成されましたが、その正確性・完全性を保証するものではありません。

eMAXIS 最適化バランス(マイゴールキーパー)

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

【ファンドの目的】
日本を含む世界各国の株式、公社債および不動産投資信託証券市場の値動きに連動する投資成果をめざします。
【ファンドの特色】
イボットソン・アソシエイツ・ジャパン(以下「イボットソン社」ということがあります。)が算出する最適化バランス指数に連動する投資成果をめざして運用を行います。
・ファンドの1口当たりの純資産額の変動率を最適化バランス指数(以下「ベンチマーク」という場合があります。)の変動率に連動させることを目的とした運用を行います。
・最適化バランス指数は、イボットソン・アソシエイツ・ジャパンがeMAXISシリーズのファンド*を参照して算出する指数であり、5つの目標リスク水準別指数の総称です。目標リスク水準別の指数は、eMAXISシリーズにおける各ファンドの対象インデックスの長期間にわたるデータを用いて期待収益率、リスク(標準偏差)等をそれぞれ推計した上で最適化(目標リスク水準に対してリターンが最大化される)を行い決定される資産クラス別比率に応じて、eMAXISシリーズのファンドの基準価額(分配金再投資)の騰落率を乗じることで算出されます。そのため、ファンド名につきましても「最適化バランス」という名称を付与しております。
なお、指数の資産クラス別比率の決定は、原則として年1回行います。
＊最適化バランス指数を算出するために参照したファンドは以下のとおりです。
＜最適化バランス(6%)指数＞
eMAXIS TOPIXインデックス、eMAXIS 先進国株式インデックス、eMAXIS 国内債券インデックス、eMAXIS 先進国債券インデックス、eMAXIS 国内リートインデックスおよびeMAXIS 先進国リートインデックス
・目標リスク水準は、ファンドおよびファンドが連動することをめざす指数の価格変動リスク(標準偏差)の目処を表示したものであり、ファンドのポートフォリオを構築する際の目標値として使用します。このため、ファンドの実際のリスク水準が目標リスク水準を上回る場合や下回る場合があります。
主として各マザーファンドの対象インデックスに採用されている日本を含む世界各国の株式、公社債(新興国株式、新興国債券を除く)および不動産投資信託証券を含みます。)に投資を行います。
・日本を含む先進国の株式、公社債および上場投資信託証券(不動産投資信託証券を含みます。)に投資を行います。
※実際の運用は各マザーファンドを通じて行います。
原則として、為替ヘッジは行いません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

【目標リスク水準(標準偏差)】

ファンド名	ファンドが連動することをめざす指数	目標リスク水準(年率標準偏差)
マイゴールキーパー	最適化バランス(6%)指数	6%程度

※標準偏差とは、リターンの振れ幅の大きさを定量的に測定する尺度です。標準偏差の値が大きいほど、ばらつきの幅が広く、リスクが大きいとされ、逆に値が小さいほど、ばらつきの幅が狭く、リスクは小さいとされます。

＜参考＞各マザーファンドの概要 ＊[ ]内は当該マザーファンドを投資対象とするeMAXISシリーズのファンド
＜TOPIXマザーファンド＞
東証株価指数(TOPIX)と連動する投資成果をめざして運用を行います。
[eMAXIS TOPIXインデックス]
＜外国株式インデックスマザーファンド＞
MSCI Kokusai Index(MSCIコクサイ インデックス)(円換算ベース)と連動する投資成果をめざして運用を行います。
[eMAXIS 先進国株式インデックス]
＜日本債券インデックスマザーファンド＞
NOMURA－BPI総合と連動する投資成果をめざして運用を行います。
[eMAXIS 国内債券インデックス]
＜外国債券インデックスマザーファンド＞
FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)と連動する投資成果をめざして運用を行います。
[eMAXIS 先進国債券インデックス]
＜東証REIT指数マザーファンド＞
東証REIT指数(配当込み)と連動する投資成果をめざして運用を行います。
[eMAXIS 国内リートインデックス]
＜MUAM G－REITマザーファンド＞
S&P先進国REITインデックス(除く日本、配当込み、円換算ベース)に連動する投資成果をめざして運用を行います。
[eMAXIS 先進国リートインデックス]

2.主要投資対象

運用は主に各マザーファンドへの投資を通じて、日本を含む世界各国の株式、公社債(新興国株式、新興国債券を除く)および不動産投資信託証券へ実質的に投資を行います。

3.主な投資制限

・株式への実質投資割合に制限を設けません。
・同一銘柄の株式への実質投資割合に制限を設けません。
・外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
・デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
・その他の投資制限もあります。

4.ベンチマーク

最適化バランス(6%)指数

5.信託設定日

2016年3月30日

6.信託期間

無期限

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

確定拠出年金向け説明資料
運営管理機関:株式会社SBI証券

eMAXIS 最適化バランス(マイゴールキーパー)

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

7.償還条項

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。(任意償還)
・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃されたときまたはやむを得ない事情が発生したとき
このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。
委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

8.決算日

毎年1月26日(休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

信託財産の純資産総額×**年率0.54%(税抜 年率0.5%)以内**

信託報酬率(税抜)の合計ならびに配分(委託会社および販売会社、受託会社)は、ファンドの純資産総額に応じて以下の通りとなります。

ファンドの純資産総額に応じて	信託報酬率(年率)		
	合計	委託会社および販売会社	受託会社
500億円未満の部分	0.50%	0.44%	0.06%
500億円以上1,000億円未満の部分	0.48%	0.43%	0.05%
1,000億円以上の部分	0.46%	0.42%	0.04%

委託会社および販売会社への配分(税抜)は、次の通りです。

各販売会社における取扱純資産総額に応じて	委託会社	販売会社
50億円未満の部分	信託報酬率から販売会社および受託会社の配分率を差し引いた率	0.22%
50億円以上100億円未満の部分		0.23%
100億円以上の部分		0.24%

※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。
※上場投資信託(リート)は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託の費用は表示しておりません。

10.信託報酬以外のコスト

①信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。
②信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外国株式インデックスマザーファンド、外国債券インデックスマザーファンド、東証REIT指数マザーファンドおよびMUAM G－REITマザーファンドの解約に伴う信託財産留保額、受託会社の立て替えた立替金の利息、借入金の利息および借入れに係る品借料は、受益者の負担として信託財産から支払われます。
③上記の信託事務の処理に要する諸費用には、有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等、外国での資産の保管等に要する費用等が含まれます。

(＊)「信託報酬以外のコスト」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

ご投資家のみなさまにご負担いただく手数料等の合計額については、お申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

11.購入単位

1円以上1円単位

12.購入価額

ご購入約定日の基準価額

13.購入時手数料

ありません。

14.換金価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

毎決算時に分配金額を決定します。
分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。
将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
収益分配金は、原則として再投資されます。

17.お申込不可日等

次のいずれかに該当する日には、購入・換金はできません。
・ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行の休業日
・ロンドン証券取引所、ロンドンの銀行の休業日
・オーストラリア証券取引所、シドニーの銀行の休業日
・ニューヨークまたはロンドンにおける債券市場の取引停止日
金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。
信託金の限度額に達しない場合でも、ファンドの運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向や資金流入の動向等に応じて、購入の申込みの受付を中止することがあります。
また、確定拠出年金制度上、購入・換金のお申込みができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金制度上運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

eMAXIS 最適化バランス（マイゴールキーパー）

投資信託協会分類：追加型投信／内外／資産複合／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

21.持分の計算方法

基準価額×保有口数
（注）基準価額が10,000口当たりで表示されている場合は10,000で除してください。

22.委託会社

三菱UFJ国際投信株式会社
（ファンドの運用の指図等を行います。）

23.受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社
（ファンドの財産の保管・管理等を行います。）
（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

24.基準価額の主な変動要因等

当ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。
したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
投資信託は預貯金と異なります。
当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重に投資のご判断を行っていただく必要があります。

①価格変動リスク
一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動し、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動し、また、不動産投資信託証券の価格は保有不動産等の価値やそこから得られる収益の増減等により変動するため、当ファンドはその影響を受け株式や公社債、不動産投資信託証券の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
保有不動産等の価値は、不動産市況、社会情勢等のマクロ的な要因の他、不動産の質や収益増減等の個別の要因によって変動しますが、災害等による保有不動産の滅失、劣化または毀損があった場合には、その影響を大きく受けることがあります。なお、保有不動産等から得られる収益は、賃料水準、稼働率、借入金利等の要因により変動します。
また、不動産投資信託証券は、株式と同様に上場市場で取引が行われ市場の需給を受けて価格が決定しますが、利回りに着目して取引される傾向もあるため、公社債と同様に、金利の影響を受けることがあります。よって、金利の上昇局面では、不動産投資信託証券に対する投資価値が相対的に低下し、不動産投資信託証券の市場価格が下落する場合があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

②為替変動リスク
実質的な主要投資対象である海外の株式や公社債、不動産投資信託証券は外貨建資産であり、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

③信用リスク
信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

④流動性リスク
有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている株式や公社債、不動産投資信託証券の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
また、不動産投資信託証券は、株式と比べ市場規模が小さく、また、一般的に取引量も少ないため、流動性リスクも高い傾向にあります。

※留意事項
・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
・当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。
・当ファンドは、最適化バランス指数の動きに連動することをめざして運用を行いますが、信託報酬、売買委託手数料等を負担すること、指数先物取引と当該指数の動きが連動しないこと、売買約定価格と当該指数の評価価格の差が生じること、指数構成銘柄と組入銘柄の違いおよびそれらの構成比に違いが生じること、当該指数を構成する銘柄が変更になること、為替の評価による影響等の要因によりカイ離を生じることがあります。
・不動産投資信託証券および不動産投資信託証券が保有する不動産に係る法律、税制、会計などの制度変更が、不動産投資信託証券の価格や配当率に影響を及ぼすことがあります。不動産投資信託証券の投資口数が増加する場合、1口当たりの不動産投資信託証券の収益性が低下することがあります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

eMAXIS 最適化バランス(マイディフェンダー)

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

【ファンドの目的】
日本を含む世界各国の株式、公社債および不動産投資信託証券市場の値動きに連動する投資成果をめざします。
【ファンドの特色】
イボットソン・アソシエイツ・ジャパン(以下「イボットソン社」ということがあります。)が算出する最適化バランス指数に連動する投資成果をめざして運用を行います。
・ファンドの1口当たりの純資産額の変動率を最適化バランス指数(以下「ベンチマーク」という場合があります。)の変動率に連動させることを目的とした運用を行います。
・最適化バランス指数は、イボットソン・アソシエイツ・ジャパンがeMAXISシリーズのファンド*を参照して算出する指数であり、5つの目標リスク水準別指数の総称です。目標リスク水準別の指数は、eMAXISシリーズにおける各ファンドの対象インデックスの長期間にわたるデータを用いて期待収益率、リスク(標準偏差)等をそれぞれ推計した上で最適化(目標リスク水準に対してリターンが最大化される)を行い決定される資産クラス別比率に応じて、eMAXISシリーズのファンドの基準価額(分配金再投資)の騰落率を乗じることで算出されます。そのため、ファンド名につきましても「最適化バランス」という名称を付与しております。
なお、指数の資産クラス別比率の決定は、原則として年1回行います。
*最適化バランス指数を算出するために参照したファンドは以下のとおりです。
<最適化バランス(9%)指数>
eMAXIS TOPIXインデックス、eMAXIS 先進国株式インデックス、eMAXIS 新興国株式インデックス、eMAXIS 国内債券インデックス、eMAXIS 先進国債券インデックス、eMAXIS 新興国債券インデックス、eMAXIS 国内リートインデックスおよびeMAXIS 先進国リートインデックス
・目標リスク水準は、ファンドおよびファンドが連動することをめざす指数の価格変動リスク(標準偏差)の目処を表示したものであり、ファンドのポートフォリオを構築する際の目標値として使用します。このため、ファンドの実際のリスク水準が目標リスク水準を上回る場合や下回る場合があります。
主として各マザーファンドの対象インデックスに採用されている日本を含む世界各国の株式、公社債および不動産投資信託証券に投資を行います。
・日本を含む世界各国の株式(DR(預託証券)を含みます。)、公社債および上場投資信託証券(不動産投資信託証券を含みます。)に投資を行います。
※実際の運用は各マザーファンドを通じて行います。
原則として、為替ヘッジは行いません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

【目標リスク水準(標準偏差)】

ファンド名	ファンドが連動することをめざす指数	目標リスク水準(年率標準偏差)
マイディフェンダー	最適化バランス(9%)指数	9%程度

※標準偏差とは、リターンの振れ幅の大きさを定量的に測定する尺度です。標準偏差の値が大きいほど、ばらつきの幅が広く、リスクが大きいとされ、逆に値が小さいほど、ばらつきの幅が狭く、リスクは小さいとされます。

<参考>各マザーファンドの概要 *[ ]内は当該マザーファンドを投資対象とするeMAXISシリーズのファンド
<TOPIXマザーファンド>
東証株価指数(TOPIX)と連動する投資成果をめざして運用を行います。
[eMAXIS TOPIXインデックス]
<外国株式インデックスマザーファンド>
MSCI Kokusai Index(MSCIコクサイ インデックス)(円換算ベース)と連動する投資成果をめざして運用を行います。
[eMAXIS 先進国株式インデックス]
<新興国株式インデックスマザーファンド>
MSCI エマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース)と連動した投資成果をめざして運用を行います。
[eMAXIS 新興国株式インデックス]
<日本債券インデックスマザーファンド>
NOMURA-BPI総合と連動する投資成果をめざして運用を行います。
[eMAXIS 国内債券インデックス]
<外国債券インデックスマザーファンド>
FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)と連動する投資成果をめざして運用を行います。
[eMAXIS 先進国債券インデックス]
<新興国債券インデックスマザーファンド>
JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円換算ベース)に連動する投資成果をめざして運用を行います。
[eMAXIS 新興国債券インデックス]
<東証REIT指数マザーファンド>
東証REIT指数(配当込み)と連動する投資成果をめざして運用を行います。
[eMAXIS 国内リートインデックス]
<MUAM G-REITマザーファンド>
S&P先進国REITインデックス(除く日本、配当込み、円換算ベース)に連動する投資成果をめざして運用を行います。
[eMAXIS 先進国リートインデックス]

2.主要投資対象

運用は主に各マザーファンドへの投資を通じて、日本を含む世界各国の株式、公社債および不動産投資信託証券へ実質的に投資を行います。

3.主な投資制限

・株式への実質投資割合に制限を設けません。
・同一銘柄の株式への実質投資割合に制限を設けません。
・外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
・デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
・その他の投資制限もあります。

4.ベンチマーク

最適化バランス(9%)指数

5.信託設定日

2016年3月30日

6.信託期間

無期限

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

確定拠出年金向け説明資料
運営管理機関:株式会社SBI証券

eMAXIS 最適化バランス(マイディフェンダー)

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

7.償還条項

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。(任意償還)
・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃されたときまたはやむを得ない事情が発生したとき
このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。
委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

8.決算日

毎年1月26日(休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

信託財産の純資産総額×**年率0.54%(税抜 年率0.5%)以内**

信託報酬率(税抜)の合計ならびに配分(委託会社および販売会社、受託会社)は、ファンドの純資産総額に応じて以下の通りとなります。

ファンドの純資産総額に応じて	信託報酬率(年率)		
	合計	委託会社および販売会社	受託会社
500億円未満の部分	**0.50%**	0.44%	0.06%
500億円以上1,000億円未満の部分	**0.48%**	0.43%	0.05%
1,000億円以上の部分	**0.46%**	0.42%	0.04%

委託会社および販売会社への配分(税抜)は、次の通りです。

各販売会社における取扱純資産総額に応じて	委託会社	販売会社
50億円未満の部分	信託報酬率から販売会社および受託会社の配分率を差し引いた率	0.22%
50億円以上100億円未満の部分		0.23%
100億円以上の部分		0.24%

※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。
※上場投資信託(リート)は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託の費用は表示しておりません。

10.信託報酬以外のコスト

①信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。
②信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外国株式インデックスマザーファンド、新興国株式インデックスマザーファンド、外国債券インデックスマザーファンド、新興国債券インデックスマザーファンド、東証REIT指数マザーファンドおよびMUAM G-REITマザーファンドの解約に伴う信託財産留保額、受託会社の立て替えた立替金の利息、借入金の利息および借入れに係る品借料は、受益者の負担として信託財産から支払われます。
③上記の信託事務の処理に要する諸費用には、有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等、外国での資産の保管等に要する費用等が含まれます。

(*)「信託報酬以外のコスト」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

ご投資家のみなさまにご負担いただく手数料等の合計額については、お申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

11.購入単位

1円以上1円単位

12.購入価額

ご購入約定日の基準価額

13.購入時手数料

ありません。

14.換金価額

ご売却約定日の基準価額-信託財産留保額

15.信託財産留保額

ご売却約定日の基準価額×0.05%

16.収益分配

毎決算時に分配金額を決定します。
分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。
将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
収益分配金は、原則として再投資されます。

17.お申込不可日等

次のいずれかに該当する日には、購入・換金はできません。
・ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行の休業日
・ロンドン証券取引所、ロンドンの銀行の休業日
・香港取引所、香港の銀行の休業日
・オーストラリア証券取引所、シドニーの銀行の休業日
・ニューヨークまたはロンドンにおける債券市場の取引停止日
金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情(投資対象国・地域における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。
信託金の限度額に達しない場合でも、ファンドの運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向や資金流入の動向等に応じて、購入の申込みの受付を中止することがあります。
また、確定拠出年金制度上、購入・換金のお申込みができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金制度上運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

eMAXIS 最適化バランス（マイディフェンダー）

投資信託協会分類：追加型投信／内外／資産複合／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

21.持分の計算方法

解約価額×保有口数
（注）解約価額とは基準価額から信託財産留保額を控除した額をいいます。基準価額・解約価額が10,000口当たりで表示されている場合は10,000で除してください。

22.委託会社

三菱UFJ国際投信株式会社
（ファンドの運用の指図等を行います。）

23.受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社
（ファンドの財産の保管・管理等を行います。）
（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

24.基準価額の主な変動要因等

当ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。
したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
投資信託は預貯金と異なります。
当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重に投資のご判断を行っていただく必要があります。

①価格変動リスク
一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動し、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動し、また、不動産投資信託証券の価格は保有不動産等の価値やそこから得られる収益の増減等により変動するため、当ファンドはその影響を受け株式や公社債、不動産投資信託証券の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
保有不動産等の価値は、不動産市況、社会情勢等のマクロ的な要因の他、不動産の質や収益増減等の個別の要因によって変動しますが、災害等による保有不動産の滅失、劣化または毀損があった場合には、その影響を大きく受けることがあります。なお、保有不動産等から得られる収益は、賃料水準、稼働率、借入金利等の要因により変動します。
また、不動産投資信託証券は、株式と同様に上場市場で取引が行われ市場の需給を受けて価格が決定しますが、利回りに着目して取引される傾向もあるため、公社債と同様に、金利の影響を受けることがあります。よって、金利の上昇局面では、不動産投資信託証券に対する投資価値が相対的に低下し、不動産投資信託証券の市場価格が下落する場合があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

②為替変動リスク
実質的な主要投資対象である海外の株式や公社債、不動産投資信託証券は外貨建資産であり、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

③信用リスク
信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

④流動性リスク
有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている株式や公社債、不動産投資信託証券の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
また、不動産投資信託証券は、株式と比べ市場規模が小さく、また、一般的に取引量も少ないため、流動性リスクも高い傾向にあります。

⑤カントリーリスク
新興国への投資は、先進国への投資を行う場合に比べ、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響を受けることにより、価格変動・為替変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込む可能性が高まることがあります。

※留意事項
・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
・当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。
・当ファンドは、最適化バランス指数の動きに連動することをめざして運用を行いますが、信託報酬、売買委託手数料等を負担すること、指数先物取引と当該指数の動きが連動しないこと、売買約定価格と当該指数の評価価格の差が生じること、指数構成銘柄と組入銘柄の違いおよびそれらの構成比に違いが生じること、当該指数を構成する銘柄が変更になること、為替の評価による影響等の要因によりカイ離を生じることがあります。
・不動産投資信託証券および不動産投資信託証券が保有する不動産に係る法律、税制、会計などの制度変更が、不動産投資信託証券の価格や配当率に影響を及ぼすことがあります。不動産投資信託証券の投資口数が増加する場合、1口当たりの不動産投資信託証券の収益性が低下することがあります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

eMAXIS 最適化バランス(マイミッドフィルダー)

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

【ファンドの目的】
日本を含む世界各国の株式、公社債および不動産投資信託証券市場の値動きに連動する投資成果をめざします。
【ファンドの特色】
イボットソン・アソシエイツ・ジャパン(以下「イボットソン社」ということがあります。)が算出する最適化バランス指数に連動する投資成果をめざして運用を行います。
・ファンドの1口当たりの純資産額の変動率を最適化バランス指数(以下「ベンチマーク」という場合があります。)の変動率に連動させることを目的とした運用を行います。
・最適化バランス指数は、イボットソン・アソシエイツ・ジャパンがeMAXISシリーズのファンド*を参照して算出する指数であり、5つの目標リスク水準別指数の総称です。目標リスク水準別の指数は、eMAXISシリーズにおける各ファンドの対象インデックスの長期間にわたるデータを用いて期待収益率、リスク(標準偏差)等をそれぞれ推計した上で最適化(目標リスク水準に対してリターンが最大化される)を行い決定される資産クラス別比率に応じて、eMAXISシリーズのファンドの基準価額(分配金再投資)の騰落率を乗じることで算出されます。そのため、ファンド名につきましても「最適化バランス」という名称を付与しております。
なお、指数の資産クラス別比率の決定は、原則として年1回行います。
*最適化バランス指数を算出するために参照したファンドは以下のとおりです。
<最適化バランス(12%)指数>
eMAXIS TOPIXインデックス、eMAXIS 先進国株式インデックス、eMAXIS 新興国株式インデックス、eMAXIS 国内債券インデックス、eMAXIS 先進国債券インデックス、eMAXIS 新興国債券インデックス、eMAXIS 国内リートインデックスおよびeMAXIS 先進国リートインデックス
・目標リスク水準は、ファンドおよびファンドが連動することをめざす指数の価格変動リスク(標準偏差)の目処を表示したものであり、ファンドのポートフォリオを構築する際の目標値として使用します。このため、ファンドの実際のリスク水準が目標リスク水準を上回る場合や下回る場合があります。
主として各マザーファンドの対象インデックスに採用されている日本を含む世界各国の株式、公社債および不動産投資信託証券に投資を行います。
・日本を含む世界各国の株式(DR(預託証券)を含みます。)、公社債および上場投資信託証券(不動産投資信託証券を含みます。)に投資を行います。
※実際の運用は各マザーファンドを通じて行います。
原則として、為替ヘッジは行いません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

【目標リスク水準(標準偏差)】

ファンド名	ファンドが連動することをめざす指数	目標リスク水準(年率標準偏差)
マイミッドフィルダー	最適化バランス(12%)指数	12%程度

※標準偏差とは、リターンの振れ幅の大きさを定量的に測定する尺度です。標準偏差の値が大きいほど、ばらつきの幅が広く、リスクが大きいとされ、逆に値が小さいほど、ばらつきの幅が狭く、リスクは小さいとされます。

<参考>各マザーファンドの概要 *[ ]内は当該マザーファンドを投資対象とするeMAXISシリーズのファンド
<TOPIXマザーファンド>
東証株価指数(TOPIX)と連動する投資成果をめざして運用を行います。
[eMAXIS TOPIXインデックス]
<外国株式インデックスマザーファンド>
MSCI Kokusai Index(MSCIコクサイ インデックス)(円換算ベース)と連動する投資成果をめざして運用を行います。
[eMAXIS 先進国株式インデックス]
<新興国株式インデックスマザーファンド>
MSCI エマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース)と連動した投資成果をめざして運用を行います。
[eMAXIS 新興国株式インデックス]
<日本債券インデックスマザーファンド>
NOMURA-BPI総合と連動する投資成果をめざして運用を行います。
[eMAXIS 国内債券インデックス]
<外国債券インデックスマザーファンド>
FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)と連動する投資成果をめざして運用を行います。
[eMAXIS 先進国債券インデックス]
<新興国債券インデックスマザーファンド>
JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円換算ベース)に連動する投資成果をめざして運用を行います。
[eMAXIS 新興国債券インデックス]
<東証REIT指数マザーファンド>
東証REIT指数(配当込み)と連動する投資成果をめざして運用を行います。
[eMAXIS 国内リートインデックス]
<MUAM G-REITマザーファンド>
S&P先進国REITインデックス(除く日本、配当込み、円換算ベース)に連動する投資成果をめざして運用を行います。
[eMAXIS 先進国リートインデックス]

2.主要投資対象

運用は主に各マザーファンドへの投資を通じて、日本を含む世界各国の株式、公社債および不動産投資信託証券へ実質的に投資を行います。

3.主な投資制限

・株式への実質投資割合に制限を設けません。
・同一銘柄の株式への実質投資割合に制限を設けません。
・外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
・デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
・その他の投資制限もあります。

4.ベンチマーク

最適化バランス(12%)指数

5.信託設定日

2016年3月30日

6.信託期間

無期限

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

確定拠出年金向け説明資料
運営管理機関:株式会社SBI証券

eMAXIS 最適化バランス(マイミッドフィルダー)

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

7.償還条項

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。(任意償還)
・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃されたときまたはやむを得ない事情が発生したとき
このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。
委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

8.決算日

毎年1月26日(休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

信託財産の純資産総額×**年率0.54%(税抜 年率0.5%)以内**

信託報酬率(税抜)の合計ならびに配分(委託会社および販売会社、受託会社)は、ファンドの純資産総額に応じて以下の通りとなります。

ファンドの純資産総額に応じて	信託報酬率(年率)		
	合計	委託会社および販売会社	受託会社
500億円未満の部分	**0.50%**	0.44%	0.06%
500億円以上1,000億円未満の部分	**0.48%**	0.43%	0.05%
1,000億円以上の部分	**0.46%**	0.42%	0.04%

委託会社および販売会社への配分(税抜)は、次の通りです。

各販売会社における取扱純資産総額に応じて	委託会社	販売会社
50億円未満の部分	信託報酬率から販売会社および受託会社の配分率を差し引いた率	0.22%
50億円以上100億円未満の部分		0.23%
100億円以上の部分		0.24%

※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。
※上場投資信託(リート)は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託の費用は表示しておりません。

10.信託報酬以外のコスト

①信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。
②信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外国株式インデックスマザーファンド、新興国株式インデックスマザーファンド、外国債券インデックスマザーファンド、新興国債券インデックスマザーファンド、東証REIT指数マザーファンドおよびMUAM G-REITマザーファンドの解約に伴う信託財産留保額、受託会社の立て替えた立替金の利息、借入金の利息および借入れに係る品借料は、受益者の負担として信託財産から支払われます。
③上記の信託事務の処理に要する諸費用には、有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等、外国での資産の保管等に要する費用等が含まれます。

(*)「信託報酬以外のコスト」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

ご投資家のみなさまにご負担いただく手数料等の合計額については、お申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

11.購入単位

1円以上1円単位

12.購入価額

ご購入約定日の基準価額

13.購入時手数料

ありません。

14.換金価額

ご売却約定日の基準価額-信託財産留保額

15.信託財産留保額

ご売却約定日の基準価額×0.05%

16.収益分配

毎決算時に分配金額を決定します。
分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。
将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
収益分配金は、原則として再投資されます。

17.お申込不可日等

次のいずれかに該当する日には、購入・換金はできません。
・ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行の休業日
・ロンドン証券取引所、ロンドンの銀行の休業日
・香港取引所、香港の銀行の休業日
・オーストラリア証券取引所、シドニーの銀行の休業日
・ニューヨークまたはロンドンにおける債券市場の取引停止日
金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情(投資対象国・地域における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。
信託金の限度額に達しない場合でも、ファンドの運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向や資金流入の動向等に応じて、購入の申込みの受付を中止することがあります。
また、確定拠出年金制度上、購入・換金のお申込みができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金制度上運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

eMAXIS 最適化バランス（マイミッドフィルダー）

投資信託協会分類：追加型投信／内外／資産複合／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

21.持分の計算方法

解約価額×保有口数
（注）解約価額とは基準価額から信託財産留保額を控除した額をいいます。基準価額・解約価額が10,000口当たりで表示されている場合は10,000で除してください。

22.委託会社

三菱UFJ国際投信株式会社
（ファンドの運用の指図等を行います。）

23.受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社
（ファンドの財産の保管・管理等を行います。）
（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

24.基準価額の主な変動要因等

当ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。
したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
投資信託は預貯金と異なります。
当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重に投資のご判断を行っていただく必要があります。

①価格変動リスク
一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動し、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動し、また、不動産投資信託証券の価格は保有不動産等の価値やそこから得られる収益の増減等により変動するため、当ファンドはその影響を受け株式や公社債、不動産投資信託証券の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
保有不動産等の価値は、不動産市況、社会情勢等のマクロ的な要因の他、不動産の質や収益増減等の個別の要因によって変動しますが、災害等による保有不動産の滅失、劣化または毀損があった場合には、その影響を大きく受けることがあります。なお、保有不動産等から得られる収益は、賃料水準、稼働率、借入金利等の要因により変動します。
また、不動産投資信託証券は、株式と同様に上場市場で取引が行われ市場の需給を受けて価格が決定しますが、利回りに着目して取引される傾向もあるため、公社債と同様に、金利の影響を受けることがあります。よって、金利の上昇局面では、不動産投資信託証券に対する投資価値が相対的に低下し、不動産投資信託証券の市場価格が下落する場合があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

②為替変動リスク
実質的な主要投資対象である海外の株式や公社債、不動産投資信託証券は外貨建資産であり、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

③信用リスク
信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

④流動性リスク
有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている株式や公社債、不動産投資信託証券の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
また、不動産投資信託証券は、株式と比べ市場規模が小さく、また、一般的に取引量も少ないため、流動性リスクも高い傾向にあります。

⑤カントリーリスク
新興国への投資は、先進国への投資を行う場合に比べ、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響を受けることにより、価格変動・為替変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込む可能性が高まることがあります。

※留意事項
・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
・当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。
・当ファンドは、最適化バランス指数の動きに連動することをめざして運用を行いますが、信託報酬、売買委託手数料等を負担すること、指数先物取引と当該指数の動きが連動しないこと、売買約定価格と当該指数の評価価格の差が生じること、指数構成銘柄と組入銘柄の違いおよびそれらの構成比に違いが生じること、当該指数を構成する銘柄が変更になること、為替の評価による影響等の要因によりカイ離を生じることがあります。
・不動産投資信託証券および不動産投資信託証券が保有する不動産に係る法律、税制、会計などの制度変更が、不動産投資信託証券の価格や配当率に影響を及ぼすことがあります。不動産投資信託証券の投資口数が増加する場合、1口当たりの不動産投資信託証券の収益性が低下することがあります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

eMAXIS 最適化バランス(マイフォワード)

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

【ファンドの目的】
日本を含む世界各国の株式、公社債および不動産投資信託証券市場の値動きに連動する投資成果をめざします。
【ファンドの特色】
イボットソン・アソシエイツ・ジャパン(以下「イボットソン社」ということがあります。)が算出する最適化バランス指数に連動する投資成果をめざして運用を行います。
・ファンドの1口当たりの純資産額の変動率を最適化バランス指数(以下「ベンチマーク」という場合があります。)の変動率に連動させることを目的とした運用を行います。
・最適化バランス指数は、イボットソン・アソシエイツ・ジャパンがeMAXISシリーズのファンド*を参照して算出する指数であり、5つの目標リスク水準別指数の総称です。目標リスク水準別の指数は、eMAXISシリーズにおける各ファンドの対象インデックスの長期間にわたるデータを用いて期待収益率、リスク(標準偏差)等をそれぞれ推計した上で最適化(目標リスク水準に対してリターンが最大化される)を行い決定される資産クラス別比率に応じて、eMAXISシリーズのファンドの基準価額(分配金再投資)の騰落率を乗じることで算出されます。そのため、ファンド名につきましても「最適化バランス」という名称を付与しております。
なお、指数の資産クラス別比率の決定は、原則として年1回行います。
*最適化バランス指数を算出するために参照したファンドは以下のとおりです。
<最適化バランス(16%)指数>
eMAXIS TOPIXインデックス、eMAXIS 先進国株式インデックス、eMAXIS 新興国株式インデックス、eMAXIS 国内債券インデックス、eMAXIS 先進国債券インデックス、eMAXIS 新興国債券インデックス、eMAXIS 国内リートインデックスおよびeMAXIS 先進国リートインデックス
・目標リスク水準は、ファンドおよびファンドが連動することをめざす指数の価格変動リスク(標準偏差)の目処を表示したものであり、ファンドのポートフォリオを構築する際の目標値として使用します。このため、ファンドの実際のリスク水準が目標リスク水準を上回る場合や下回る場合があります。
主として各マザーファンドの対象インデックスに採用されている日本を含む世界各国の株式、公社債および不動産投資信託証券に投資を行います。
・日本を含む世界各国の株式(DR(預託証券)を含みます。)、公社債および上場投資信託証券(不動産投資信託証券を含みます。)に投資を行います。
※実際の運用は各マザーファンドを通じて行います。
原則として、為替ヘッジは行いません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

【目標リスク水準(標準偏差)】

ファンド名	ファンドが連動することをめざす指数	目標リスク水準(年率標準偏差)
マイフォワード	最適化バランス(16%)指数	16%程度

※標準偏差とは、リターンの振れ幅の大きさを定量的に測定する尺度です。標準偏差の値が大きいほど、ばらつきの幅が広く、リスクが大きいとされ、逆に値が小さいほど、ばらつきの幅が狭く、リスクは小さいとされます。

<参考>各マザーファンドの概要 *[ ]内は当該マザーファンドを投資対象とするeMAXISシリーズのファンド
<TOPIXマザーファンド>
東証株価指数(TOPIX)と連動する投資成果をめざして運用を行います。
[eMAXIS TOPIXインデックス]
<外国株式インデックスマザーファンド>
MSCI Kokusai Index(MSCIコクサイ インデックス)(円換算ベース)と連動する投資成果をめざして運用を行います。
[eMAXIS 先進国株式インデックス]
<新興国株式インデックスマザーファンド>
MSCI エマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース)と連動した投資成果をめざして運用を行います。
[eMAXIS 新興国株式インデックス]
<日本債券インデックスマザーファンド>
NOMURA-BPI総合と連動する投資成果をめざして運用を行います。
[eMAXIS 国内債券インデックス]
<外国債券インデックスマザーファンド>
FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)と連動する投資成果をめざして運用を行います。
[eMAXIS 先進国債券インデックス]
<新興国債券インデックスマザーファンド>
JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円換算ベース)に連動する投資成果をめざして運用を行います。
[eMAXIS 新興国債券インデックス]
<東証REIT指数マザーファンド>
東証REIT指数(配当込み)と連動する投資成果をめざして運用を行います。
[eMAXIS 国内リートインデックス]
<MUAM G-REITマザーファンド>
S&P先進国REITインデックス(除く日本、配当込み、円換算ベース)に連動する投資成果をめざして運用を行います。
[eMAXIS 先進国リートインデックス]

2.主要投資対象

運用は主に各マザーファンドへの投資を通じて、日本を含む世界各国の株式、公社債および不動産投資信託証券へ実質的に投資を行います。

3.主な投資制限

・株式への実質投資割合に制限を設けません。
・同一銘柄の株式への実質投資割合に制限を設けません。
・外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
・デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
・その他の投資制限もあります。

4.ベンチマーク

最適化バランス(16%)指数

5.信託設定日

2016年3月30日

6.信託期間

無期限

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

確定拠出年金向け説明資料
運営管理機関:株式会社SBI証券

eMAXIS 最適化バランス(マイフォワード)

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

7.償還条項

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。(任意償還)
・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃されたときまたはやむを得ない事情が発生したとき
このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。
委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

8.決算日

毎年1月26日(休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

信託財産の純資産総額×**年率0.54%(税抜 年率0.5%)以内**

信託報酬率(税抜)の合計ならびに配分(委託会社および販売会社、受託会社)は、ファンドの純資産総額に応じて以下の通りとなります。

ファンドの純資産総額に応じて	信託報酬率(年率)		
	合計	委託会社および販売会社	受託会社
500億円未満の部分	0.50%	0.44%	0.06%
500億円以上1,000億円未満の部分	0.48%	0.43%	0.05%
1,000億円以上の部分	0.46%	0.42%	0.04%

委託会社および販売会社への配分(税抜)は、次の通りです。

各販売会社における取扱純資産総額に応じて	委託会社	販売会社
50億円未満の部分	信託報酬率から販売会社および受託会社の配分率を差し引いた率	0.22%
50億円以上100億円未満の部分		0.23%
100億円以上の部分		0.24%

※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。
※上場投資信託(リート)は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託の費用は表示しておりません。

10.信託報酬以外のコスト

①信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。
②信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外国株式インデックスマザーファンド、新興国株式インデックスマザーファンド、外国債券インデックスマザーファンド、新興国債券インデックスマザーファンド、東証REIT指数マザーファンドおよびMUAM G-REITマザーファンドの解約に伴う信託財産留保額、受託会社の立て替えた立替金の利息、借入金の利息および借入れに係る品借料は、受益者の負担として信託財産から支払われます。
③上記の信託事務の処理に要する諸費用には、有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等、外国での資産の保管等に要する費用等が含まれます。

(*)「信託報酬以外のコスト」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

ご投資家のみなさまにご負担いただく手数料等の合計額については、お申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

11.購入単位

1円以上1円単位

12.購入価額

ご購入約定日の基準価額

13.購入時手数料

ありません。

14.換金価額

ご売却約定日の基準価額-信託財産留保額

15.信託財産留保額

ご売却約定日の基準価額×0.10%

16.収益分配

毎決算時に分配金額を決定します。
分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。
将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
収益分配金は、原則として再投資されます。

17.お申込不可日等

次のいずれかに該当する日には、購入・換金はできません。
・ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行の休業日
・ロンドン証券取引所、ロンドンの銀行の休業日
・香港取引所、香港の銀行の休業日
・オーストラリア証券取引所、シドニーの銀行の休業日
・ニューヨークまたはロンドンにおける債券市場の取引停止日
金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情(投資対象国・地域における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。
信託金の限度額に達しない場合でも、ファンドの運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向や資金流入の動向等に応じて、購入の申込みの受付を中止することがあります。
また、確定拠出年金制度上、購入・換金のお申込みができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金制度上運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

eMAXIS 最適化バランス（マイフォワード）

投資信託協会分類：追加型投信／内外／資産複合／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

21.持分の計算方法

解約価額×保有口数
（注）解約価額とは基準価額から信託財産留保額を控除した額をいいます。基準価額・解約価額が10,000口当たりで表示されている場合は10,000で除してください。

22.委託会社

三菱UFJ国際投信株式会社
（ファンドの運用の指図等を行います。）

23.受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社
（ファンドの財産の保管・管理等を行います。）
（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

24.基準価額の主な変動要因等

当ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。
したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
投資信託は預貯金と異なります。
当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重に投資のご判断を行っていただく必要があります。

①価格変動リスク
一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動し、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動し、また、不動産投資信託証券の価格は保有不動産等の価値やそこから得られる収益の増減等により変動するため、当ファンドはその影響を受け株式や公社債、不動産投資信託証券の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
保有不動産等の価値は、不動産市況、社会情勢等のマクロ的な要因の他、不動産の質や収益増減等の個別の要因によって変動しますが、災害等による保有不動産の滅失、劣化または毀損があった場合には、その影響を大きく受けることがあります。なお、保有不動産等から得られる収益は、賃料水準、稼働率、借入金利等の要因により変動します。
また、不動産投資信託証券は、株式と同様に上場市場で取引が行われ市場の需給を受けて価格が決定しますが、利回りに着目して取引される傾向もあるため、公社債と同様に、金利の影響を受けることがあります。よって、金利の上昇局面では、不動産投資信託証券に対する投資価値が相対的に低下し、不動産投資信託証券の市場価格が下落する場合があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

②為替変動リスク
実質的な主要投資対象である海外の株式や公社債、不動産投資信託証券は外貨建資産であり、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

③信用リスク
信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

④流動性リスク
有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている株式や公社債、不動産投資信託証券の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
また、不動産投資信託証券は、株式と比べ市場規模が小さく、また、一般的に取引量も少ないため、流動性リスクも高い傾向にあります。

⑤カントリーリスク
新興国への投資は、先進国への投資を行う場合に比べ、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響を受けることにより、価格変動・為替変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込む可能性が高まることがあります。

※留意事項
・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
・当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。
・当ファンドは、最適化バランス指数の動きに連動することをめざして運用を行いますが、信託報酬、売買委託手数料等を負担すること、指数先物取引と当該指数の動きが連動しないこと、売買約定価格と当該指数の評価価格の差が生じること、指数構成銘柄と組入銘柄の違いおよびそれらの構成比に違いが生じること、当該指数を構成する銘柄が変更になること、為替の評価による影響等の要因によりカイ離を生じることがあります。
・不動産投資信託証券および不動産投資信託証券が保有する不動産に係る法律、税制、会計などの制度変更が、不動産投資信託証券の価格や配当率に影響を及ぼすことがあります。不動産投資信託証券の投資口数が増加する場合、1口当たりの不動産投資信託証券の収益性が低下することがあります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

eMAXIS 最適化バランス(マイストライカー)

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

【ファンドの目的】
日本を含む世界各国の株式、公社債および不動産投資信託証券市場の値動きに連動する投資成果をめざします。
【ファンドの特色】
イボットソン・アソシエイツ・ジャパン(以下「イボットソン社」ということがあります。)が算出する最適化バランス指数に連動する投資成果をめざして運用を行います。
・ファンドの1口当たりの純資産額の変動率を最適化バランス指数(以下「ベンチマーク」という場合があります。)の変動率に連動させることを目的とした運用を行います。
・最適化バランス指数は、イボットソン・アソシエイツ・ジャパンがeMAXISシリーズのファンド*を参照して算出する指数であり、5つの目標リスク水準別指数の総称です。目標リスク水準別の指数は、eMAXISシリーズにおける各ファンドの対象インデックスの長期間にわたるデータを用いて期待収益率、リスク(標準偏差)等をそれぞれ推計した上で最適化(目標リスク水準に対してリターンが最大化される)を行い決定される資産クラス別比率に応じて、eMAXISシリーズのファンドの基準価額(分配金再投資)の騰落率を乗じることで算出されます。そのため、ファンド名につきましても「最適化バランス」という名称を付与しております。
なお、指数の資産クラス別比率の決定は、原則として年1回行います。
*最適化バランス指数を算出するために参照したファンドは以下のとおりです。
<最適化バランス(20%)指数>
eMAXIS TOPIXインデックス、eMAXIS 先進国株式インデックス、eMAXIS 新興国株式インデックス、eMAXIS 国内債券インデックス、eMAXIS 先進国債券インデックス、eMAXIS 新興国債券インデックス、eMAXIS 国内リートインデックスおよびeMAXIS 先進国リートインデックス
・目標リスク水準は、ファンドおよびファンドが連動することをめざす指数の価格変動リスク(標準偏差)の目処を表示したものであり、ファンドのポートフォリオを構築する際の目標値として使用します。このため、ファンドの実際のリスク水準が目標リスク水準を上回る場合や下回る場合があります。
主として各マザーファンドの対象インデックスに採用されている日本を含む世界各国の株式、公社債および不動産投資信託証券に投資を行います。
・日本を含む世界各国の株式(DR(預託証券)を含みます。)、公社債および上場投資信託証券(不動産投資信託証券を含みます。)に投資を行います。
※実際の運用は各マザーファンドを通じて行います。
原則として、為替ヘッジは行いません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

【目標リスク水準(標準偏差)】

ファンド名	ファンドが連動することをめざす指数	目標リスク水準(年率標準偏差)
マイストライカー	最適化バランス(20%)指数	20%程度

※標準偏差とは、リターンの振れ幅の大きさを定量的に測定する尺度です。標準偏差の値が大きいほど、ばらつきの幅が広く、リスクが大きいとされ、逆に値が小さいほど、ばらつきの幅が狭く、リスクは小さいとされます。

<参考>各マザーファンドの概要 *[ ]内は当該マザーファンドを投資対象とするeMAXISシリーズのファンド
<TOPIXマザーファンド>
東証株価指数(TOPIX)と連動する投資成果をめざして運用を行います。
[eMAXIS TOPIXインデックス]
<外国株式インデックスマザーファンド>
MSCI Kokusai Index(MSCIコクサイ インデックス)(円換算ベース)と連動する投資成果をめざして運用を行います。
[eMAXIS 先進国株式インデックス]
<新興国株式インデックスマザーファンド>
MSCI エマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース)と連動した投資成果をめざして運用を行います。
[eMAXIS 新興国株式インデックス]
<日本債券インデックスマザーファンド>
NOMURA-BPI総合と連動する投資成果をめざして運用を行います。
[eMAXIS 国内債券インデックス]
<外国債券インデックスマザーファンド>
FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)と連動する投資成果をめざして運用を行います。
[eMAXIS 先進国債券インデックス]
<新興国債券インデックスマザーファンド>
JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円換算ベース)に連動する投資成果をめざして運用を行います。
[eMAXIS 新興国債券インデックス]
<東証REIT指数マザーファンド>
東証REIT指数(配当込み)と連動する投資成果をめざして運用を行います。
[eMAXIS 国内リートインデックス]
<MUAM G-REITマザーファンド>
S&P先進国REITインデックス(除く日本、配当込み、円換算ベース)に連動する投資成果をめざして運用を行います。
[eMAXIS 先進国リートインデックス]

2.主要投資対象

運用は主に各マザーファンドへの投資を通じて、日本を含む世界各国の株式、公社債および不動産投資信託証券へ実質的に投資を行います。

3.主な投資制限

・株式への実質投資割合に制限を設けません。
・同一銘柄の株式への実質投資割合に制限を設けません。
・外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
・デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
・その他の投資制限もあります。

4.ベンチマーク

最適化バランス(20%)指数

5.信託設定日

2016年3月30日

6.信託期間

無期限

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

確定拠出年金向け説明資料
運営管理機関:株式会社SBI証券

eMAXIS 最適化バランス(マイストライカー)

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

7.償還条項

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。(任意償還)
・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃されたときまたはやむを得ない事情が発生したとき
このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。
委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

8.決算日

毎年1月26日(休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

信託財産の純資産総額×**年率0.54%(税抜 年率0.5%)以内**

信託報酬率(税抜)の合計ならびに配分(委託会社および販売会社、受託会社)は、ファンドの純資産総額に応じて以下の通りとなります。

ファンドの純資産総額に応じて	信託報酬率(年率)		
	合計	委託会社および販売会社	受託会社
500億円未満の部分	**0.50%**	0.44%	0.06%
500億円以上1,000億円未満の部分	**0.48%**	0.43%	0.05%
1,000億円以上の部分	**0.46%**	0.42%	0.04%

委託会社および販売会社への配分(税抜)は、次の通りです。

各販売会社における取扱純資産総額に応じて	委託会社	販売会社
50億円未満の部分	信託報酬率から販売会社および受託会社の配分率を差し引いた率	0.22%
50億円以上100億円未満の部分		0.23%
100億円以上の部分		0.24%

※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。
※上場投資信託(リート)は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託の費用は表示しておりません。

10.信託報酬以外のコスト

①信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。
②信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外国株式インデックスマザーファンド、新興国株式インデックスマザーファンド、外国債券インデックスマザーファンド、新興国債券インデックスマザーファンド、東証REIT指数マザーファンドおよびMUAM G-REITマザーファンドの解約に伴う信託財産留保額、受託会社の立て替えた立替金の利息、借入金の利息および借入れに係る品借料は、受益者の負担として信託財産から支払われます。
③上記の信託事務の処理に要する諸費用には、有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等、外国での資産の保管等に要する費用等が含まれます。

(*)「信託報酬以外のコスト」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

ご投資家のみなさまにご負担いただく手数料等の合計額については、お申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

11.購入単位

1円以上1円単位

12.購入価額

ご購入約定日の基準価額

13.購入時手数料

ありません。

14.換金価額

ご売却約定日の基準価額-信託財産留保額

15.信託財産留保額

ご売却約定日の基準価額×0.10%

16.収益分配

毎決算時に分配金額を決定します。
分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。
将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
収益分配金は、原則として再投資されます。

17.お申込不可日等

次のいずれかに該当する日には、購入・換金はできません。
・ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行の休業日
・ロンドン証券取引所、ロンドンの銀行の休業日
・香港取引所、香港の銀行の休業日
・オーストラリア証券取引所、シドニーの銀行の休業日
・ニューヨークまたはロンドンにおける債券市場の取引停止日
金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情(投資対象国・地域における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。
信託金の限度額に達しない場合でも、ファンドの運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向や資金流入の動向等に応じて、購入の申込みの受付を中止することがあります。
また、確定拠出年金制度上、購入・換金のお申込みができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金制度上運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

eMAXIS 最適化バランス（マイストライカー）

投資信託協会分類：追加型投信／内外／資産複合／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

21.持分の計算方法

解約価額×保有口数
（注）解約価額とは基準価額から信託財産留保額を控除した額をいいます。基準価額・解約価額が10,000口当たりで表示されている場合は10,000で除してください。

22.委託会社

三菱UFJ国際投信株式会社
（ファンドの運用の指図等を行います。）

23.受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社
（ファンドの財産の保管・管理等を行います。）
（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

24.基準価額の主な変動要因等

当ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。
したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
投資信託は預貯金と異なります。
当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重に投資のご判断を行っていただく必要があります。

①価格変動リスク
一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動し、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動し、また、不動産投資信託証券の価格は保有不動産等の価値やそこから得られる収益の増減等により変動するため、当ファンドはその影響を受け株式や公社債、不動産投資信託証券の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
保有不動産等の価値は、不動産市況、社会情勢等のマクロ的な要因の他、不動産の質や収益増減等の個別の要因によって変動しますが、災害等による保有不動産の滅失、劣化または毀損があった場合には、その影響を大きく受けることがあります。なお、保有不動産等から得られる収益は、賃料水準、稼働率、借入金利等の要因により変動します。
また、不動産投資信託証券は、株式と同様に上場市場で取引が行われ市場の需給を受けて価格が決定しますが、利回りに着目して取引される傾向もあるため、公社債と同様に、金利の影響を受けることがあります。よって、金利の上昇局面では、不動産投資信託証券に対する投資価値が相対的に低下し、不動産投資信託証券の市場価格が下落する場合があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

②為替変動リスク
実質的な主要投資対象である海外の株式や公社債、不動産投資信託証券は外貨建資産であり、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

③信用リスク
信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

④流動性リスク
有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている株式や公社債、不動産投資信託証券の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
また、不動産投資信託証券は、株式と比べ市場規模が小さく、また、一般的に取引量も少ないため、流動性リスクも高い傾向にあります。

⑤カントリーリスク
新興国への投資は、先進国への投資を行う場合に比べ、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響を受けることにより、価格変動・為替変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込む可能性が高まることがあります。

※留意事項
・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
・当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。
・当ファンドは、最適化バランス指数の動きに連動することをめざして運用を行いますが、信託報酬、売買委託手数料等を負担すること、指数先物取引と当該指数の動きが連動しないこと、売買約定価格と当該指数の評価価格の差が生じること、指数構成銘柄と組入銘柄の違いおよびそれらの構成比に違いが生じること、当該指数を構成する銘柄が変更になること、為替の評価による影響等の要因によりカイ離を生じることがあります。
・不動産投資信託証券および不動産投資信託証券が保有する不動産に係る法律、税制、会計などの制度変更が、不動産投資信託証券の価格や配当率に影響を及ぼすことがあります。不動産投資信託証券の投資口数が増加する場合、1口当たりの不動産投資信託証券の収益性が低下することがあります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

運営管理機関:

SBI資産設計オープン(資産成長型)＜愛称:スゴ6＞

投資信託協会分類:追加型投信／内外／資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

1. 投資方針

■ファンドの目的

国内外の株式、公社債及び不動産投資信託証券(以下「J-REIT」「海外REIT」ということがあります。)に分散投資し、リスクの低減に努めつつ、投資信託財産の中長期的な成長を目指します。

■ファンドの特色

①国内外の株式、公社債及び不動産投資信託証券の6資産に分散投資し、ファミリーファンド方式で運用を行います。

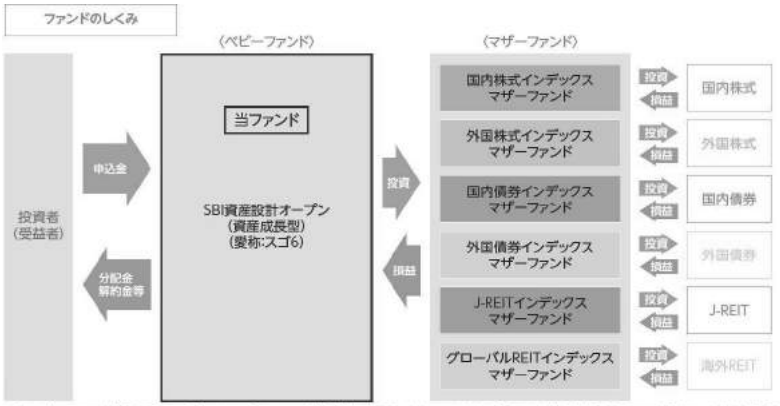

※各マザーファンド(「J-REITインデックス マザーファンド」を除く)の運用にあたっては、年金運用など豊富な運用ノウハウを持つ三井住友信託銀行からの投資助言を受けます。

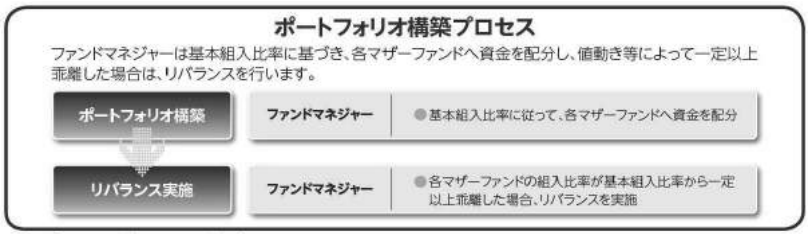

※上記プロセスは、今後変更となる場合があります。

※資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、前記の運用ができない場合があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
■「SBI資産設計オープン(資産成長型)＜愛称:スゴ6＞」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。
■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。
■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

確定拠出年金向け説明資料

運営管理機関:

SBI資産設計オープン(資産成長型)＜愛称:スゴ6＞

投資信託協会分類:追加型投信／内外／資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

②資産ごとの運用では、各インデックスに連動する投資成果を目指します。

資　産	インデックス
国　内　株　式	TOPIX(東証株価指数)
外　国　株　式	MSCI コクサイ・インデックス(円ベース)
国　内　債　券	NOMURA-BPI 総合
外　国　債　券	シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
J　-　R　E　I　T	東証REIT指数(配当込み)
海　外　R　E　I　T	S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)

＊資産ごとの運用においては、十分な銘柄分散を行い、上記のインデックスに連動する運用収益の獲得を目指します。
※各インデックスに関する商標、著作権等の知的財産権、数値の算出、利用などその他一切の権利はそれぞれのインデックスの開発元もしくは公表元に帰属します。詳しくは「追加的記載事項」をご覧ください。

③株式40%、債券40%、不動産投資信託証券(REIT)20%を基本組入比率として運用します。

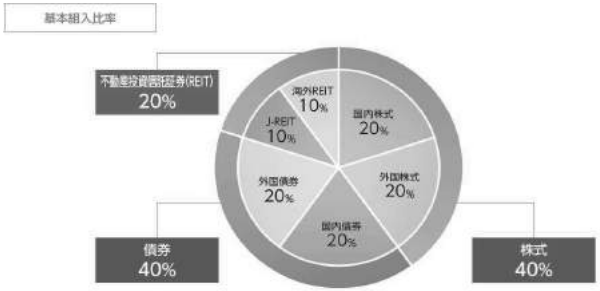

●基本組入比率には一定の変動幅を設けます。
●基本組入比率は原則として年1回見直しを行います。なお、将来の市場構造および市場環境の変化等に応じ、投資対象の追加および見直しを行う場合があります。

※資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、前記の運用ができない場合があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
■「SBI資産設計オープン(資産成長型)＜愛称:スゴ6＞」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。
■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。
■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

運営管理機関:

SBI資産設計オープン(資産成長型)<愛称:スゴ6>

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

2. 主要投資対象

投資対象としているマザーファンドの概要は以下の通りです。

マザーファンド	主な投資対象・投資地域	運用の基本方針
国内債券インデックスマザーファンド	わが国の公社債	この投資信託は、わが国の公社債を中心に投資を行い、NOMURA-BPI 総合※1と連動する投資成果を目標として運用を行います。
国内株式インデックスマザーファンド	わが国の取引所に上場されている株式	この投資信託は、わが国の株式を中心に投資を行い、TOPIX(東証株価指数)※2と連動する投資成果を目標として運用を行います。
外国債券インデックスマザーファンド	日本を除く世界の主要国の公社債	この投資信託は、日本を除く世界の主要国の公社債を中心に投資を行い、シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)※3と連動する投資成果を目標として運用を行います。
外国株式インデックスマザーファンド	原則として、MSCI コクサイ・インデックス(円ベース)※4を構成している国の株式	この投資信託は、日本を除く世界の主要国の株式市場の動きをとらえることをめざして、MSCI コクサイ・インデックス(円ベース)に連動する投資成果を目標として運用を行います。
J-REITインデックスマザーファンド	わが国の取引所に上場している(上場予定を含みます。)不動産投資信託証券	この投資信託は、わが国の取引所に上場している不動産投資信託証券に投資し、東証REIT指数(配当込み)※5の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。
グローバルREITインデックスマザーファンド	日本を除く世界各国の取引所に上場している(上場予定を含みます。)不動産投資信託証券ならびに取引所に準ずる市場で取引されている不動産投資信託証券	この投資信託は、日本を除く世界各国の取引所に上場している不動産投資信託証券ならびに取引所に準ずる市場で取引されている不動産投資信託証券に投資し、S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)※6の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。

※1「NOMURA-BPI 総合」とは、野村證券株式会社が公表する、日本の公募債券流通市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された債券ポートフォリオのパフォーマンスを基に計算されます。同指数の知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、同指数を用いて行われる当社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。
※2「TOPIX(東証株価指数)」とは、株式会社東京証券取引所(以下「東証」)が算出、公表する指数で、東京証券取引所市場第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象とした時価総額加重型の株価指数です。同指数は、東証の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関する全ての権利は、東証が有しています。なお、東証は、ファンドの設定又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。
※3「シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)」とは、Citigroup Index LLCが開発した、世界主要国の国債の総合投資収益を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数は、Citigroup Index LLCの知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、Citigroup Index LLCが有しています。なお、Citigroup Index LLCは、ファンドの設定又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。
※4「MSCI コクサイ・インデックス(円ベース)」とは、MSCI Inc.が開発した日本を除く世界の主要国の株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。同指数に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
※5「東証REIT指数」とは、東証が算出、公表する指数で、東京証券取引所に上場しているREIT(不動産投資信託証券)全銘柄を対象とした時価総額加重型の指数です。「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出したものです。同指数は、東証の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関する全ての権利は、東証が有しています。なお、東証は、ファンドの設定又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。
※6「S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み)」とは、S&P Dow Jones Indices LLC(以下「SPDJI」)が公表する指数で、世界主要国に上場するREIT(不動産投資信託証券)及び同様の制度に基づく銘柄の浮動株修正時価総額に基づいて算出されます。「円換算ベース」は、ドルベース指数をもとに当社が独自に円換算した指数です。「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した指数です。S&P先進国REIT指数(以下「当インデックス」)はSPDJIの商品であり、これを利用するライセンスが当社に付与されています。Standard & Poor's®およびS&P®はStandard & Poor's Financial Services LLC(以下「S&P」)の登録商標で、Dow Jones®はDow Jones Trademark Holdings LLC(以下「Dow Jones」)の登録商標であり、これらの商標を利用するライセンスがSPDJIに、特定目的での利用を許諾するサブライセンスが当社にそれぞれ付与されています。当ファンドは、SPDJI、Dow Jones、S&Pまたはそれぞれの関連会社によって支援、保証、販売、または販売促進されているものではなく、これら関係者のいずれも、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、当インデックスの誤り、欠落、または中断に対して一切の責任も負いません。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
■「SBI資産設計オープン(資産成長型)<愛称:スゴ6>」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。
■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。
■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

確定拠出年金向け説明資料

運営管理機関:

SBI資産設計オープン(資産成長型)<愛称:スゴ6>

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

3. 主な投資制限

●株式への直接投資は行いません。
●外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の65%以下とします。

4. ベンチマーク

当ファンドにはベンチマークおよび参考指数ともありません。各マザーファンドのベンチマークにつきましては、2.主要投資対象の<マザーファンドの概要>をご参照ください。

5. 信託設定日

2008年1月9日設定

6. 信託期間

無期限

7. 償還条項

次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させることができます。
・受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合
・ファンドを償還することが受益者のために有利であると認める場合
・やむを得ない事情が発生した場合

8. 決算日

毎年11月10日(休業日の場合は翌営業日)

9. 信託報酬

純資産総額に対して年率0.7344%(税抜0.68%)

■内訳

内訳(純資産総額に対して)	支払先	純資産総額 100億円以下の部分	純資産総額 100億円超300億円以下の部分	純資産総額 300億円超の部分
	委託会社	年率0.4104%(税抜0.38%)	年率0.3456%(税抜0.32%)	年率0.2808%(税抜0.26%)
	販売会社	年率0.2808%(税抜0.26%)	年率0.3456%(税抜0.32%)	年率0.4104%(税抜0.38%)
	受託会社	年率0.0432%(税抜0.04%)	年率0.0432%(税抜0.04%)	年率0.0432%(税抜0.04%)

10. 信託報酬以外のコスト

監査費用、有価証券の売買・保管、信託事務に係る諸費用等をその都度(監査費用は日々)、ファンドが負担します。これらの費用は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。
※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。また、上場投資信託証券は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託証券の費用は表示しておりません。

11. お申込単位

1円以上1円単位

12. お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13. お申込手数料

ありません。

14. ご解約価額

ご売却約定日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額

15. 信託財産留保額

ご売却約定日の基準価額に0.15%の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。

16. 収益分配

年1回、毎決算時に委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して分配金額を決定します。
分配金は、自動的に再投資されます。

17. 申込不可日

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、及びすでに受け付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。
また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
■「SBI資産設計オープン(資産成長型)<愛称:スゴ6>」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。
■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。
■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

運営管理機関:

SBI資産設計オープン(資産成長型)<愛称:スゴ6>

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

18. 課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

19. 損失の可能性

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

20. セーフティーネットの有無

投資信託は預貯金や保険契約とは異なり預金保険機構および保険契約者保護機構等の保護の対象ではありません。

21. 持分の計算方法

解約価額×保有口数
注:解約価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除して下さい。

22. 委託会社

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
(信託財産の運用指図、受益権の発行等を行います。)

23. 受託会社

三井住友信託銀行株式会社
(信託財産の保管・管理を行います。)

24. 基準価額の主な変動要因等

■株価変動リスク
株価は、発行者の業績、経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

■リートの価格変動リスク
リートの価格は、不動産市況(不動産稼働率、賃貸料、不動産価格等)、金利変動、社会情勢の変化、関係法令・各種規制等の変更、災害等の要因により変動します。また、リート及びリートの運用会社の業績、財務状況の変化等により価格が変動し、基準価額の変動要因となります。

■為替変動リスク
為替相場は、各国の経済状況、政治情勢等の様々な要因により変動します。投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。

■金利変動リスク
債券の価格は、一般的に金利低下(上昇)した場合は値上がり(値下がり)します。また、発行者の財務状況の変化等及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。債券価格が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

■信用リスク
有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、又はそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

■流動性リスク
時価総額が小さい、取引量が少ない等流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、その結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

※各インデックスに関する商標、著作権等の知的財産権、数値の算出、利用などその他一切の権利はそれぞれのインデックスの開発元もしくは公表元に帰属します。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
■「SBI資産設計オープン(資産成長型)<愛称:スゴ6>」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。
■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。
■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

DCニッセイ／パトナム・グローバルバランス（債券重視型）

投資信託協会分類:追加型投信／内外／資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

1. 投資方針

(1)主としてニッセイ国内株式マザーファンド、ニッセイ国内債券マザーファンド、ニッセイ／パトナム・海外株式マザーファンドおよびニッセイ／パトナム・海外債券マザーファンドに投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。
(2) 収益性よりも安定性を重視する、債券へ重点的に投資するファンドです。株式の実質組入比率を30%程度に、外貨建資産の実質組入比率を20%程度にそれぞれ抑制し、比較的安定した収益の獲得を目指します。
(3)基準ポートフォリオは、下記の比率で基準配分します。ただし、市況動向等によっては内外の株式、公社債等に投資を行う場合があります。
＜基準配分（基準ポートフォリオ）＞
ニッセイ国内株式マザーファンド … 20%
ニッセイ国内債券マザーファンド … 55%
ニッセイ／パトナム・海外株式マザーファンド … 10%
ニッセイ／パトナム・海外債券マザーファンド … 10%
短期金融資産 … 5%
(4)基準ポートフォリオの構成比率は、短期間での見直しは原則として行わず、それぞれ±5%（ニッセイ国内債券マザーファンドは±10%）以内に変動幅を抑制します。
(5)資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
(6)実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対しては、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、急激な為替変動等により為替差損の可能性が大きいと判断されるときには、一時的に為替ヘッジを行う場合があります。

「ニッセイ国内株式マザーファンド」の運用方針
1.国内の証券取引所（※）上場株式および店頭登録銘柄に投資し、TOPIX（東証株価指数）をベンチマークとし、これを中長期的に上回ることを目標にアクティブ運用を行います。
2.銘柄選択は幅広く企業訪問を行い、徹底した調査・分析に基づくボトムアップ・アプローチにより、成長性・割安度といった株価指標はもとより、企業経営を全体的に評価する形で組入候補銘柄を厳選します。
3.投資スタイルはあらかじめ限定せず、投資環境分析に基づくトップダウン・アプローチにより最も効率的と考えられる運用戦略を決定します。
4.資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

「ニッセイ国内債券マザーファンド」の運用方針
1.国内の公社債を主要投資対象とし、NOMURA－BPI国債をベンチマークとし、これを中長期的に上回ることを目標にアクティブ運用を行います。
2.デュレーションコントロールに加え、銘柄分析、イールドカーブ分析に基づき、ポートフォリオ・マネージャーが運用戦略を決定し、ポートフォリオを構築します。
3.資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

「ニッセイ／パトナム・海外株式マザーファンド」の運用方針
1.主として日本を除く世界主要先進国の株式に分散投資を行い、MSCIコクサイ・インデックス（円ベース）をベンチマークとし、これを中長期的に上回ることを目標にアクティブ運用を行います。
2.運用にあたっては、ザ・パトナム・アドバイザリー・カンパニー・エルエルシーに運用指図に関する権限（国内の短期金融資産の運用の指図に関する権限を除きます）を委託します。
3.運用スタイルを限定せず、幅広い企業訪問等に基づくファンダメンタル分析やクオンツ分析を通じて、世界各国の投資魅力が高い企業を抽出します。
4.組入れ銘柄の決定に際しては、国・セクターの要素を同時に分析し、分散したポートフォリオを構築します。
5.資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

「ニッセイ／パトナム・海外債券マザーファンド」の運用方針
1.主として日本を除く世界主要先進国の公社債に分散投資を行い、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）をベンチマークとし、これを中長期的に上回ることを目標にアクティブ運用を行います。
2.運用にあたっては、ザ・パトナム・アドバイザリー・カンパニー・エルエルシーに運用指図に関する権限（国内の短期金融資産の運用の指図に関する権限を除きます）を委託します。
3.各国の市況動向や政治・経済情勢を勘案して国別配分比率およびデュレーションの調整を行います。
4.為替については、公社債とは独立した投資対象と考え、エクスポージャーのコントロールを行うことにより、運用効率の向上、収益の確保を図ります。ただし、為替エクスポージャーは原則として信託財産の純資産総額の範囲内とします。
5.資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

2. 主要投資対象

(1)ニッセイ国内株式マザーファンド
（国内の証券取引所（※）上場株式および店頭登録銘柄に投資します。）
(2)ニッセイ国内債券マザーファンド
（国内の公社債を主要投資対象とします。）
(3)ニッセイ／パトナム・海外株式マザーファンド
（主として日本を除く世界主要先進国の株式に分散投資を行います。）
(4)ニッセイ／パトナム・海外債券マザーファンド
（主として日本を除く世界主要先進国の公社債に分散投資を行います。）

3. 主な投資制限

(1)株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の45%以内とします。
(2)外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の35%以内とします。
(3)同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
(4)新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。
(5)同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
(6)同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
(7)投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
(8)外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。
(9)デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関係政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■「DCニッセイ／パトナム・グローバルバランス（債券重視型）」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

確定拠出年金向け説明資料

運営管理機関:

DCニッセイ／パトナム・グローバルバランス（債券重視型）

投資信託協会分類:追加型投信／内外／資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

4. ベンチマーク

各マザーファンドのベンチマークは以下の通りです。
・ニッセイ国内株式マザーファンド:TOPIX（東証株価指数）
・ニッセイ国内債券マザーファンド:NOMURA-BPI国債
・ニッセイ／パトナム・海外株式マザーファンド:MSCIコクサイ・インデックス（円ベース）
・ニッセイ／パトナム・海外債券マザーファンド:FTSE世界国債インデックス （除く日本、円ベース）

5. 信託設定日

2001年11月30日

6. 信託期間

無期限

7. 償還条項

委託会社は、信託期間中において、下記の理由により、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、ファンドを終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
(1)この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき
(2)やむを得ない事情が発生したとき

8. 決算日

毎年12月20日（ただし休業日の場合は翌営業日）

9. 信託報酬

純資産総額に対して年率1.188%（税抜1.1%）を乗じた額
内訳（税抜）:
委託会社 年率0.60%
受託会社 年率0.10%
販売会社 年率0.40%

10. 信託報酬以外のコスト

証券取引の手数料等、監査費用、信託事務の諸費用（信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息）、借入金の利息は、信託財産中から支払います。

11. お申込単位

1円以上1円単位

12. お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13. お申込手数料

ありません。

14. ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15. 信託財産留保額

ありません。

16. 収益分配

毎決算日に基準価額水準、市況動向等を勘案して分配を行います。運用状況によっては、分配金額が変わる場合、或いは分配金が支払われない場合があります。分配金は、自動的に無手数料で再投資されます。

17. お申込不可日等

証券取引所（※）の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付けを中止することおよび既に受付けた申込みの受付けを取消すことがあります。また、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18. 課税関係

収益分配時の普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額に対する課税はなく、非課税となります。

19. 損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20. セーフティーネットの有無

投資信託は、保険契約、金融機関の預金とは異なり、保険契約者保護機構、預金保険の保護の対象ではありません。

21. 持分の計算方法

基準価額×保有口数
注:基準価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除して下さい。

22. 委託会社

ニッセイアセットマネジメント株式会社
（信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書の作成等を行います。）

23. 受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社
再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社
（信託財産の保管・管理・計算等を行います。）

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関係政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■「DCニッセイ／パトナム・グローバルバランス（債券重視型）」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

運営管理機関:

DCニッセイ／パトナム・グローバルバランス（債券重視型）

投資信託協会分類:追加型投信／内外／資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

24. 基準価額の主な変動要因等

(1)株式投資リスク

株式は国内および国際的な景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受け、また業績悪化（倒産に至る場合も含む）等により、価格が下落することがあります。

(2)債券投資リスク

①金利変動リスク

金利は、景気や経済の状況等の影響を受け変動し、それにともない債券価格も変動します。一般に金利が上昇した場合には、債券の価格が下落します。

②信用リスク

債券の発行体が財政難・経営不振、資金繰り悪化等に陥り、債券の利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）場合、またはそれが予想される場合、債券の価格が下落することがあります。

(3)短期金融資産の運用に関するリスク

コマーシャル・ペーパー、コール・ローン等の短期金融資産で運用する場合、発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により損失を被ることがあります。

(4)為替変動リスク

原則として対円での為替ヘッジを行わないため、外貨建資産については、為替変動の影響を直接的に受けます。一般に円高局面ではファンドの資産価値が減少します。

(5)流動性リスク

市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。

(6)ファミリーファンド方式に関する留意点

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。このため、マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等にともない、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

(※)金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関係政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■「DCニッセイ／パトナム・グローバルバランス（債券重視型）」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

運営管理機関 :株式会社SBI証券

野村DC運用戦略ファンド(愛称:ネクスト10)

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

運用にあたっては、世界の様々な指標の動きを計量的なアプローチを用いて分析し、リスク水準※を一定範囲内程度に抑えつつ効率的に収益を獲得することを目指して、各マザーファンドへの投資比率および為替予約取引等のポジションを決定します。各マザーファンドへの投資比率および為替予約取引等のポジションは適宜見直しを行ないます。一部のマザーファンドへの投資比率がゼロとなる場合があります。※リスク水準とは、推定されるポートフォリオの価格の変動の大きさのことです。ファンドでは推定される基準価額の「振れ幅」(上下変動の程度)を表しています。リスク水準の調整にあたっては、基準価額の目標変動リスク値を、当面年率5%程度以下になることを目指して、リスク水準の異なる資産の配分比率や実質的な外貨のエクスポージャーを変更します。基準価額の変動の方向は、上昇することも下落することもあり得ます。変動リスクの大きさは、必ずしもファンドの運用成績の良さを意味するものではありません。実際の運用成績は、マイナスとなる可能性があります。

2.主要投資対象

国内および外国(新興国を含む)の株式、国内および外国(新興国を含む)の公社債、国内および外国の不動産投資信託証券(REIT)を実質的な主要投資対象※とし、為替予約取引等を主要取引対象とします。※「実質的な主要投資対象」とは、「国内株式マザーファンド」、「国内債券マザーファンド」、「外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、「新興国債券マザーファンド」、「新興国債券(現地通貨建て)マザーファンド」、「J-REITインデックス マザーファンド」、「海外REITインデックス マザーファンド」、「野村マネー マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

3.主な投資制限

・株式への実質投資割合には制限を設けません。
・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
・デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
(以下の投資制限を設けます)
・実質的な内外の株式およびREITへの投資比率は純資産総額の50%以内 ・実質的な外貨のエクスポージャーは純資産総額の50%以内 ・為替予約取引等の利用については、外貨建資産の為替変動リスクを回避する目的(ヘッジ目的。代替ヘッジを含みます。)のほか、効率的に収益を獲得する目的(ヘッジ目的外)で活用

4.ベンチマーク

ありません

5.信託設定日

2012年2月28日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

信託期間中において、やむを得ない事情が発生したとき等は、受託者と合意のうえ、信託契約を解約し、当該信託を終了させる場合があります。

8.決算日

原則、毎年2月17日(休業日の場合は翌営業日)。

9.信託報酬

純資産総額に年0.864%(税抜年0.80%)以内の率を乗じて得た額
2018年5月10日現在 年0.864%(税抜年0.80%)
内訳(税抜):委託会社 0.40%、販売会社 0.35%、受託会社 0.05%

10.信託報酬以外のコスト

・ファンドにおいて一部解約に伴なう支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合の、当該借入金の利息
・ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息
・ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用
・ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等相当額
※これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

原則、毎年2月17日(休業日の場合は翌営業日)に分配を行ないます。分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、野村アセットマネジメント株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて運営管理機関によって作成されましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

確定拠出年金向け説明資料

運営管理機関 :株式会社SBI証券

野村DC運用戦略ファンド(愛称:ネクスト10)

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

17.お申込不可日等

金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込・解約請求を中止等する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので、運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は預金保険の対象ではありません。投資信託は保険ではなく、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

基準価額×保有口数
注:基準価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除してください。

22.委託会社

野村アセットマネジメント株式会社
(ファンドの運用の指図を行ないます。)

23.受託会社

野村信託銀行株式会社
(ファンドの財産の保管および管理を行ないます。)

24.基準価額の主な変動要因等

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

24.基準価額の主な変動要因等

(つづき)
[株価変動リスク]
ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の株価変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。
[REIT の価格変動リスク]
REITは、保有不動産の状況、市場金利の変動、不動産市況や株式市場の動向等により、価格が変動します。ファンドは実質的にREITに投資を行ないますので、これらの影響を受けます。
[債券価格変動リスク]
債券(公社債等)は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の債券価格の変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。
[為替変動リスク]
ファンドは、為替変動リスクの低減を図る目的(ヘッジ目的)のほか、効率的に収益を追求する目的(ヘッジ目的外)で為替予約取引等を活用しますので、為替変動の影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。
※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

≪その他の留意点≫
◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
●資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
●ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
●有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
●投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴なう売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
●ファンドは、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、野村アセットマネジメント株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて運営管理機関によって作成されましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

セレブライフ・ストーリー　2025/2035/2045/2055

投資信託協会分類：追加型投信／内外／資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

1. 投資方針

◆ターゲット・イヤー※を想定し、運用の時間経過とともに資産配分を変更することにより、投資信託財産の中長期的な成長を図ることをめざして運用を行います。

※ターゲット・イヤーとは、個々人が想定するライフイベント（退職など）の時期を意味し、本ファンドにおける安定運用開始時期を指します。

投資者が想定するターゲット・イヤーに合わせて「2025」「2035」「2045」「2055」の４種類からファンドを選択できます。

●ターゲット・イヤーに向けて、安定性資産の投資割合を高め、徐々に安定運用に移行します。

●ターゲット・イヤーまでの残存期間が長いほど、値上がり益の獲得を重視した運用を行います。

●ターゲット・イヤーに接近するにしたがって、収益性資産（株式等）への投資割合を徐々に減らし、安定性資産（債券等）の比率を高めることでファンド全体のリスクを徐々に減らしていきます。

☆市場の変動により、投資対象ファンドの組入比率が基本投資割合から乖離した場合は、３カ月に１回基本投資割合へ戻す調整を行います。

☆基本投資割合の変更を、家計や市場の構造変化等を考慮して、原則として年に１回行います。

☆投資対象とする資産クラスまたは投資スタイルについては、原則として5年に1回見直しを行います。

◆本ファンドの運用にあたっては、「モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社」の投資助言を受けます。

2. 主要投資対象

◆主としてETF（上場投資信託）及び投資信託証券への投資を通じて、国内株式、先進国株式、新興国株式、オルタナティブ資産（ヘッジファンド、コモディティ、リート（不動産投資信託））及び日本債券及び世界の国債等、広範な各資産クラスへ分散投資します。

なお、投資対象とするETF（上場投資信託証券）及び投資信託証券は別に定めるものとします。

・株式や債券等の伝統的資産と値動きが異なる、オルタナティブ資産もポートフォリオに組入れることで、信託財産の安定的な収益獲得を目指します。

・本ファンドが組入れる投資対象ファンドに対し、為替ヘッジを行う場合があります。

なお、当初はヘッジファンド及びコモディティを投資対象としているETFに対し、為替ヘッジを行う方針です。

ただし、資金動向、市場動向等により、委託会社が適切と判断した場合には為替ヘッジを行う投資対象ファンドを変更する場合があります。

3. 主な投資制限

◆投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

◆外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

◆株式への直接投資は行いません。等

4. ベンチマーク

◆ありません。

5. 信託設定日

◆2012 年 1 月 23 日

6. 信託期間

◆無期限

7. 償還条項

◆各ファンドの受益権の残存口数が３億口を下回ることとなった場合、ファンドを償還させることが受益者のために有利であると認めたとき、やむを得ない事情が発生したとき等には、繰上償還となる場合があります。

8. 決算日

◆毎年９月 14 日（ただし、同日が休業日の場合は翌営業日）

9. 信託報酬

◆信託財産の純資産総額に対して
年 0.4752％（税抜: 0.44％）を乗じて得た金額
運用管理費用（信託報酬）の配分は下記の通りとします。
なお、当該報酬は、毎計算期間の6カ月終了日及び毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。

		2025	2035	2045	2055
運用管理費用（信託報酬）		年 0.4752％（税抜：0.44％）			
内訳	委託会社	年 0.216％（税抜：0.2％）			
	販売会社	年 0.216％（税抜：0.2％）			
	受託会社	年 0.0432％（税抜：0.04％）			
各ファンドの投資対象ファンドの信託報酬※1		0.2128％	0.2170％	0.2198％	0.2017％
実質的な負担（概算値）※2		0.6880％	0.6922％	0.6950％	0.6769％

・委託会社の報酬より、投資顧問（助言）会社への報酬が支払われます。

※1 基本投資比率で運用された場合の信託報酬率（年）であり、実際の組入れ状況により変動します。また、投資対象ファンドの信託報酬の改定や投資対象ファンドの変更等により変動する場合があります。

※2 各ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加味した、投資者の皆様が実質的に負担する信託報酬率（年）になります。

（2018 年 6 月現在）

○当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。○「セレブライフ・ストーリー2025/2035/2045/2055」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第５条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。○当資料は、確定拠出年金法第 24 条及び関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。○投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本及び運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

確定拠出年金向け説明資料

セレブライフ・ストーリー　2025/2035/2045/2055

投資信託協会分類：追加型投信／内外／資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

10. 信託報酬以外のコスト

◆お買付時に直接ご負担いただく費用はありません。

ファンドの監査費用、有価証券等の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用、海外における有価証券等の保管費用等本ファンドの投資に関する費用、信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用等が信託財産から差引かれます。なお、これらの費用は、監査費用を除き、運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを示すことができません。

当該手数料等の合計額については、ご投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

11. お申込み単位

◆1円以上1円単位

※年１回決算時に分配方針に基づき分配を行います。分配金は自動的に再投資されます。

12. お申込み価額

◆お申込み日の翌営業日の基準価額

13. お申込み手数料

◆手数料はいただきません。

14. ご解約価額

◆お申込み日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額

15. 信託財産留保額

◆換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対して0.3％を乗じて得た額

※信託財産留保額は、換金の際に控除され、投資信託財産に組入れられます。

16. 収益分配

◆年1回の決算日（原則として９月 14 日）に収益分配方針に基づき収益分配を行います。

※運用実績によっては収益分配を行わないことがあります。

※収益分配金は自動的に再投資されます。

17. お申込み不可日等

◆ニューヨークの証券取引所、ニューヨークの商業銀行のいずれかの休業日にあたる場合には、お申込できません。（なお、お申し込み可能日であっても、証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断でファンドの受益証券の取得及び解約の申込み受付を中止する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。）

18. 課税関係

◆確定拠出年金制度にかかる持ち分については、確定拠出年金制度の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

19. 損失の可能性

◆基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20. セーフティーネットの有無

◆投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。

21. 持ち分の計算方法

◆基準価額×保有口数

※基準価額が 10,000 口当たりで表示されている場合は 10,000 で除して下さい。

22. 委託会社

◆SBIアセットマネジメント株式会社

（信託財産の運用の指図等を行います。）

金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第 311 号

加入協会／一般社団法人投資信託協会、
一般社団法人日本投資顧問業協会

23. 受託会社

◆三菱UFJ信託銀行株式会社

（信託財産の保管・管理業務等を行います。）

○当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。○「セレブライフ・ストーリー2025/2035/2045/2055」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第５条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。○当資料は、確定拠出年金法第 24 条及び関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。○投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本及び運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

セレブライフ・ストーリー 2025/2035/2045/2055

投資信託協会分類：追加型投信／内外／資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

24. 基準価額の主な変動要因等

本ファンドの基準価額の主な変動要因としては以下のものがあります。ただし、基準価額の変動要因は以下に限定されるものではありません。

【資産配分リスク】
資産配分リスクとは、複数資産への投資（資産配分）を行った場合に、投資成果の悪い資産への配分が大きかったため、投資全体の成果も悪くなってしまうリスクをいいます。本ファンドでは、わが国及び海外の株式・債券・オルタナティブ資産（ヘッジファンド・コモディティ、リート（不動産投資信託））・短期金融商品に資産配分を行いますが、配分比率が高い資産の価値が下落した場合や、複数の資産の価値が同時に下落した場合には、本ファンドの基準価額がより大きく下落する可能性があります。

【株価変動リスク】
一般に株価は経済・政治情勢や発行企業の業績等の影響を受け変動しますので、投資対象ファンドが組入れる株式の価格が変動し、損失を被るリスクがあります。

【為替変動リスク】
為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

【債券価格変動リスク】
債券（公社債等）は、国内外の経済・政治情勢、市場環境・需給等を反映して価格が変動します。また、債券価格は金利変動による影響を受け、一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落します。これらの影響により債券の価格が変動した場合、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

【リート（不動産投資信託）の価格変動リスク】
一般にリート（不動産投資信託）が投資対象とする不動産の価値及び当該不動産から得る収入は、当該国または国際的な景気、経済、社会情勢等の変化等により変動します。リート（不動産投資信託）の価格及び分配金がその影響を受けることで、本ファンドの基準価額の下落要因となる可能性があります。

【ヘッジファンドに投資するリスク】
本ファンドが投資対象とする「IQ ヘッジ マルチストラテジー トラッカーETF」は「IQ ヘッジ マルチストラテジー インデックス」をベンチマークとして値動きするため、当該インデックスのヘッジファンドマネージャーが採用する戦略等の影響を受けます。これらによって、本ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

【コモディティ投資リスク】
本ファンドが投資対象とする「i シェアーズ S&P GSCI コモディティ・インデックス・トラスト」は、S&P GSCI を構成する様々な商品先物市場の変動の影響を受けます。これらにより、本ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

【カントリーリスク】
投資対象ファンドが組入れる金融商品等の発行国の政治・経済・社会情勢の変化で金融・証券市場が混乱し、金融商品等の価格が大きく変動する可能性があります。一般に新興国市場は、市場規模、法制度、インフラなどが限定的なこと、価格変動性が大きいこと、決済の効率性が低いことなどから、当該リスクが高くなります。

【信用リスク】
投資対象ファンドが組入れる金融商品等の発行体が経営不安や倒産等に陥った場合に資金回収ができなくなるリスクや、それが予想される場合にその金融商品等の価格下落で損失を被るリスクがあります。また、金融商品等の取引相手方にデフォルト（債務不履行）が生じた場合等には、損失を被るリスクがあります。

【流動性リスク】
投資対象ファンドが組入れる金融商品等の市場規模が小さく取引量が限られる場合などには、機動的に売買できない可能性があります。また、保有する金融商品等が期待された価格で処分できず、損失を被るリスクがあります。

○当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。○「セレブライフ・ストーリー2025/2035/2045/2055」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第５条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。○当資料は、確定拠出年金法第 24 条及び関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。○投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本及び運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

三菱UFJ 純金ファンド〈愛称:ファインゴールド〉

投資信託協会分類:追加型投信／国内／その他資産(商品)

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

【ファンドの目的】
わが国の取引所における金価格の値動きをとらえることをめざします。
【ファンドの特色】
「純金上場信託(現物国内保管型)」(愛称:「金の果実」)を主要投資対象とします。
純金上場信託(現物国内保管型)(愛称:「金の果実」)への投資比率は原則として高位を維持します。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

※「純金上場信託(現物国内保管型)」(愛称:「金の果実」)とは、三菱商事が信託委託者として拠出した金の現物を、信託受託者である三菱UFJ信託銀行が信託財産として国内に保管した上で、当該信託財産を裏付けとして発行された受益証券発行信託の受益権を、2010年7月に東京証券取引所に上場したETFです。指標価格は東京商品取引所における金1グラムあたりの先物価格をもとに現在価値として三菱UFJ信託銀行が算出した理論価格を使用しています。

2.主要投資対象

「純金上場信託(現物国内保管型)」(愛称:「金の果実」)を主要投資対象とします。

3.主な投資制限

・受益証券発行信託の受益証券への投資割合に制限を設けません。
・外貨建資産への投資は行いません。
・デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。
・その他の投資制限もあります。

4.ベンチマーク

ベンチマークは、ありません。
東京商品取引所における金1グラムあたりの先物価格をもとに現在価値として算出した理論価格を参考指数(指標価格)とします。

5.信託設定日

2011年2月7日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。(任意償還)
・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき
このほか、組入上場信託の受益証券が上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。
委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

8.決算日

毎年1月20日(休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

①＜当該ファンド＞
信託財産の純資産総額×年率0.54%(税抜 年率0.5%)
内訳:

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.243%	年率0.243%	年率0.054%
(税抜 年率0.225%)	(税抜 年率0.225%)	(税抜 年率0.05%)

②＜ファンドが投資対象とするETFの信託報酬率＞
純金上場信託(現物国内保管型) 年率0.432%(税込)(税抜 年率0.4%)

③＜実質的な信託報酬率＞
受益者が負担する実質的な信託報酬率は、次の通りとなります。
(2018年1月末現在)
年率0.972%(税込)程度(税抜 年率0.9%程度)
(注)上記は、投資対象とするETFにおける信託(管理)報酬率を含めた実質的な信託報酬率を算出したものです。
上記の信託報酬率は今後変更となる場合があります。

10.信託報酬以外のコスト

・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
・信託財産に係る監査費用(消費税等相当額を含みます。)は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
・信託財産(投資している投資信託を含みます。)の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等(消費税等相当額を含みます。)、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

※売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

(注)信託報酬以外のコストについては、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。

11.購入単位

1円以上1円単位

12.購入価額

ご購入約定日の基準価額

13.購入時手数料

ありません。

14.換金価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

確定拠出年金向け説明資料

運営管理機関:

三菱UFJ 純金ファンド〈愛称:ファインゴールド〉

投資信託協会分類:追加型投信／国内／その他資産(商品)

本商品は元本確保型の商品ではありません

16.収益分配

毎決算時に分配金額を決定します。
分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。
将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
収益分配金は、原則として再投資されます。

17.お申込不可日等

金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情(投資対象とするETFの売買停止等)があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。また、確定拠出年金制度上、購入・換金のお申込みができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金制度上運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

基準価額×保有口数
(注)基準価額が10,000口当たりで表示されている場合は10,000で除してください。

22.委託会社

三菱UFJ国際投信株式会社
(ファンドの運用の指図等を行います。)

23.受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社
(ファンドの財産の保管・管理等を行います。)
(再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

24.基準価額の主な変動要因等

当ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。
したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
投資信託は預貯金と異なります。
当ファンドは、特定の上場有価証券(「純金上場信託(現物国内保管型)」(愛称:「金の果実」)をいいます。)への投資に係るリスクを伴いますが、複数銘柄に分散する場合に比べ、分散投資効果が得られないことから、当該上場有価証券が受けるリスクの影響をほぼ直接に受けます。
当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。
(主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。)

①価格変動リスク
当ファンドは金地金の指標価格に連動する上場有価証券を主要投資対象としています。金価格は需給関係や為替、金利の変動など様々な要因により大きく変動します。金の需給は景気、環境、貿易動向、労働問題、資源開発、技術発展、政府の規制・介入、生産者や企業の政策、投機家の動向など様々な要因で大きく変動します。組入上場有価証券は、金地金の変動等の影響を受けるため、当ファンドの基準価額はこれらの影響を受けて下落し損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
②為替変動リスク
当ファンドは外貨建資産への投資は行いませんが、当該上場有価証券の裏付けとなる金地金の指標価格は一般的に為替相場の変動の影響を受けます。また、為替ヘッジは行いません。
③信用リスク
信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、実質的に金地金のみを保有するため、信用リスクが基本的にありません。ただし、一部余資運用があり、信用リスクはその影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
④流動性リスク
有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている上場有価証券の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、組み入れている上場有価証券は、一般的に株式と比べ取引規模が小さく、取引量も少ないため、流動性リスクも高い傾向にあります。

※留意事項
・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
・当ファンドから金地金へ交換することはできません。また、当ファンドで直接金地金を保有することはありません。
・当ファンドの組入上場有価証券の市場価格と金地金の指標価格は、組入上場有価証券における信託報酬等のコスト負担等により一致した推移となることをお約束するものではなく、当ファンドにおいても信託報酬等のコスト負担等により基準価額が指標価格と一致した推移となることをお約束するものではありません。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

運営管理機関:

ダイワ／“RICI®”コモディティ・ファンド

投資信託協会分類:追加型投信/内外/その他資産(商品先物)/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

(1) 世界のコモディティ(商品)価格の中長期的な上昇を享受するために、ロジャーズ国際コモディティ指数®(以下「RICI®」といいます。)の動き(円換算)に連動する投資成果をめざして運用を行ないます。

(2) 当ファンドは、ケイマン籍の外国証券投資法人「“RICI®”Commodity Fund Ltd.」が発行する「“RICI®”classA」(以下、「“RICI®”ファンド クラスA」といいます。)の投資証券(米ドル建)と国内籍の証券投資信託「ダイワ・マネー・マザーファンド」の受益証券(円建)を投資対象ファンドとするファンド・オブ・ファンズです。

(3) 投資対象ファンドへの投資にあたっては、通常の状態で「“RICI®”ファンド クラスA」への投資割合を高位(信託財産の純資産総額の90%程度以上)とすることを基本とします。

(4) 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

(5) 「“RICI®”ファンド クラスA」について
「“RICI®”ファンド クラスA」では、運用資産総額の50%以上を米ドル建て債券等に投資するとともに、世界の商品先物取引および商品先渡取引等に投資することにより、RICI®に連動する投資成果をめざしています。

「“RICI®”ファンド クラスA」(イメージ)

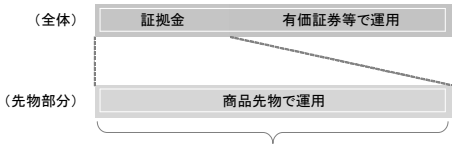

「“RICI®”ファンド クラスA」の運用資産総額のほぼ100%(設定・解約を考慮)になるように買建て

※ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、RICI®が改廃されたとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

コモディティとは

身近にある様々な製品の原材料になるもので、主要な品目としては、原油や天然ガスなどの「エネルギー」、金・銀や、銅・アルミニウムなどの「金属」、そして小麦・トウモロコシや、生牛・豚赤身肉などの「農畜産物」などがあり、一般的に商品先物取引所に上場されています。

2.主要投資対象

① ケイマン籍の外国証券投資法人「“RICI®”Commodity Fund Ltd.」が発行する「“RICI®”classA」(以下、「“RICI®”ファンド クラスA」といいます。)の投資証券(米ドル建)

② 国内籍の証券投資信託「ダイワ・マネー・マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券(円建)

※ ①の「“RICI®”ファンド クラスA」は、運用資産総額の50%以上を米ドル建て債券等に投資するとともに、世界の商品先物取引および商品先渡取引等に投資します。②のマザーファンドは、主としてわが国の公社債に投資します。

3.主な投資制限

① マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
② 株式への直接投資は、行ないません。
③ 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
④ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

4.ベンチマーク

ロジャーズ国際コモディティ指数®(RICI®)

5.信託設定日

2008年6月27日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合、ロジャーズ国際コモディティ指数®(RICI®)が改廃されたとき、もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

8.決算日

毎年4月25日および10月25日(休業日の場合翌営業日)

■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替リスクもあります)に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、大和証券投資信託委託株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて、運営管理機関によって作成されましたが、その正確性・完全性を保証するものではありません。

確定拠出年金向け説明資料

運営管理機関:

ダイワ／“RICI®”コモディティ・ファンド

投資信託協会分類:追加型投信/内外/その他資産(商品先物)/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

9.信託報酬

純資産総額に対して年率 1.1124%(税抜1.03%)
内訳: 委託会社 年率 0.27%(税抜0.25%)
販売会社 年率 0.81%(税抜0.75%)
受託会社 年率 0.0324%(税抜0.03%)

※「“RICI®”ファンド クラスA」の報酬等が年率0.7925%かかるため、実質的な信託報酬率の概算値は、年率1.9049%(税込)程度となります。ただし、投資先ファンドでは、管理事務代行報酬および資産保管会社報酬に下限金額が設定されているため純資産総額によって、実質的な信託報酬率が年率1.9049%(税込)程度を上回ることがあります。

10.信託報酬以外のコスト

① 信託財産において資金借入れを行なった場合の当該借入金の利息。

② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額。

③ 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用(データ処理費用、郵送料等)。

④ 信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等相当額、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用。

上記の諸費用等については、いずれも受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

※運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
〈投資対象ファンドより支弁する手数料等〉
各ファンドの投資対象等に応じて、信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。その他、マザーファンドを除く投資対象ファンドからは監査報酬を支弁します。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

年2回の決算時(原則として4月25日および10月25日)に、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。分配金は、自動的に全額再投資されます。

17.お申込不可日等

次の①、②、または③のいずれかと同じ日付の日を申込受付日とするお買付けおよびご換金の申込みの受付けは行ないません。

① ニューヨークの銀行またはシンガポールの銀行のいずれかの休業日

② シンガポールの銀行休業日(土曜日および日曜日を除きます。)の前営業日

③ ①、②のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日。
金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、お買付け、ご換金の申込みの受付けを中止することがあります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求を取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせ下さい。

18.課税関係

確定拠出年金制度上は運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替リスクもあります)に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、大和証券投資信託委託株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて、運営管理機関によって作成されましたが、その正確性・完全性を保証するものではありません。

ダイワ／“RICI®”コモディティ・ファンド

投資信託協会分類:追加型投信/内外/その他資産(商品先物)/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

21.持分の計算方法

解約価額×保有口数
注:解約価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除してください。

22.委託会社

大和証券投資信託委託株式会社
(信託財産の運用指図、受益権の発行等を行ないます)

23.受託会社

三井住友信託銀行株式会社
(信託財産の保管・管理を行ないます)
再信託受託会社:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

24.基準価額の主な変動要因等

< 価額変動リスク >

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主として公社債等に投資するとともに、商品先物取引(商品先渡取引を含みます。以下同じ。)による運用を行ないますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。

① 商品先物取引による運用に伴うリスク

商品先物の取引価格は、様々な要因(商品の需給関係の変化、天候、農業生産、貿易動向、為替レート、金利の変動、政治的・経済的事由および政策、疾病、伝染病、技術発展等)に基づき変動します(個々の品目により具体的な変動要因は異なります。)。

当ファンドでは、投資するファンドを通じて商品先物取引による運用を行ないますので、基準価額は、商品先物ポートフォリオの構成品目の値動きの影響を受けて変動します。

当ファンドの基準価額は、商品先物市場の変動の影響を受け、短期的または長期的に大きく下落し、投資元本を下回ることがあります。

その他、基準価額に影響を与える要因として、次のものが考えられます。

・商品先物は、米ドル、カナダ・ドル、豪ドルなど各国の通貨建てで取引されるため、為替変動による影響を受けます。
・商品市場は、市場の流動性の不足、投機家の参入および政府の規制・介入等の様々な要因により、一時的に偏向するかその他の混乱を生じることがあります。
・各々の商品先物の上場市場が定める値幅制限(1営業日に発生する先物契約の変動額を制限する規則)などの規制・規則によって、不利な価格での契約の清算を迫られる可能性があります。
・当ファンドによる建玉が市場の一定割合を超えた場合に、取引所による建玉規制が行なわれ、指数の構成どおりに組入れができなくなる可能性があります。
・値段の低い期近の先物を値段の高い期先の先物に買換える場合、マイナスの影響を及ぼす可能性があります。

② 公社債の価格変動(価格変動リスク・信用リスク)

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します(値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。)。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合(債務不履行)、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します(利息および償還金が支払われないこともあります。)。実質組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

③ 外国証券への投資に伴うリスク

イ. 為替リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。実質組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

当ファンドにおいて、外貨建資産の為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。そのため、当ファンドの実質組入外貨部分は、為替レートの変動の影響を直接受けます。

ロ. カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

④ その他

イ. 解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため、投資先のファンドにおいて商品先物ポートフォリオや組入証券の売却を行なわなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ. ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります(信用リスク)。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ハ. 当ファンドは、投資する「“RICI®”ファンド クラスA」を通じて、RICI®の動き(円換算)に連動する投資成果をめざして運用を行ないますが、主として以下の理由から、当ファンドの基準価額の動きがRICI®の動きに、十分に連動するとは限りません。

・「ダイワ・マネー・マザーファンド」を一部組入れるため、当ファンドにおける「“RICI®”ファンド クラスA」の組入比率は100%にはならないこと
・当ファンドの取得・解約の申込みに伴い「“RICI®”ファンド クラスA」の組入比率および為替エクスポージャーが変動すること

■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替リスクもあります)に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、大和証券投資信託委託株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて、運営管理機関によって作成されましたが、その正確性・完全性を保証するものではありません。

確定拠出年金向け説明資料

運営管理機関:

ダイワ／“RICI®”コモディティ・ファンド

投資信託協会分類:追加型投信/内外/その他資産(商品先物)/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

・当ファンドの信託報酬、監査報酬、売買委託手数料等の費用負担
・投資対象とする「“RICI®”ファンド クラスA」および「ダイワ・マネー・マザーファンド」のファンド設立・運営にかかる費用負担
・RICI®の算出に用いる金利と「“RICI®”ファンド クラスA」で実際に得る証拠金利息および短期金利運用収益に差があること
・RICI®の構成品目およびその構成比率を「“RICI®”ファンド クラスA」が完全に一致させて組入れない場合があること
・RICI®の算出に使用する商品先物価格と「“RICI®”ファンド クラスA」の基準価額を通じて当ファンドの基準価額に反映される商品先物価格の間に時間差があること
・商品先物取引の売買約定価格と「“RICI®”ファンド クラスA」の基準価額の算出に使用する商品先物価格が必ずしも一致しないこと
・RICI®の算出に使用する商品先物価格と「“RICI®”ファンド クラスA」の基準価額の算出に使用する商品先物価格が必ずしも一致しないこと
・RICI®の算出に使用する為替レートと「“RICI®”ファンド クラスA」の基準価額の算出に使用する為替レートが必ずしも一致しないこと
・RICI®の算出に使用する商品先物の限月と「“RICI®”ファンド クラスA」に組入れる商品先物の限月が必ずしも一致しないこと
・商品先物取引の最低取引単位の影響
・商品先物の流動性低下時における売買によるマーケットインパクトの影響
・RICI®の構成銘柄の入替えおよびRICI®の算出方法の変更があったとき、それらが「“RICI®”ファンド クラスA」の運用に反映されるまでの影響
・商品先物運用において現物受渡しが発生した場合、その処理にかかる費用の影響
・商品先物業者の受渡し不履行が発生した場合の費用の影響
・出来高制限・証拠金率変更・その他予期せぬ事故等の取引所に起因する影響

※ロジャーズ国際コモディティ指数®(RICI®)のデータは、大和証券投資信託委託株式会社のホームページにて確認出来ます。
ホームページアドレス http://www.daiwa-am.co.jp/

【留意事項】

「ダイワ／“RICI®”コモディティ・ファンド」およびその関連ファンドであるケイマン籍の外国証券投資法人「“RICI®”Commodity Fund Ltd.」(そのサブファンドである「“RICI®” class A」を含みます)(以下、当注記において、総称して「ファンド」といいます。)はJames Beeland Rogers、Jim Rogers®またはBeeland Interests,Inc.(以下、当注記において総称して「Beeland」といいます。)により提供、保証、販売または販売促進されるものではありません。Beelandはファンド購入者、すべての潜在的ファンド購入者、政府当局、または公衆に対して、一般的な証券投資、特にファンドへの投資の助言能力を、明示的にも暗示的にも、表明または保証するものではありません。BeelandはRogers International Commodity Index®の決定、構成、算出において大和証券投資信託委託株式会社およびその関連会社、またはファンド購入者の要求を考慮する義務を負いません。
Beelandはファンドが発行される時期、価格もしくは数量の決定またはファンドが換金されるもしくは他の金融商品、証券に転換される際に使用される算式の決定または計算の責任を負わず関与もしていません。Beelandはファンドの管理、運営、販売、取引に関して義務または責任を負いません。「Jim Rogers®」、「Rogers International Commodity Index®」、「Rogers International Commodity™」および「RICI®」は、James Beeland Rogers、Jim Rogers®またはBeeland Interests,Inc.のトレードマークおよびサービスマークであり、使用許諾を要します。

■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替リスクもあります)に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、大和証券投資信託委託株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて、運営管理機関によって作成されましたが、その正確性・完全性を保証するものではありません。

確定拠出年金向け説明資料

あおぞらＤＣ定期（１年）

〔本商品は元本確保型の商品です〕

１．基本的性格
自動継続定期預金です。

２．預入対象者
確定拠出年金制度の加入者（但し、名義は確定拠出年金制度における資産管理機関となります。）

３．預入期間
１年（満期日は預入日の１年後の応当日です。）

４．商品提供金融機関
株式会社あおぞら銀行

５．約定金利の決定方法
約定金利は、市場金利の動向等に応じて毎週月曜日（銀行休業日の場合は翌営業日）に見直しの上、決定します。

６．適用金利
預入時の約定金利を満期日まで適用します。

７．利払方法
満期日または中途解約時に一括して付利します。満期日には利息を元金に組入れて同一期間の同商品に自動継続します。中間利払はありません。

８．利息の計算方法
付利単位は１円とし、１年を 365 日とする日割計算をもとに６ヶ月複利の方法で利息を計算します。

９．利息に対する課税
確定拠出年金制度では課税されません。

10．満期日の取扱い
満期日に利息を元金に組入れて同一期間の同商品に自動継続します。

11．中途解約の取扱い
満期日前に解約する場合は、実際のお預入れ期間の長さに応じて、次の中途解約利率（小数点第３位以下切捨）を適用します。
①6 ヶ月未満・・・・・・・・・・解約日の普通預金(*)利率
②6 ヶ月以上 1 年未満・・・・・・約定利率×50%
（＊）商品提供金融機関（あおぞら銀行）の普通預金

12．一部解約の取扱い
元金の一部を解約することができます。

① 一部解約の場合、一部解約部分の利息は、預入日から一部解約日の前日までの日数に応じた中途解約利率によって計算し、一部解約する元金とともにお支払いします。
② 一部解約後の残金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および預入時の約定金利によって計算し、かつ自動継続の取扱いとなります。

13．お申込み単位
預入金額は１円以上、預入単位は１円です。

14．手数料
かかりません。

15．持ち分の計算方法
本商品の加入者毎の持ち分についての計算は元金によるものとします。なお加入者の個人別持ち分は記録関連運営管理機関により計算・管理されております。

16．取引の制限
満期日の２営業日前から満期日当日の間、スイッチング等による解約が不可となります。

17．セーフティーネットの有無
本商品は預金保険制度の保護の対象となります。
金融機関毎に決済用預金（※）以外の預金等について１預金者あたり元金 1000 万円とその利息が保護の対象となります。

（※決済用預金・・・無利息、要求払い、決済サービスを提供できることという３条件を満たす預金）

なお、金融機関名義の預金は預金保険制度の対象外となりますが、確定拠出年金制度の資産管理機関名義の預金については、加入者の個人別管理資産額に相当する金額の部分を当該加入者の預金に係る債権とみなして預金保険制度の保護対象としております。

ただし、商品提供金融機関（あおぞら銀行）に本商品以外の保護対象商品がある時は、その商品を優先し本商品と合計で元金 1000 万円とその利息が保護の範囲となります。

18．利益の見込みおよび損失の可能性
解約のお申し出のない限り、預入日から１年後の満期日に約定金利で計算した利息と元金を併せて自動継続します。

また預入期間の途中での解約（一部解約を含む）であっても、中途解約利率により計算した利息と元金をお支払いします。

商品提供金融機関（あおぞら銀行）の破綻時において、預金保険制度の保護範囲を超える元金および利息については保護されないおそれがあります。

■ 当資料は、確定拠出年金法第 24 条および関連政省令に規定される「運用の方法に係る情報の提供」に基づき当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該預金の勧誘を目的とするものではありません。
■ 当資料は株式会社あおぞら銀行が信頼できると判断した諸データに基づいて作成されましたが、その正確性，安全性を保証するものではありません。

スルガ確定拠出年金スーパー定期（1年）

本商品は元本確保型の商品です

1. 基本的性格
自動継続定期預金です。

2. 預入対象者
確定拠出年金制度の加入者（ただし、名義は確定拠出年金制度における資産管理機関または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関となります。）

3. 預入期間
1 年（満期日は預入日の 1 年後の応当日です。）

4. 商品提供金融機関
スルガ銀行

5. 約定金利の決定方法
約定金利は、市場金利の動向等に応じて決定します。

6. 適用金利
預入時の約定金利を満期日まで適用します。（固定金利）

7. 利払方法
満期日または中途解約時に一括して付利します。
満期日には、利息を元金に組入れて同一期間の確定拠出年金スーパー定期に自動継続します。
中間利払いはありません。

8. 利息の計算方法
付利単位を 1 円とし、1 年を 365 日とする日数計算をもとに、6 ヵ月複利の方法で利息を計算します。

9. 利息に対する課税
確定拠出年金制度では課税されません。

10. 満期日の取り扱い
満期日に利息を元金に組入れて前回と同一期間の確定拠出年金スーパー定期に自動継続します。
なお、満期日前に解約される場合には右記の中途解約利率を適用し、元金と利息をお支払いします。

11. 支払時の取り扱い
確定拠出年金法およびご加入の確定拠出年金規約に基づいた事由（給付または預け替え等）により払い戻しいたします。複数の預金明細があり、預け替え等の支払いのため一部解約を行う際、明細を指定する場合はその明細通りに、また、明細を指定しない場合は預入日が新しい順に支払いを行うものとします。

12. 中途解約の取り扱い
満期日前に解約する場合は、実際のお預入れ期間に応じて、次の中途解約利率（小数点以下第 4 位以下切捨）を適用します。

① 6 ヵ月未満　　解約日における普通預金の利率
② 6 ヵ月以上 1 年未満　　約定利率×50%

13. 一部解約の取り扱い
この預金については元金の一部を解約することができます。
①一部解約の場合、一部解約部分の利息は、預入日から一部解約日の前日までの日数に応じた中途解約利率によって計算します。
②一部解約後の残金の利息は、預入日または継続日から満期日までの日数および預入時または継続日の約定金利によって計算し、かつ自動継続の取り扱いとなります。

14. お申し込み単位
預入金額は 1 円以上で預入単位は 1 円です。

15. 手数料
預金のお預入れ、お支払い等に関する手数料はいただきません。

16. 持ち分の計算方法
本商品の加入者毎の持ち分についての計算は元金によるものとします。
なお、加入者の個人別持ち分は記録関連運営管理機関により計算・管理されております。

■ 当資料は、確定拠出年金法第 24 条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該預金の勧誘を目的とするものではありません。
■ 当資料は、スルガ銀行が信頼できると判断した諸データに基づいて作成されましたが、その正確性、安全性を保証するものではありません。また、実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。今後、内容については、変更される場合があります。

確定拠出年金向け説明資料

スルガ確定拠出年金スーパー定期（1年）

本商品は元本確保型の商品です

17. セーフティーネットの有無
本商品は預金保険制度の保護の対象となっています。
2005 年 4 月以降、当座預金や無利息型普通預金は全額保護され、定期預金や利息のつく普通預金などは 1 金融機関につき預金者 1 人当たり、元本 1,000 万円までとその利息等が保護されます。
スルガ銀行に本商品以外の預金があるときは、その預金を優先し、本商品と合計で元本 1,000 万円までとその利息が保護されます。

18. 利益の見込みおよび損失の可能性
解約の申し出のない限り、預入日から 1 年後の満期日に約定金利で計算した利息を元金に組入れて、自動継続します。
また、預入期間の中途で解約（一部解約を含みます）した場合でも、所定の中途解約利率により計算した利息と元金をお支払いします。
商品提供金融機関の破綻時において、預金保険制度の保護範囲を超える元本および利息については保護されないおそれがあります。

商品の説明

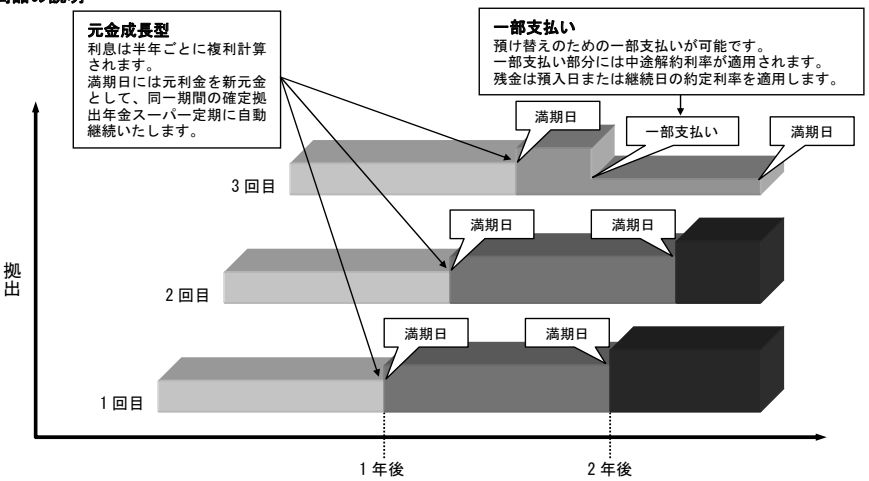

■ 当資料は、確定拠出年金法第 24 条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該預金の勧誘を目的とするものではありません。
■ 当資料は、スルガ銀行が信頼できると判断した諸データに基づいて作成されましたが、その正確性、安全性を保証するものではありません。また、実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。今後、内容については、変更される場合があります。

スミセイの積立年金（利率保証型）

確定拠出年金保険（単位保険別利率設定型／5年）

商品提供会社：住友生命保険相互会社

本商品は元本確保型の商品です

1. 基本的性格

・払込保険料は、毎月１日に新たに設定される保険（=単位保険）に充当されます。
・保証利率は、残存期間5年の国債の流通利回りを基準として、単位保険ごとに毎月設定され、5年間保証されます。
・給付請求時には、年金・一時金での受け取りを選ぶことが出来ます。
・利率保証期間途中の預替え（スイッチング）の場合、解約控除が適用されることがあり、この場合受取金額が元本（払込保険料）を下回ることもあります。

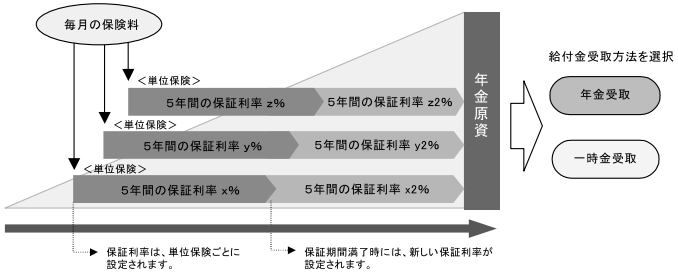

＊ 適用保証利率の設定や、解約返戻金の計算は単位保険ごとに行われます。（注 「単位保険について」参照）
＊ 保証利率とは、契約管理等に係る諸費用が控除された後の実質利率です。

2. 給付の方法

【年金の受取】　＊年金給付の方法は、プランにより異なりますので規約等をご確認ください。

確定年金

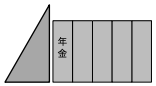

・あらかじめ定められた一定期間、一定額の年金を受取ることができます。
・選択可能な支払期間は、5年、または、10年です。
・年金額は、年金支払開始時の保険料積立金をもとに、年金種類に応じた保証利率等により計算されます。
・年金支払期間中に加入者が死亡した場合には、残存年金支払期間の未払年金の現価に相当する金額が支払われます。

分割払年金

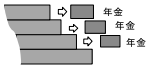

・年金支払開始時の保険料積立金を一定期間分割して受取ることができます。
・支払期間は5～20年の間で規約に定められます。
・単位保険による運用を継続し、年金給付の都度、単位保険の一部が解約され、その解約返戻金が受取額になります。
・金利情勢等により、解約控除が適用される場合があります。

【一時金の受取】
老齢給付金、障害給付金を一時金でお受取りになる場合、または、積立期間中に加入者がお亡くなりになった場合には、請求時点における保険料積立金を一時金として受取ることができます。

＜留意点＞
＊確定年金については、年金支払開始後の他商品への預替え（スイッチング）のお取扱いが制限される場合がありますので、プランの規約等をご確認ください。
＊障害給付金の給付の方法は、一時金受取または分割払年金のみのお取り扱いとなるなどプランの規約等によりますのでご確認ください。

■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該保険の勧誘を目的とするものではありません。
■当保険商品は保険契約者保護機構の対象商品です。

確定拠出年金向け説明資料

スミセイの積立年金（利率保証型）

確定拠出年金保険（単位保険別利率設定型／5年）

商品提供会社：住友生命保険相互会社

本商品は元本確保型の商品です

3.保険の種類
利率保証型積立生命保険

4.拠出単位/拠出限度額
・拠出金額は1円以上、1円単位です。
・毎月の保険料は、確定拠出年金制度上の拠出限度内であれば自由に設定できます。
（払込の一時中断も可能です。）
・他商品からの預替えについても、金額の制限はありません。

5.保険期間
保険料の払込開始時から給付の終了時まで。

6.利率の設定/適用
【積立期間中】
・ 保証利率は、残存期間が5年の国債の流通利回りを基準に毎月１日に設定されます。
・ 当月中に入金された保険料は、当月適用される保証利率で運用されます。

【年金開始後】
《確定年金》
・年金支払開始時に年金種類ごとに保証利率が設定されます。
・年金原資となる保険料積立金は、適用される保証利率で運用されます。

《分割払年金》
・積立期間中と同じです。

＊保証利率は契約管理等にかかわる諸費用を予め差し引いた後の実質利率です

7.保証利率の適用期間
【積立期間中】
保証利率は5年間適用されます（期中で変更することはありません）。
【年金開始後】
《確定年金》
・保証利率は年金支払期間中保証されます。
《分割払年金》
・積立期間中と同じです。

8.利率保証期間満了時の取扱い
・ 利率保証期間満了時における残存期間5年の国債の流通利回りを基準に新たな保証利率が自動的に設定され、適用されます。
・ 新たに適用される保証利率は、次の利率保証期間満了時まで保証されます。

9.配当金
・ 毎年の決算により剰余金が生じた場合、社員配当金が支払われる場合があります。
・資産運用実績の変動による剰余を原資とする配当金（利差配当）はありません。

10.持分の計算方法
・ 保険料積立金は、元本に、保証利率を乗じて求めた利息相当分を加えて計算されます。
・ 解約控除が適用される場合、保険料積立金から解約控除額が差し引かれた金額が持分となります。

11.預替え（スイッチング）時の取扱い
・預替え（スイッチング）による解約は全部あるいは一部について随時可能です。
・解約の際には、解約返戻金として持分額が支払われます。
・預替え（スイッチング）時の市場金利等に応じて解約控除が適用されることがあります。
・適用される解約控除額がそれまでの利息相当額を上回り、結果として受取金額が元本を下回ることがあります。

・実際にお受取になれる金額等については、Web、コールセンターでご確認下さい。
・複数の単位保険を保有している場合、利率設定日が古いものから順次取崩されます。
・単位保険を指定して解約することも可能です。

12.中途退職時の取扱い
離転職などにより、個人型年金や他の企業型年金に移換する場合には、移管金として保険料積立金がそのまま全額移換されます。
（解約扱いではありません）。

13.運用勘定
一般勘定で運用されます。

■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該保険の勧誘を目的とするものではありません。
■当保険商品は保険契約者保護機構の対象商品です。

スミセイの積立年金（利率保証型）

確定拠出年金保険（単位保険別利率設定型／５年）

商品提供会社：住友生命保険相互会社

本商品は元本確保型の商品です

14.セーフティーネットの有無

・この商品は、生命保険契約者保護機構による補償対象商品です。

・生命保険会社が経営破綻に陥った場合、加入時にお約束された給付金額などが削減されることがあります。生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約条件の変更が行われる可能性があり、お受け取りになる給付金額などが削減されることがあります。なお、詳細については「生命保険契約者保護機構：問い合わせ先　03-3286-2820」までお問い合わせください。

注：「単位保険について」

・本商品では、仕組上、毎月1日ごとに独立した保険を設定します（これを“単位保険”と呼びます）。当月中のご入金分（毎月の掛金、および、他の運用商品からの預替え金）は、当月1日に設定される単位保険の保険料として充当されます。

・適用保証利率の設定や解約控除の適用は、単位保険ごとに行われます。したがって、加入者の保険料積立金や解約返戻金は、保険料が入金された年月に対応する単位保険ごとにまず計算され、各単位保険の計算結果を合計することによって求めます。

・当月中のご入金分は、当月1日にご入金いただいたものとして、入金日と当月の適用利率に応じて割戻し計算が行われます。割戻し計算後の金額は“口数”として管理され、ご加入者さま向けの個人別管理資産に関するレポートやWeb上において、本商品の“保有数量”として表示されます。

（口数の具体的な計算例は下図をご参照ください。なお、表示される口数は、端数処理を施すため右図のケースと一致しない場合があります）

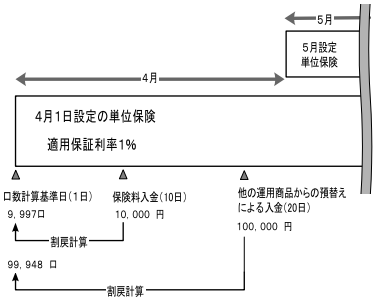

■当資料は、確定拠出年金法第２４条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該保険の勧誘を目的とするものではありません。
■当保険商品は保険契約者保護機構の対象商品です。

＜商品概要書＞

第一のつみたて年金（5年）

有期利率保証型確定拠出年金保険

商品提供会社：第一生命保険株式会社

基本的性格

・確定拠出年金法に定められる「元本確保型商品」です。
・毎月１日に設定される基本の単位保険（以降、単位保険）から構成され、設定時の保証利率を5年間保証します。
・保証利率は、残存期間5年の国債の利回りを参考指標として、単位保険ごとに毎月設定します。
・保証利率適用期間途中の預替え（スイッチング）は、各単位保険設定日（更新日）から、その翌月末までに行う場合および保証利率適用期間終了直前の1ヶ月間に行う場合を除き、その時の市場金利、保証利率、残存期間等に応じた所定の金額が控除されることがあり、これにより、元本（払込保険料）を下回る可能性があります。

【商品の仕組み】

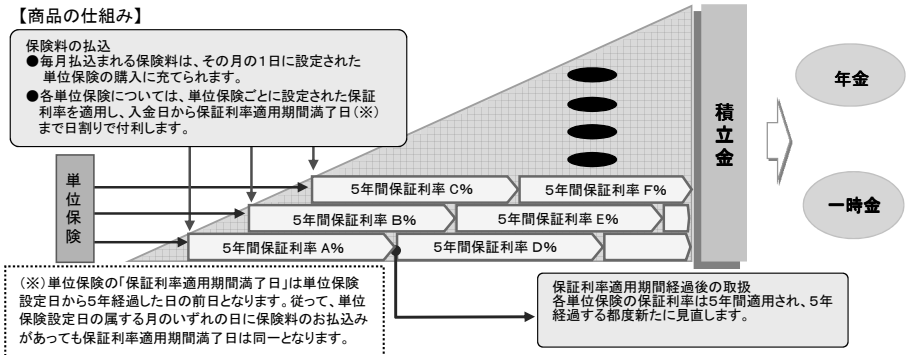

【給付金のお受取の方法】

年金・一時金給付の方法は、ご加入のプランにより異なりますので規約等をご確認ください。

年金の受取

・年金は、確定年金、終身年金、分割払年金から選択できます。
・確定年金・終身年金の元本（年金原資）には、当商品の積立金だけでなく他の運用商品の資産も充当することができます。
・確定年金または終身年金を選択すると、単位保険による運用は終了します。
・「一時金受取への変更」は、年金開始から5年経過以降に取扱い可能です。（終身年金の場合は、保証期間中に限ります。）

■確定年金

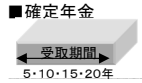

・受取期間中、定額の年金をお受取りになれます。受取期間は、5年・10年・15年・20年から選択できます。
・年金額は、充当する積立金を元本として、受取期間・年金開始後利率に基づき算出されます。
・受取期間中に「亡くなられた場合」または「一時金受取に変更した場合」の一時金額は、残りの受取期間に対応する年金の現価になります。なお、確定年金はこの一時金受取をもって終了します。

■終身年金

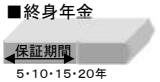

・ご本人が生存されている限り、定額の年金をお受取りになれます。保証期間は、5年・10年・15年・20年から選択できます。
・年金額は、充当する積立金を元本として、保証期間・年金開始後利率・性別・年金開始年齢に基づき算出されます。
・保証期間中に「亡くなられた場合」または「一時金受取に変更した場合」の一時金額は、残りの保証期間に対応する年金の現価になります。なお、終身年金はこの一時金受取をもって終了し、保証期間が経過した以降の年金はお支払いいたしません。

終身年金を選択された場合、ご本人様が生存されている限り、毎年終身にわたり年金をお受取りいただけますが、保証期間中に「亡くなられた場合」または「一時金受取に変更した場合」の受取総額（年金受取総額と一時金額の合計）は、元本（年金原資）を下回ることがあります。例えば年金開始後利率0.5%・男性・年金開始年齢60歳の場合、「亡くなられた場合」の受取総額は、保証期間5年の場合は元本の約2割に、保証期間20年の場合は約8割になります。また「一時金受取に変更した場合」の受取総額は、保証期間10年の場合は元本の約4割に、保証期間20年の場合は約8割になります。（保証期間5年の場合、一時金受取に変更できません。）

■分割払年金

・年金受取開始後も保険料積立段階と同様の方法で運用を継続しながら積立金を一定期間（5年～20年）分割でお受取りになれます。年金受取期間中でも預替え（スイッチング）可能な商品間で預替え（スイッチング）ができます。
・年金額は、充当する積立金試算額をもとに、分割期間、分割割合等に基づき算出されます。
・受取期間中に「亡くなられた場合」は、残りの積立金を、「一時金受取に変更した場合」は、残りの積立金に基づき算出した額をお受取りになれます。なお、分割払年金はこれらの受取をもって終了します。
・年金受取時および一時金受取時（ただし死亡一時金を除く）には、受取時の市場金利に応じた所定の解約手数料が控除されることがあります。

一時金の受取

・「亡くなられた場合」や「年金請求時に年金の支払に代えて一時金受取を選択する場合」は、一時金で受取ることができます。
・この場合、解約時の控除はなく、積立金をそのまま全額受取ることができます。
（年金受取開始後の一時金の取扱いについては、上記の[年金の受取]を参照ください。）

■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該保険商品の勧誘を目的とするものではありません。■当保険商品は生命保険契約者保護機構の対象商品です。■当資料は第一生命保険株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて作成しましたが、その正確性、安全性を保証するものではありません。また、実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

確定拠出年金向け説明資料

＜商品概要書＞

第一のつみたて年金（5年）

有期利率保証型確定拠出年金保険

商品提供会社：第一生命保険株式会社

保険の種類

・利率保証型積立生命年金保険

拠出単位/拠出限度額

・拠出金額は1円以上、1円単位です。
・毎月の保険料は、確定拠出年金制度上の拠出限度内であれば自由に設定できます。（払込の一時中断も可能です。）
・他商品からの預替えについても、金額の制限はありません。

保険期間

・保険料の払込開始時から給付の終了時まで

利率の設定/適用

《積立期間中》
・ 残存期間5年の国債の利回りを参考指標として、単位保険ごとに設定します。
・ 当社が保険料を受領した日から保証利率適用期間終了時まで付利し、途中で変更されることはありません。
《年金開始後》
・ 年金支払開始時に設定します。設定した保証利率は変更いたしません。
※提示する保証利率は契約維持等に関わる諸手数料を予め差引いた後の実質利率になります。
※分割払年金につきましては、給付開始後も積立期間中と同様の方法で保証利率を設定・適用します。
なお、受取の際には解約時と同様、その時の市場金利に応じた所定の金額が控除される場合があります。

保証利率適用期間

《積立期間中》
・5年間（以降5年ごと見直し）
《年金開始後》
・分割払年金を除き、年金支払期間中、適用される利率を保証します。

保証利率適用期間終了時の取扱い

・ 各単位保険の保証利率は5年間適用され、5年経過する都度新たに見直します。
・ 新たに適用される保証利率は、次の保証利率適用期間終了時まで保証されます。

持分の計算方法

・ 払込まれた保険料に、適用される保証利率を乗じて求めた利息相当分を加えて計算されます。
・解約控除が適用される場合、控除後の金額が持ち分となります。

中途退職時等の取扱い

・転退職やご加入のプランの終了などにより、個人型年金や他の企業型年金へ積立金を移換する場合には、解約扱いとせず、移換金として積立金額をそのまま全額移換します。

配当金

・ この保険商品は配当付の商品です。配当金は毎年の決算により生じた剰余金からお支払いするもので、決算の内容によっては支払われないこともあります。

運用勘定

・一般勘定で運用されます。

預替え（スイッチング）時の取扱い

・ 保証利率適用期間途中に、個人ごとの持ち分の全部または一部を解約して預替え（スイッチング）を行なう場合、その時の市場金利と残存年数等に応じて所定の解約控除（市場価格調整）が適用されることがあります。
・ 適用される解約控除額がそれまでの運用利息相当額を上回り、結果として支払金額が元本を下回ることがあります。
・ 単位保険設定日（更新日）から、その翌月末までの解約および保証利率適用期間終了直前の1ヶ月間については、該当する単位保険への解約控除の適用はありません。
・ 解約控除の適用の有無およびその金額については、解約請求時点の市場金利・適用している保証利率、残存年数等により異なります。実際にお受取になれる金額等については、Webもしくはコールセンターでご確認ください。
・ 年金開始後において、年金額の見直し等を行なうには所定の条件を満たしていることが必要です。

セーフティネットの有無

・生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、責任準備金および給付金等の削減などご契約にあたってお約束した契約条件が変更されることがあります。
また、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約にあたってお約束した条件が変更されることがあります。
詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。
（問い合わせ先）
生命保険契約者保護機構 電話03(3286)2820

その他

・レコードキーピング会社によっては、取引に制限がある場合があります。詳しくはレコードキーピング会社にご確認ください。

ご留意いただきたい事項

・この保険の加入にあたって詐欺があった場合、当社は加入を取り消すことがあります。この場合、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。なお、契約者による契約の全部について詐欺があった場合は契約の全部を取り消すことがあります。
・給付金を詐取する目的での事故招致、請求詐欺（未遂を含みます）等、加入の継続を困難とする重大な事由が生じた場合には、当社は、将来に向かってその加入者に関する部分を解除することがあります。この場合のお支払に際しては所定の解約控除が適用されることがあり、支払金額が元本を下回ることがあります。なお、契約者によって同等の事由が生じた場合には、契約の全部を解除することがあります。
・生命保険会社は、物価の高騰その他の著しい経済変動などこの契約の締結の際に予見しえない事情の変更または法令等の改正により特に必要と認めた場合は、保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより主務官庁に届け出たうえで、約款条項の一部を変更し、または保険料、解約返戻金および責任準備金の計算の基礎を変更することがあります。ただし、基本の単位保険に適用されている保証利率は、保証利率適用期間中は引き下げいたしません。ご契約の保険料、解約返戻金および責任準備金の計算の基礎を変更するときは、変更日の2か月前までに契約者にその旨を通知します。
※上記の契約者とは、資産管理機関を指します。

■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該保険商品の勧誘を目的とするものではありません。■当保険商品は生命保険契約者保護機構の対象商品です。■当資料は第一生命保険株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて作成しましたが、その正確性、安全性を保証するものではありません。また、実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。